平成３０年　第３回定例会

大　樹　町　議　会　会　議　録

平成３０年　９月　４日　開会

平成３０年　９月１４日　閉会

大　樹　町　議　会

平成３０年第３回大樹町議会定例会会議録（第１号）

平成３０年９月４日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議会運営委員会報告
第　３　会期決定
第　４　諸般報告
第　５　行政報告
第　６　委員会の所管事務調査報告（経済常任委員会報告）
第　７　報告第　　２号　平成２９年度健全化判断比率について
第　８　報告第　　３号　平成２９年度資金不足比率について
第　９　議案第　５６号　大樹町教育委員会委員の任命について
第１０　議案第　５７号　平成３０年度大樹町一般会計補正予算（第４号）について
第１１　議案第　５８号　平成３０年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について
第１２　議案第　５９号　平成３０年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
第１３　議案第　６０号　平成３０年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について
第１４　議案第　６１号　平成３０年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）について
第１５　議案第　６２号　平成３０年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）について
第１６　認定第　　１号　平成２９年度大樹町一般会計決算認定について
第１７　認定第　　２号　平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
第１８　認定第　　３号　平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第１９　認定第　　４号　平成２９年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第２０　認定第　　５号　平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第２１　認定第　　６号　平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第２２　認定第　　７号　平成２９年度大樹町水道事業会計決算認定について

第２３　認定第　　８号　平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席議員（１２名）

１番　船　戸　健　二	２番　齊　藤　　徹	３番　杉　森　俊　行
４番　松　本　敏　光	５番　西　田　輝　樹	６番　菅　　敏　範
７番　髙　橋　英　昭	８番　安　田　清　之	９番　志　民　和　義
１０番　福　岡　孝　道	１１番　柚　原　千　秋	１２番　鈴　木　千　秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	布　目　幹　雄
総　務　課　長	松　木　義　行
総 務 課 参 事	林　　英　也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒　川　　豊
住　民　課　長	鈴　木　敏　明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	村　田　　修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬　尾　裕　信
建設水道課長兼下水終末処理場長	髙　橋　教　一
会計管理者兼出納課長	瀬　尾　さとみ
町立病院事務長	伊　勢　厳　則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見　由　香

＜教育委員会＞

教　育　長	板　谷　裕　康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和　田　　司
社会教育課長兼図書館長	井　上　博　樹

＜農業委員会＞

農業委員会会長	鈴　木　正　喜
農業委員会事務局長	水　津　孝　一

＜監査委員＞

代表監査委員　　澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長　　小　森　　力

主　　査　　真　鍋　智　光

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成３０年第３回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において

４番　松　本　敏　光　君

５番　西　田　輝　樹　君

６番　菅　　敏　範　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員会報告

○議　　長

日程第２　議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

去る８月２９日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、報告申し上げます。

本定例会の提出案件は、報告２件、委員の任命１件、補正予算６件、決算認定８件、一般質問５議員８項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から９月１４日までの１１日間とし、会期日程はお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしくお願いをいたします。

○議　　長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第３　会期の決定

○議　　長

日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月１４日までの１１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月１４日までの１１日間と決しました。

◎日程第４　諸般報告

○議　　長

日程第４　諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、６月１１日開会の第２回町議会定例会以降の諸般報告を行います。

第１、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定による７月、８月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告をいたします。

第２、一部事務組合議会等について。

十勝圏複合事務組合議会臨時会が７月３０日帯広市において開催され、議長が出席しております。南十勝複合事務組合議会定例会が８月２４日大樹町において開催され、志民、髙橋、船戸議員が出席しております。

第３、委員会関係について。

総務常任委員会が３回、経済常任委員会が５回、広報広聴常任委員会が７回、議会運営委員会が６回、それぞれ開催されております。

第４、会議関係、第５、その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上で、諸般報告を終わります。

○議　　長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議　　長

日程第５　行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成３０年８月８日開会の第３回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

１番目の平成３０年度大樹町表彰式についてですが、大樹町表彰条例に基づく被表彰者の推薦を受け、去る８月２４日、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおりご決定をいただきました。

なお、この後、開催されます家畜品評会などの結果により奨励賞が追加となる場合がありますので、その場合は、次回、議会でご報告を申し上げます。

２番目の航空宇宙関連ですが、ＪＡＸＡや大学による航空宇宙関連実験のほか、イベント等を通じて、本町の取り組みに関する広報活動を実施しております。

３番目の農作物の生育状況については、別紙を添付しておりますが、日照不足などにより、小豆やデントコーンの成育に遅れが見られます。

４番目ですが、選挙管理委員補充員であります、上中島の辻本正雄氏から一身上の都合により辞任したい旨選挙管理委員長に届け出がありましたので、ご報告を申し上げます。

５番目の財産の処分についてでありますが、緑苑の分譲地について記載のとおり契約を締結し、移転登記等の手続が完了いたしましたので、ご報告をいたします。

６番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を８件、物品購入契約を１件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

７番目の人事関係、８番目のその他、来町者、会議出席関係については、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

１、子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会（ＳＴＥＰ）による体験活動の主なものとして、主催事業では、６月１６日の日帰り体験活動を初め、５事業を実施しており、８月１９日から３泊４日の日程で友好都市であります群馬県吉岡町の子ども３０名を受け入れた子ども交流事業を実施しております。吉岡町では、大樹との交流事業が人気であり、今年も５０名を

超す希望者がいて、抽選で３０名に絞るのに苦労したと聞いております。

（２）、（３）の受入事業では、町内外六つの事業を、（４）共催事業では、学童保育所や認定こども園での活動を定期的に行うほか、８月５日の清流まつりにおいて、流木クラフトづくりのブースを設けるなど、町のイベントにも参加しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第６　委員会の所管事務調査報告（経済常任委員会報告）

○議　　長

日程第６　委員会の所管事務調査の件を議題といたします。

調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、松本敏光君。

○松本敏光経済常任委員長

それでは、所管調査２件について朗読で報告させていただきます。

経済常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

１、調査事件名、木質資源等の利活用について。

２、調査目的、町内の木質資源等の利活用について検討するため。

３、調査月日、平成３０年７月４日（水）から５日（木）。

４、調査場所、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（建築研究本部北方建築総合研究所・森林研究本部林産試験場）。

５、視察参加者、経済常任委員会委員６名、随行者、事務局職員２名。

６、調査報告

（１）建築研究本部北方建築総合研究所。

本施設では、寒冷地北海道における、建築・住まい・地域づくり分野を中心とした研究を主に次の３点のテーマ、①環境負荷を軽減する建築・まちづくりの実現、②良質・安全な暮らしを支える建築・まちづくりの研究、③地域と産業を支える建築・まちづくりを行っており、研究成果を地域へ還元することにより、北海道の住環境の向上と関連産業の発展を支えている。

当町においても、平成２６年度から北方建築総合研究所と共同研究で町産木材の建築資材

への利活用拡大を行っており、現在、建て替えを行っている町営住宅には一部町産木材の建築資材を使用し、町内における町産材の利用拡大を図っている。

近年、エネルギーの地産地消の観点から木質バイオマス資源の活用が注目されており、有限な地域の森林資源を有効活用するため、本研究所においても木質バイオマスボイラーの各種研究開発が行われている。木質バイオマスボイラーの燃料となる木チップは、高水分や水分量のばらつきが燃焼トラブルや効率低下を招くとして課題が多く、木チップを一様に乾燥させる技術など、木チップ燃料の品質向上技術とエネルギーロスの少ない熱搬送技術の研究開発により、効率の高いエネルギーシステムの研究開発が行われている。

研究成果を通じて、今後はＡ重油価格相当での木チップ製造を可能として、熱搬送効率の向上などにより、木質バイオマスエネルギーの供給利用の高性能化が期待できる。

当町においても、晩成温泉施設で木質バイオマスボイラーが導入済みであるが、やはり燃料となる木チップの品質安定化や供給体制など、諸課題が多い。木質バイオマスは、地域の森林資源を有効活用し、ＣＯ２排出量の削減や化石燃料から非化石燃料への転換、地域雇用の創出等が期待されるなど、成長が見込まれる分野であるが、費用と効果の検証などが必要である。

（２）森林研究本部林産試験場。

本試験場では、北海道内の木材産業支援を目的として昭和２５年に設立され、以来、環境問題や社会的ニーズの変化など、多様化する課題に対応する研究を行っており、木材産業の発展と道民生活の向上に寄与してきた。

今回、町内の木質資源の利活用方法を調査するため、カラマツの住宅利用を加速する「コアドライ」などの乾燥技術や、中高層建築も可能となる新しい木質建築材料、直交集成板「ＣＬＴ」などの建築材料での木質資源利活用について視察調査を行った。

カラマツ製材は、産業用梱包材として主に利用されており、付加価値が低く、価格が安い利用が主であったが、今後は「コアドライ」などの革新的な技術を用いて、より高価格・高付加価値な住宅用建材などでの利用拡大が期待される。

当町でも、町産材でつくる建築材料の利用拡大など、より付加価値の高い木材資源の利活用やマーケットの拡大に取り組んでいる。

７、まとめ。

管内第３位の森林面積を有する当町において、豊富な木質資源は潜在能力が高く、未活用の林地残材なども含め、木質資源の利活用は成長産業である。

今後、町内の木材産業が発達していく上で、住宅用建材などの付加価値の高い木材利用や、林地残材などを活用した木質バイオマスの有効利用など、木質資源の地域内循環を図るとともに、環境に配慮したエネルギー利用が求められるが、エコノミー（経済性）なきエコロジー（環境保護）は持続されないと言われるとおり、経済性を確保した上で、より長期的な視点に立って木質資源の利活用に取り組むべきものと考える。

当町は、学童保育所・児童館の建設や役場庁舎の建設など、大型公共施設の建設を控えて

おり、環境と経済性に配慮した町産木材の利活用の拡大が必要と考える。

続きまして、

１、調査事件名、水道事業の現状について。

２、調査目的、持続可能な水道事業について。

３、調査月日、平成３０年７月２５日（水）。

４、調査の内容、坂下浄水場及び取水場の現地視察、水道事業の経営内容等について聞き取り。

５、調査対応者、大樹町建設水道課課長 髙橋教一、上水道係長 川口賢治、管理係長 猪狩浩介。

６、視察参加者、経済常任委員会委員５名、随行者、事務局職員２名。

７、調査報告。

（１）坂下浄水場及び取水場の現地視察。

坂下浄水場の取水場について、前回調査（平成２８年）では、災害の影響で少量の降雨などでも濁度が上がりやすいとのことであったが、いまだ状況は大きく改善せず、雪解けや降雨などにより濁度が急上昇し、取水停止になる時間が多い。

濁度上昇の原因は、歴舟川支流河川に土砂崩れ等が多い可能性があるとの報告を受けており、取水場内に大量の流木・土砂が溜まるため、濁度の上昇を抑えるには、定期的な清掃が必要である。

現行の浄化設備では、濁度３００度以上を処理することが難しく、取水停止を押さえるためには、ろ過池前段階での高濁度処理施設の導入も検討しているが、坂下取水場等の設備も老朽化など耐用年数が短くなってきており、高濁度処理設備建設費も高額になることから、導入については慎重に検討しているとのこと。今後は、当町も人口減少が見込まれる中、大規模な設備投資は費用回収が難しいことも事実であり、坂下系配水の維持・運用は将来的に将来的にはますます厳しい状況になることが見込まれる。

（２）水道事業の経営内容について聞き取り。

水道事業の経営状況については、赤字経営が続いており、一般会計からの繰入金は国が定める基準内での繰り入れは受けているものの、赤字補塡の基準外繰入金は受けていないため、累積欠損金が増え続けている。また、既存の浄水場や配水管などの施設も老朽化しており、大規模な設備更新を控えている。

配水管等の更新計画では、町内の全配管延長約３６０キロメートルの更新費用が約４０億円、そのうち重要度が高い優先管路（約１１７キロメートル）の更新で約２３億円が必要と試算している。

水道設備の更新費用も高額であり、財政の健全化などの考慮が必要である。また、水道の広域化についても情報収集を行っているとのことで、仮に十勝中部広域水道企業団に参加し、坂下系配水を広域化した場合、浄水場から当町までの約１２キロメートルの管路整備が必要となり、工事費は約１４億５，０００万円必要になる試算となる。このほか、管路整備

の工事費以外にも年間約３，０００万円の使用料と十勝中部広域水道企業団が最初に設備投資したダム及び浄水場等の加盟自治体の負担についても、途中加入した場合、費用が発生する見込みである。

８、まとめ。

水道事業は、町民の生活に欠かせない大切な生活インフラであるが、現状の水道事業の財務状況や将来負担が見込まれる設備更新費等を考えると、事業継続性に疑義が生じてしまう。

費用削減などの経営努力はもちろんのこと、料金改定も含めた抜本的な改革が必要な時期に来ていると考える。例えば水道料金の用途別区分を大口と小口で分けた運用をするなど、住民理解を得ながら、柔軟な対応で、持続可能な水道事業の構築を図るべきである。長期的な視点に立ち、将来の子どもたちに負の財産を残さないことも、我々の責務である。

水道事業の現状と未来について、住民と関係団体に説明責任を果たしてもらい、広域化・民営化等あらゆる方策を慎重に議論・検討し、重要な生活インフラの安定確保を図ることが必要である。

○議　　長

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◎日程第７　報告第２号

○議　　長

日程第７　報告第２号平成２９年度健全化判断比率についての件を議題といたします。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第２号平成２９年度健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４項目となっています。実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから、算定はされません。連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び５特別会計が黒字であること、

病院、水道事業会計における資金不足額が発生していないことから、算定はされません。実質公債費比率は、前年度比０．１ポイントプラスの９．６％、将来負担比率は、前年度比０．５ポイントプラスの２３．４％と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

これらの内容につきましては、去る８月３日に監査委員への説明と内容の審査をお願いし、意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げ、報告第２号の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

ただいま、報告第２号平成２９年度健全化判断比率について報告ありましたが、報告に対する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第２号平成２９年度健全化判断比率についての件を終了いたします。

◎日程第８　報告第３号

○議　　長

日程第８　報告第３号平成２９年度資金不足比率についての件を議題といたします。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第３号平成２９年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、公共下水道事業、水道事業、国民健康保険病院事業が対象となりますが、３事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

これらの内容につきましては、去る８月３日、監査委員への説明と内容の審査をお願いし、意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げ、報告第３号の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

ただいま、報告第３号平成２９年度資金不足比率について報告がありましたが、これより報告に対する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第３号平成２９年度資金不足比率についての件を終了いたします。

◎日程第９　議案第６９号

○議　　長

日程第９　議案第５６号大樹町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第５６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命についての同意をお願いするものであります。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第５６号教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち小島真由子氏は、平成３０年１０月１０日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めたい。

記。

大樹町字美成３２１番地５、小島真由子氏。

昭和５１年２月２日生まれ。

小島氏におかれましては、美成にお住まいで、現在４２歳。人格も高潔で４人のお子さんの母親として教育全般に対し深い熱意と関心をお持ちであったことから、本年５月の臨時町議会において教育委員としてご同意をいただいております。委員就任から３カ月余りとなりますが、この間の実績も踏まえ、引き続き本町の教育行政を牽引していただきたく、再任についてご提案を申し上げるもので、任期については１０月１１日から平成３４年１０月１０日までの４年間であります。

なお、議案下段には法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご審議の上同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５６号大樹町教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩　午前１０時３５分

再開　午前１１時１５分

○議　　長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１０　議案第５７号

○議　　長

日程第１０　議案第５７号平成３０年度大樹町一般会計補正予算（第４号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第５７号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成３０年度大樹町一般会計補正予算（第４号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ４，５３１万７，０００円の追加と債務負担行為の設定、地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第５７号平成３０年度大樹町一般会計補正予算（第４号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ４，５３１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６９億２，０４３万５，０００円とするとともに、債務負担行為の設定と地方債の補正を行うものでございます。

内容につきまして、資料でご説明申し上げますので、５ページをお開きください。

なお、補正予算の財源内訳につきましては、特定財源のあるもののみご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、総務費でございます。庁舎建設費でございますけれども、２款１項１０目諸費の次に、新たに１１目として庁舎建設費を追加してございます。この中で、役場庁舎建設事業を計上いたしました。報酬と旅費で６万７，０００円の増でございます。

役場庁舎の改築に向けましては、現在公募型プロポーザルを実施しているところでございますけれども、応募者の中から契約先を選考するに当たりまして、職員５名、住民５名による選考委員会を設置したいと考えております。その設置した選考委員会の住民の方に対する報酬と費用弁償を計上したもので、選考会議につきましては、２回の開催を予定してございます。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、委託料で３９万８，０００円の増。財源は、国道支出金が３９万７，０００円の増、一般財源が１，０００円の増でございます。マイナンバーカードなどへの記載事項の充実を図るため、住民基本台帳システムの改修を行ってございますけれども、それに伴います連携テストなどを委託するものでございます。

次に、民生費、社会福祉総務費、臨時福祉給付金事業。償還金、利子及び割引料で１０万６，０００円の増。昨年度の臨時福祉給付金事業に係る補助金につきまして実績確定に伴い超過交付分を返還するものでございます。

次に、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金、利子及び割引料で３６２万１，０００円の増でございます。昨年度の障害者自立支援医療費や給付費、総合支援事業費に係る実績確定に伴いまして超過交付分を国及び道に返還するものでございます。

５ページの下段をご覧ください。

発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料から負担金、補助及び交付金までで１，３３３万３，０００円の増。財源につきましてはその他、こちらにつきましては、分担金及び負担金でございますが１，０１７万５，０００円の増、一般財源が３１５万５，０００円の増でございます。発達支援センター「むぅく」の人事異動によります人件費の補正でございます。職員２名が増員配置となりましたことにより増額するもので、特定財源につきまし

ては、関係４町村からの負担金でございます。

次のページをお開きください。

児童福祉施設費、児童保育一般経費、報酬と償還金、利子及び割引料で１８万７，０００円の増。報酬につきましては、子ども・子育て支援会議の開催回数の増による委員報酬の追加でございます。償還金、利子及び割引料につきましては、子ども・子育て支援交付金の平成２９年度実績確定に伴いまして超過交付分を国庫に返還するものでございます。

続きまして、衛生費、健康づくり推進費、健康推進事業、負担金、補助及び交付金で１，３１１万６，０００円の増でございます。南十勝で唯一、人工透析を行っております医療機関であります医療法人慈弘会森クリニックのほうから透析機器の更新に要する費用の支援要請が関係５町村にございました。これに基づきまして、開設費の対応なども踏まえまして、事業者を含めまして協議を進めてまいりましたが、このたび支援内容につきまして協議がまとまりましたことから、予算措置をお願いするものでございます。

なお、支援対象といたしましては、機器のカタログ、見積書など参考資料として別添でお配りさせておりますので、ご参照をお願いいたします。

次、農林水産業費、農業振興費、北海道中山間地域等直接支払交付金事業、負担金、補助及び交付金で１２万３，０００円の増。財源につきましては、国道支出金で９万２，０００円の増、一般財源につきましては３万１，０００円の増でございます。対象の用地面積に応じて交付されます中山間地域等直接支払交付金につきまして、当初は平成２９度の実績により予算計上してございましたが、交付対象農地が増加したことに伴いまして、予算を追加するものでございます。交付の単価につきましては、１０アール当たり１，５００円、国が２分の１、道と市町村が４分の１ずつの負担となってございまして、地方の負担分につきましては特別交付税措置がございます。

続きまして、経営体育成支援事業、償還金、利子及び割引料で７万８，０００円の増。財源につきましては、全額がその他、諸収入でございますが７万８，０００円の増。全額が都道府県の支出金で措置されておりました農業用機械や設備に対する補助事業でございますが、平成２８年度の執行事業に消費税相当分が加算されていたものでございます。この消費税の取り扱いにつきまして、道庁からの明確な指導はなかったのですが、対象外との見解が今回示されたことに伴いまして、補助事業者から当該補助金分の返還を受けて北海道に返納するものでございます。

次に、機構集積協力金交付事業、償還金、利子及び割引料で４７４万２，０００円の増。財源につきましては、全額がその他、諸収入でございますが４７４万２，０００円の増。農地中間管理事業で賃貸者合意が成立していました農地の一部につきまして、その合意が解除されたことに伴いまして補助金の交付要件を満たさなくなりました。このため、賃貸者合意を解除した農業者から交付済み補助金相当額の返還を受けまして、道庁に返還するものでございます。

続きまして、担い手確保・経営強化支援事業、償還金、利子及び割引料で１４万９，００

０円の増。財源につきましては、全額がその他、諸収入で１４万９，０００円の増でございます。こちらにつきましても、先ほどの説明同様、都道府県支出金で全額が措置されます農業用機械設備に対する補助事業でございますが、平成２８年度の執行事業に同じく消費税相当分が加算されていたものでございます。同様に、道庁からの指導はなかったのですけれども、今回、対象外ですよとの見解が示されたことに伴いまして、補助事業者から補助金の返還を受けまして、北海道に返納するものでございます。

続きまして、畑作構造転換事業、負担金、補助及び交付金で８５８万５，０００円の増。財源は全額が国道支出金でございます。国の補助制度を活用いたしまして、大樹町農協が事業主催となって行います畑作経営における省力化推進のための作業機械導入並びに生産性向上技術の導入を支援する事業でございます。バレイショの植え付け時の消毒器の購入や種芋におけます一層の罹病率の低減、品質向上に向けた栽培方法への取り組みに対しまして補助金が交付されるものでございます。この事業につきましては、５月の臨時第２回町議会で補正をお認めいただいておりますが、繰越明許費であります国の予算枠に余剰が見込まれるため、追加要望の受け付けがありまして、今回、農業機械を追加購入するものでございます。

次のページをお開きください。

商工費、商工振興費、起業家等支援事業、負担金、補助及び交付金で８１万５，０００円の増。この事業を活用いたしまして町内で新たに飲食店を開業したいとのお申し出をいただきました。内部で内容を審査いたしましたところ、補助要件に合致しておりましたので、規定の予算で不足が見込まれる相当額につきまして追加で予算措置をお願いするものでございます。

以上、合計で補正額４，５３１万７，０００円の増。国道支出金９０７万４，０００円の増、その他１，５１４万４，０００円の増でございます。一般財源につきましては２，１０９万９，０００円の増でございます。

続きまして、第１表の歳入歳出予算補正をご説明しますので、最初に歳出の２ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額６８億７，５１１万８，０００円、補正額２款総務費から７款商工費まで４，５３１万７，０００円の増、補正後の歳出合計が６９億２，０４３万５，０００円。

続きまして、歳入の１ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額６８億７，５１１万８，０００円、補正額、１２款分担金及び負担金から２１款町債まで４，５３１万７，０００円の増、補正後の歳入合計が６９億２，０４３万５，０００円となるものでございます。

続きまして、第２表債務負担行為をご説明しますので、３ページをお開きください。

事項、最初に役場庁舎建設事業、役場庁舎建設設計業務委託、期間につきましては平成３０年度からで平成３１年度まで。限度額は７，２９１万円でございます。現在、庁舎の改築に向けた基本設計、実施設計を進めるための公募型プロポーザルを実施してございますけれども、設計業者を選定の上、１０月中旬には契約を進めたいと考えてございます。このため、

契約の前提となります予算措置につきまして、今回、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。基本設計相当業務につきましては来年５月、実施設計に相当業務につきましては再来年１月の完了を予定しておりまして、平成３０年度中の委託料の支払いは予定をしてございません。いずれも平成３１年度の支払となることから、今回、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、事項、大樹高等学校海外見学旅行に伴う費用に対する助成、平成３１年度の入学生分でございます。期間につきましては平成３２年度、限度額は国内見学旅行費を超える相当額でございます。平成３１年度の大樹高校新入生の募集に当たりまして、台湾への見学旅行の実施に伴います、かかり増し経費につきましては、大樹町が支援することについてお認めいただくため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、第３表地方債補正を説明しますので、４ページをお開きください。

第３表地方債補正。

今回は、地方債の変更でございます。起債の目的、臨時財政対策債、限度額１億６，０００万円を１億６，３８６万５，０００円に３８６万５，０００円増額いたします。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。平成３０年度の普通交付税の算定が終了したことに伴いまして、臨時財政対策債への振り替え可能額も確定いたしましたので、限度額いっぱいまで発行可能額の変更を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第５７号平成３０年度大樹町一般会計補正予算（第４号）の審議については、大樹町議会会議規則第５４条、ただし書きの規定を運用し、歳出のみ、款ごとに質疑をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５７号平成３０年度大樹町一般会計補正予算（第４号）については、歳出のみ、款ごとに審議を進めることに決しました。

それでは、資料の平成３０年度大樹町一般会計補正予算事項別名明細書（第４号）の歳出、１３ページ、２款総務費から１６ページ、７款商工費まで、款ごとに質疑を受けます。

初めに、２款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

質問回数が少ないので、まとめて聞いていきます。

まず１点目のプロポーザルの審査の審査員の報酬の６万６，０００円と費用弁償の１，０００円ですが、大樹町のプロポーザルの選定委員会の設置要綱の中の第５条において、必要があると認められたときには学識経験者以外の職員以外の者を委員とすることができるという内容なのですけれども、今の説明の中では、職員５名、住民５名という説明を受けたのですけれども、学識経験者等の職員以外というのはそこに該当するという意味なのか、住民のどういった方５名を選定しているのか、その辺は、選定委員会の要綱の中でも非公開とあるので、どういう方を選定しているかということ、それも非公開なのか、その辺をまず１点お聞きしたいと思います。

２点目ですけれども、債務負担行為の７，２９１万円の基本設計、実施設計、それぞれ合わせて７，２９１万円だと思うのですけれども、基本設計と実施設計の詳細、積算根拠についてお聞きしたいと思います。

３点目ですけれども、今、大樹町はプロポーザル公開受け付け中なのですけれども、プロポーザルの実施要領の中において、５のプロポーザルの参加資格の中において、道内に本店支店を置く単体で、町の建築設計の入札参加資格を持ち、また国や地方団体の庁舎等で第２類を含めて延べ床面積が１，７００平米以上でその履行実績があるものとし、平成１５年以上の実績したものとあるのですけれども、建築業者、設計業者が、この枠の中で十勝管内で何社あるのか、また道内で何社が資格を持たれているのか、まずその辺聞きたいのと。

最後に、この内容の６番目の業務実施上の条件の中で、町では実施設計段階で建設施工者がかかわるＥＣＩ方式、技術協力施工タイプの導入ですけれども、検討しているため導入について承諾できることと記載されているのですけれども、これは新しい国の法律、公共事業の品質確定という法律で規定されている３タイプの一つなのですけれども、検討中なのですけれども、導入に当たっての利点、そういったメリットがあるのか、また課題もあるのですけれども、その課題をどう克服していくのか、まずそれについてお聞きします。

○議　　長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまの何点かのご質問に対して、逐次お答えをいたします。

まず、プロポーザルの選考委員会の委員でございますけれども、ご指摘のとおり学識経験者以外の者を委員として参画することができるという形になってございまして、今回、住民の５名の方は、建築とか設計とかに対する学識という部分もございますし、地域の行政運営に関する学識ということでもございますので、何々博士とかそういう人ではない形でございますけれども、民間の方５名をお願いした経過がございます。

お名前は別にいたしまして、選考区分について申し上げます。選考区分につきましては、まず一つ、この改築等という方向に向けていただきました大樹町庁舎改築検討委員会委員からお一人、それから大樹町行政区長連絡協議会からお一人、それから大樹町商工会の女性部からお一人、大樹町商工青年部からお一人、大樹町社会福祉協議会からお一人、それぞれご

推薦をいただくような形でお願いをするものでございます。

続きまして、債務負担行為の設定をいたしました７，２９１万円の内訳という形でございます。大きく申し上げますと、基本設計に相当する部分、それから実施設計に相当する部分の二つに分けてございます。

まず最初に、基本設計業務に相当する部分でございますが、純粋な設計業務につきましては１，３３０万円程度の予算を見てございます。また、内訳といたしましては、そのほかに特別経費、測量であるとか地質の調査、それから木質ボイラーの導入検討、それから今現在の庁舎が本当に使えないのかどうか、何らかの形で使うことができないのか、そういった調査を含めまして特別経費として９８１万円、消費税を含めまして基本設計業務の相当額といたしまして２，４９５万９，０００円でございます。

なお、当該業務につきましては、平成３１年５月までをもくろんでいるところでございます。

また、特別経費の中には、北総研、北海道向け、寒冷地であるとか積雪の建築物について非常に豊富な知識と経験を有してございますので、こちらのアドバイス料といいますか、そちらの意見も聞くようにという形で受託者のほうに調整をかける形でもございます。

また、実施設計の業務につきましては、純粋な設計業務につきまして３，５２５万９，０００円、それから特別経費といたしましては、既存庁舎をもし使うという形になった場合に、その改修のための設計費が上乗せになりますので、これの相当額分といたしまして、並びに北総研との継続協議につきまして、合わせて９１４万円を計上し、消費税込みで４，７９５万１，０００円を実施設計業務の相当分としてみているところでございます。

なお、実施設計につきましては再来年の１月の終了を目途としているところでございます。

それから、プロポーザルの要領の中の参加資格の部分でございます。

実際、役場庁舎の規模の建設工事、大樹町で過去にどれぐらいあったかというと、多分そんなにないものと考えてございます。ただ、東日本大震災、阪神大震災以降、災害拠点施設の庁舎の重要性が見直されてございまして、また、建築基準法の改正なんかも含めまして、役場の耐震化並びに災害対応強化のための庁舎改築を進めている自治体が増えてございます。もちろん私どもと同規模の自治体もございますし、はるかに大きなところもございます。

こちらの基準の設定に当たりましては、まず、ある程度実績を持っていなければ安心してお願いすることができないだろうという形で、道や市の建物の実績をお持ちのところにある程度そこの縛りをかけさせていただいたものでございます。もちろん、国・地方公共団体につきましては、ある程度同じような縛りといいますか、実績を重視する、それから国や地方公共団体の施設を設計した実績を持っているということは、庁舎の設計なんかにも直結するものと考えてございますので、こういった条件を他町村の例も参考にいたしながら設定させていただいたものでございます。

申し訳ございません。これを満たす業者が十勝管内並びに北海道内に何社あるのかという

ところにつきましては、調べてございません。実は資格は十分クリアするけれども、専任技術者を配置できないとかというところで、二の足を踏まれているところもあるのだろうとは考えてはございますけれども、例えば専任の技術者を例えば３人４人という形の条件にしていますので、人数はいるけれどもほかのところと兼務しているとかという形で、ご辞退される方もいるのではないかなという形でございます。１社１社、その技術者がいてもほかの仕事も一緒にやっているというのがありますので、実際に何社ができるのかという、何社がその要件に合致するのかという部分につきましては、大変申しわけございませんが、会社の数を申し上げることはできません。

それから、新たな手法としてのプロポーザルの要領の中の６番目でございます。

ＥＣＩと呼ばれますけれども、技術協力施工、要は設計者が設計段階から実際に工事を行う人たちの技術協力を取り入れながら円滑に建築業務を進めましょう。

それに伴ってのメリットでございますけれども、まず一つは、設計と施工の乖離というものがなくなります。施工を予定される方が設計者に対して、こういった形がいい、こうしなければここはできない。逆に、設計者、施工者が、こういったものをつくるけれども、そういうことができるかという意見調整をしながら最終仕様を確定できますので、後戻りがない、もしくは工期の遅れとか、そういったものがない。

また、設計段階から受注をある程度確定させていますので、資材の先取りなんかによる経費の引き下げ、会社的には経営的にさきの仕事もきちんと見込んでやっていける、そういったような部分がございますし、何よりも、設計者と施工者が同時に進めることによりまして、同じコストであればより品質の高いものを目指すことができる。同じ品質のものであれば、よりコストを下げることについて取り組んでいくことができるのだろうという形で考えてございます。

デメリットの部分でございますけれども、実際、先取りした部分で、例えば受けている業者が何らか天変地異、災害等で突発的異常により、中間で施工することが困難になった場合も契約上のものでもございますので、そこについてはある程度責任を求められるのだろうという部分もございます。

また、実際は複合、要は共同企業体による建築とか機械とか電気とか、各工種ごとに大樹町の場合はＪＶを組んでいただいて、その異業種のＪＶが一つになって建物を完成させるだけの組織体をつくるということが、このＥＣＩ周辺で行われていますので、そういった場合になりますと複合体の組み方、うまく仲間づくりといいますか、連携がとれるのか、企業同士、施工者同士がうまくグループ割ができるのか、そういった不安は発生いたしますけれども、その辺が課題なのかなと思うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

内容についてわかりました。

それで、今の住民５名の選定の中で、いろいろ職種の方を上げられたのですけれども、その中で、第１次産業、農林水産業の代表の方が入っていないのですけれども、入っていないというのは何かあったのか、たまたま偶然そうなったのか、その辺１点聞きたいのと。

それと、ＥＣＩ方式の導入において、最初から設計者と施工者がある程度協定を結びながら事業を進めていくというのが、最終的にそうなるということで、最後は随契で工事が発注になると思うのですけれども、従来は、基本設計、実施設計、工事と、部分入札方式をとっていました。指名競争入札、一般競争入札をとっていたのですけれども、地元企業の施工者の参加資格に影響が出てこないのかというのを一つ聞きたいのと、もう一つは、導入に伴って今は検討中なのですけれども、導入する、しないというのは、どの辺の時点で結論を出すのか。その辺、３点聞きたいのです。

○議　　長

松木総務課長。

○松木総務課長

まず１点目の選考委員会に対する農業関係者が入っていないねというお話しでございます。おっしゃるとおりでございます。実際、農業以外の方、例えば水産業の方も林業の方も実は入っていらっしゃらないのですけれども、イメージといたしましては、女性、それから若干若い方、それから過去の経緯を知られている方、そこが改築検討委員会の部分でございますけれども、そういった方をやりながら、例えば人数を増やすことはやぶさかではないのですけれども、プロポーザルの提案があってから選考までに非常に時間を要すると、そういった部分もございまして、ある程度ピックアップされるグループ分けの中でその五つを選んだところでありまして、農業を排除したとかそういったことは全くございません。ただ、優先的に考える中で、商工会の女性部、それから青年部、そういった方たちが含まれて、組織的には農林水産が入っていなかったという、結果論としてそういう形になるものでございます。

それから、入札でございます。

実は、大樹町の工事を進める要綱の中で、２億円以上の大型事業につきましては、業者の技術力を結集してよりよいものをつくっていただきたいという形で、原則として共同企業体をつくってくださいと言ってございます。

この共同企業体は、今まで私ども、病院、学校、その他の大型施設、全て共同企業体をつくってまいりました。共同企業体には、工事の実績とか何とかでいろいろ仕切りはつけるわけでございますけれども、実際私ども、生涯学習センターが２５億円程度、それから病院も１０億円を超える、そういった形の工事も地元が参画してやってきている実績がございます。ですから、当然地元企業が入れないとか、そういった要件になるようなことは今後もといいますか、過去の事例から踏まえまして、ないだろうというふうに考えてございます。

ただ、あくまでもＪＶにつきましては自主結成でございますので、その方たちが大樹町の庁舎について取り組んでみようかと意思表示がなされないとなかなか参加できませんので、そこについては、町内町外かかわらず、公募といいますか、ＪＶにつきましては告示した上でその顛末を見守るところでございます。

それがＥＣＩになっても、基本は同一工事の共同企業体ＪＶが異業種ごとに集まって来るという形になりますので、建築のＪＶ、設備のＪＶ、電気のＪＶ、そういった形のものが集団になる、異業種で連携するという形でございます。ですから、個々の工種のＪＶにつきましては今までも実績はございますし、そこについて、地元なり管外なり、そういった部分の影響は今までよりも悪化するということはまずないと考えてございます。

あと、異業種との連携につきましては、これも縁でございますので、どういった形になるかわかりませんけれども、もしＥＣＩを選定する場合にどういった事業体を選ぶかというのは、ある程度発注者側の裁量といいますか、発注者のつける条件の中に、例えばよその町の事例を見ますと、地域貢献であるとか、そういったところも評価ポイントにしているところもございますので、そういった部分も踏まえながら考えていくものでございます。

ＥＣＩにするか、指名競争入札にするかの決定時期でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、来年の５月ぐらいまで基本設計が進められてございます。基本設計の中でどの程度の技術力、どの程度の工期、どの程度の予算、そういったものが大まかに見えてまいります。その内容を勘案しながらでなければ、従前方式がいいのか、新たなＥＣＩ方式がいいのかというのは、なかなか判断がつかないのだろうかと考えています。ですから、基本設計が進む中で、きちんと協議しながら、いろいろなところにご相談しながら、その方法を選択していくことになると考えてございます。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それでＥＣＩ方式、国の法律で定められているので、やることは認められているのですね、ただ３タイプあるので。ただ、うちのような５，０００、６，０００人以下の小さな地方団体において、まだまだ課題が多いと思うのですよ。今、説明をいただいたとおりに、例えば甲のＪＶ、乙のＪＶと異職種で組むのですけれども、そういったことで意識の統一がきちんとできるのかとか、またそこにおいて専門員、技術員の専門職がきちんと配置できるかという課題が結構出てくるのですね。

それと、そういうことを考えると、まだまだ課題が多いので、最後に町長にお願いしたいのですけれども、もっと議論を重ねて、来年５月で最終的には決定するのだろうと思うのですけれども、もっと議論を重ねて、今までの大樹町のやり方というのがありましたよね、指名競争入札、そういうことを十分踏まえながら、管内とか地元業者が参画しやすいようなＥ

ＣＩも含めて、その辺も予定の入札を町長にお願いしたいのです。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、役場庁舎の建設に当たって工法、どういう手法をとれるかというご議論をいただいております。やはり一番いいのは、町にとって役場庁舎を建てるに当たってどういうメリットが出るかというところが一番大きいかなと思います。もちろん地元の関係する皆さんにもそのお力をぜひ発揮していただきたいなというふうに思いますが、まずは、町にとってどういう方法が一番いいかということは、しっかり念頭に置いて考えていきたいなと思います。

新しいＥＣＩという方式が出てきたということは、やはりそれが必要だというような時代のニーズもあるのかなと思います。ただ、議員がおっしゃるように、私どもの町でそれを適正に運用しながら役場庁舎が建てられるかどうかというのは、またそれはやっぱりしっかり考えなければならない点でもありますので、基本設計が上がるまでにはいろいろな情報、または他の自治体での取り組み等も参考にしながら、一番大樹町にとっていい方法について検討していければなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

１項目だけ、中身は齊藤議員が相当やっておりますので、それ以上は言いません。

基本設計の中に木質ボイラーの導入調査、この調査というのはどういう意図で、役場庁舎だけなのか、現実的には、今後のことも踏まえた調査なのか。中身が、導入という言葉が入っているということは、入れるのか、入れるための調査をするというふうに私は認識をするのですけれども、庁舎だけのための調査なのか。それから、この一帯全部、生涯学習センターを含めた調査なのか、１点、お聞かせをお願いいたします。

○議　　長

松木総務課長。

○松木総務課長

今回、調査の建設設計業務委託の中に、木質ボイラーの検討というのを特別経費の中で見込んでございます。こちらにつきましては、町全体の木質バイオマスの活用の検討についてのものではございません。役場庁舎に関してでございます。

過去、木質バイオマスの利活用につきましての調査業務を行ってございます。いろいろご質問等いただいてございましたけれども、確かにセンター方式であるとか、個別管理方式であるとか、いろいろなパターンがございました。また、木質ボイラー自体も性能の向上とかございまして、実はわずか数年なのですけれども、結構情勢が変わってきてございまして、

再度洗い直しをする必要があるのだろうと考えてございます。

そのため、その全体の見直しというのはここではなく、別の形態が必要だなと考えてございまして、この基本設計に入れているのは、役場庁舎で木質ボイラーを利活用する場合にどういったメリットがあって、どういったデメリットがあるか。それから、具体的な費用が幾らぐらいになるか。例えばどこにチップの置き場を入れるとか、そういった形の検討をしたいただいた上で導入するかしないか、導入することにメリットがあるかないか。そういった部分を踏まえての調査検討でございまして、町全体の木質バイオマスの利活用に関する調査業務はここには含まれてございません。

以上です。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之議員

庁舎だけということであれば、前から町長は木質ボイラー導入という、議員の中にもそういうご意見がございます。ここで庁舎だけをやる必要が本当にあるのかなと。であれば、もう少しきちっとした見地に立って、二重になってしまうのではないかなと僕は思うのですよ。どっちに転んでも木質ボイラーを入れたにしても、代替措置でボイラーを置くことになるのだろうというふうに思います。そうであれば、一体的な考え方に基づいてここの予算を、やることも必要なのだろうと思うのだけれども、これはもう少し庁舎内で検討をしていただきたいなと思います。

役場に置くことによって、そのメリットができるよということであれば、それはそれでよしと。ただ、本当にチップが大樹できちっと本当にできるのかなという不安もございますから、十分検討を町全体としてお考えをいただきたいというふうに思います。

最後に一つだけ、新しい工法で入札というか設計業務を委託したり、工事まで安いコストで立派なものをつくるという努力は敬意を表します。ただ、お願いをしたいのは、やはり大樹町に根を張る業者を育成という町長の思いもあるのだろうと思いますので、そこら辺も加味した上で十分議論を尽くしていただきたいというふうに思うのですが、町長、最後に一言だけお願いをいたします。チップのほうも、町長の思いがあればやってくれても、軽くでもいいし、どちらでもいいです。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

役場庁舎の改築に当たっては、当初、大樹町で平成２６年度につくった木質バイオマスの導入計画というものが今現在ありますので、それに基づいて進めていくべきだというふうには考えております。ただ、あの計画をつくった時点と、今、総務課長からの説明でもありましたが、情勢が変わってきているというところもありますし、今回、北総研のほうに、役場庁舎の改築に当たっての関係で、私のほうで視察に行ったときも、北総研のほうからも木質

ボイラーの導入が自治体でとまっているというような道内の状況、またはなかなかうまく進んでいかないという状況のご指摘もいただいたというふうに、私も復命書のほうで確認をさせていただきました。

今後、役場全体、または町全体での木質ボイラーの導入については、検討する場面が出てくるかなというふうに思っておりますが、今現在、役場庁舎を改築するに当たっては、どういう熱源を活用していくかというところは、大きな課題だというふうに思っておりますし、まずは木質ボイラーの検討を進めるというのが大樹町としては第一義かなというふうに思っておりますので、ありきではありませんが、まずはどういう形での木質ボイラーを導入して役場庁舎を建てていけるかというところについては、基本設計の中で検討していきたいというふうに思っております。

今回、建設工事の手法に当たって、従来から行っております指名競争入札とはまた別なＥＣＩ方式という内容についても検討を進めているところでもあります。常々説明でもお話でもさせていただいておりますが、ＥＣＩ方式ありきで進んでいるという思いは全くありません。ただ、昨今、管内でもこの方式を取り入れて公共施設を建築していくという流れが出ておりますので、そういう新しい流れについては、当然、検討すべきだなというふうに思っているところでもあります。

全ての手法において、工法においても、地元の皆さんのお知恵、今までの経験値はぜひ発揮していただけるような、そういう場を私も望んでおりますので、そういう場が発揮できるような、そういう形で、ぜひ役場庁舎の改築に当たってもかかわっていただければなと思っております。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之議員

町長が、大樹の業者含めて、お知恵をいただきながら立派な庁舎をという思いだろうと思います。我々も同じ思いであります。役場というのは住民の生命、財産を守る一番拠点ですから、しっかりと議論を交わし、住民の税を使うわけですから、十分よかったなと言われるような建物をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁は結構でございます。終わります。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

時間が気になると思いますので、簡潔に言います。

同僚議員からもありましたが、検討委員会の関係で、大樹町の看板である役場庁舎の建設に対する検討委員会、その委員５名の選定に当たって、大樹町の基幹産業であるという第１

次産業から誰も入っていない。商工会下の建設でないのですから、例えば女性部にしろ、青年部にしろ、第１次産業の団体にもあると思いますので、その辺の検討を、のけものにしたのではないと思いますけれども、そこは幅広く意見を聴取するという中では必要でないかと思いますので、そこは再度検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長

松木総務課長。

○松木総務課長

ぜひ基幹産業の農業者から選考委員を入れるようにというご指摘でございます。

実は、プロポーザルの進み方といたしましては、来週の月曜日に業者からの設計が上がってまいります。この議会が終わりまして９月１８日に第１回目の選考委員会、それから２回目を１０月に行いたいと考えているものでございまして、人選につきましては内々の選考が進んでございますので、今さらちょっと戻ることはなかなか難しいのかなとは思います。ただ、もちろん住民の皆さんからは、基本設計が進む中でもいろいろなご意見というのは出ると思いますし、それは業種にこだわるわけではございませんので、そういった意見の中でお聞かせをいただきたいと。

商工会を中心に選んだというのは、市街地につくるという部分もありましたので、ちょっとそういった配慮も若干はあったのですけれども、確かに農業者、水産業、林業を含めて幅広くというご指摘はいただきますけれども、人数が多過ぎるといいますか、ある程度１０名程度が適当かなと考える中で、農業者がたまたま入らなかったのだということでご理解をいただけると幸いでございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、２款総務費の質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩　午後　０時０２分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成３０年度一般会計補正予算。

次に、３款民生費についての質疑を受けます。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ページ数でいけば１４ページの発達支援センターについてお聞きします。

１，３００万円ほど補正になっているのですけれども、先ほどの説明では人事異動によるという説明だったのですけれども、新規採用とか入れ替えとかというのも人事異動だと思うのですが、大きな金額ですので中身を具体的に。そのような人事の異動なのか新規採用だとか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回の補正につきましては、人事異動ということで総務課長のほうからご説明ございましたが、内部での職員の異動ということで、係長職２名の異動分の給料等の補正ということになってございます。

ちなみに、４月から新規採用が１名おりますけれども、その分は当初予算で見ていただいておりますので、その分は含まれておりません。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

聞き方、すみません。そのお二人の係長職の方がそこの中に新たに入ったというふうに考えてよろしいのでしょうか。例えばＡさんがどこかに行って、新しい係長が二人、支援センターのほうに来られたというふうなことなのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

そのとおりでございます。新しく二人来られたということでございます

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

対象の子どもさんが大幅に増えたとか、そういうふうな理由なのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

平成２９年度におきましては、正職員が４名ということで人数が足りないということで、新規職員１名ということで採用させていただいたのとあわせて、人事異動で２名増やしていただいたということです。

もともと正職員につきましては、多いときですと８名おりましたけれども、昨年は４名ということで、こども園の対応がきちんとできない部分もあるということで、お願いして異動させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、３款民生費の質疑を終了いたします。

次に、４款衛生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、４款衛生費の質疑を終了いたします。

次に、６款農林水産費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、６款農林水産費の質疑を終了いたします。

次に、７款商工費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、７款商工費の質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出全般において、事項別明細書に記載されている内容で、特にお聞きしたい方がおりましたら質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

森クリニックの関係一つだけ、書類関係をいただいて補正も出ておりますので。

これは、補正の金額も出ておりますが、払った金額に対しての助成なのか、見積もりなのか、ここだけちょっとお聞かせを。４町村が一致団結して議会で承認を得るのだろうと思い

ますので、その中身だけ。支払った金額に対しての助成かだけ、お聞かせください。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回の助成につきましては、支払った金額についての助成ということでございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５７号平成３０年度大樹町一般会計補正予算（第４号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第５８号

○議　　長

日程第１１　議案第５８号平成３０年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第５８号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成３０年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ４１４万５，０００円の追加

補正であります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

議案第５８号平成３０年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ４１４万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億６，８１７万９，０００円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、８ページ、９ページをお開き願います。

歳出になります。

７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、５目療養給付費負担金等還付金、補正額４１４万１，０００円の増。療養給付費負担金などは現年度の概算で交付され、翌年度に精算することとなっておりますが、前年度の退職者医療費制度に係る療養給付費負担金が超過交付となったことから、還付金が生じることになりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

６目国民健康保険災害臨時特例補助金還付金、補正額４，０００円の増。災害臨時特例給付金は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して保険税の減免措置を行った場合の財源措置でございますが、療養給付費負担金と同じく現年度に概算で交付され翌年度に精算することになっており、平成２９年度では超過交付となったことから返還が生じることになりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、６ページ、７ページをお開き願います。

２、歳入。

６款１項ともに繰越金で、１目前年度繰越金、補正額４１４万５，０００円の増。

次に、５ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額７億６，４０３万４，０００円、補正額、７款諸支出金で４１４万５，０００円の増、補正後の歳出合計７億６，８１７万９，０００円。

次に、４ページの歳入ですけれども、歳入合計、補正前の額７億６，４０３万４，０００円、補正額、６款繰越金で４１４万５，０００円の増、補正後の歳入合計７億６，８１７万９，０００円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５８号平成３０年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第５９号

○議　　長

日程第１２　議案第５９号平成３０年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第５９号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成３０年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第２号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ２，４３８万４，０００円の追加補正であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第５９号平成３０年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２，４３８万４，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ７億３，８２６万９，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、８ページ、９ページをお開きください。

歳出です。

４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金、補正額１，２８２万８，０００円の増。これは、平成２９年度の介護保険給付費等が確定し、余剰金が生じましたので、翌年度以降の給付費に備えて、全額、基金へ積み立てるものです。今回１，２８２万７，３５９円を積み立てますと、基金の保有額は５，５７９万６，０４８円となるものです。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金、補正額７５３万３，０００円の増。これにつきましては、平成２９年度保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金として交付された負担金等を返還するものです。

同じく５款諸支出金、２項繰出金、１目他会計繰出金、補正額４０２万３，０００円の増。これにつきましても、平成２９年度保険給付費の確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金を返還するものです。

次に、歳入についてご説明しますので、６ページ、７ページをお開きください。

歳入です。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、２目地域支援事業支援交付金、補正額１６０万５，０００円の増。これにつきましては、平成２９年度地域支援事業費の確定に伴い、精算分として追加交付されるものです。

８款１項１目ともに繰越金、補正額２，２７７万９，０００円の増となります。

次に、総括の歳出、５ページをお開きください。

歳出です。

４款基金積立金から５款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額７億１，３８８万５，０００円、補正額２，４３８万４，０００円の増、計７億３，８２６万９，０００円でございます。

次に、４ページの歳入です。

４款支払基金交付金から８款繰越金まで、歳入合計、補正前の額７億１，３８８万５，０００円、補正額２，４３８万４，０００円の増、計７億３，８２６万９，０００円となります。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５９号平成３０年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第６０号

○議　　長

日程第１３　議案第６０号平成３０年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第６０号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成３０年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ９１万８，０００円の追加補正であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

それでは、議案第６０号平成３０年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ９１万８，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ３億７，９１９万８，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、８ページ、９ページの

歳出をお開きください。

歳出です。

２款１項ともに介護老人福祉施設事業費、１目介護老人福祉施設費、補正額９１万８，０００円の増につきましては、１１節需用費、修繕料の増額です。理由としまして、非常用発電機の制御盤で電子基板の故障、蓄電池の経年劣化があり、交換修繕するものです。

次に、６ページ、７ページの歳入をお開きください。

歳入です。

４款１項１目ともに繰越金、補正額９１万８，０００円の増。

次に、総括、５ページの歳出をお開きください。

歳出です。

２款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額３億７，８２８万円、補正額９１万８，０００円の増、計３億７，９１９万８，０００円となります。

次に、４ページの歳入をご覧ください。

歳入です。

４款繰越金、歳入合計、補正前の額３億７，８２８万円、補正額９１万８，０００円の増、計３億７，９１９万８，０００円となるものです。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６０号平成３０年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第６１号

○議　　長

日程第１４　議案第６１号平成３０年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第６１号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成３０年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）をお願いするもので、今回は、資本的収入及び支出の予定額について、収入及び支出それぞれ３，３００万円の追加補正であります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

髙橋建設水道課長。

○髙橋建設水道課長

それでは、議案第61号平成３０年度大樹町水道事業会計補正予算(第１号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第１条、平成３０年度大樹町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条､平成３０年度大樹町水道事業会計予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、収入及び支出について、それぞれ３，３００万円を増額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、１０ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

１款資本的支出、２項１目ともに配水管等補償工事費で補正予算額３，３００間円の増。ここでは、工事請負費の補正で、住吉配水管等のヌビナイ橋に添架しております既設の支持金具撤去取付工事でございます｡道道幸徳大樹町線にかかる既設のヌビナイ橋が急遽修繕工事、地覆の補修工事を行うことになりまして、既設の橋梁に添架しております配水管及び送

水管が支障となるため、支持金具の撤去及び再設置をするための工事請負費の補正でございます。指示金具の撤去及び再設置の延長は９０メートルで、配水管の指示金具が３６組、送水管の指示金具が３１組となります。

参考といたしまして、議案の最後に工事の橋梁一般平面図及び詳細図を添付しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

次に、７ページ、８ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

１款資本的収入、１項１目ともに工事補償金で、補正予算額３，３００万円の増。ここでの工事補償金は、支出で説明いたしました住吉配水管等の橋梁添架管既設支持金具撤去取付工事に伴う補償金でございます。全額、北海道からの補償が受けられるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６１号平成３０年度大樹町水道事業会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第６２号

○議　　長

日程第１５　議案第６２号平成３０年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算

（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第６２号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成３０年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）をお願いするもので、今回は、収益的収入及び支出の予定額について、収入及び支出それぞれ１４２万円の追加補正であります。

内容につきましては、病院事務長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

伊勢町立病院事務長。

○伊勢病院事務長

それでは、議案第６２号平成３０年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

第１条、平成３０年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、平成３０年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、収入及び支出について、それぞれ１４２万円を増額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

１款病院事業費用、１項医業費用、３目経費１４２万円の増。修繕費の補正で、２階病棟に防犯カメラを３台設置するものであります。昨今、全国的に医療施設におきまして、入院患者に対する事件など安心・安全を脅かすさまざまな事件が起きております。町立病院におきましては、現在、正面玄関と夜間救急玄関の２カ所に防犯カメラを設置して防犯対策を行っているところですが、今回、入院患者の安全対策として、２階病棟の通路部分に防犯カメラを設置することで、犯罪の未然防止につなげていくとともに、万が一、事件が発生した場合、病室に出入りした人物を特定するなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、８ページ、９ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益で１４２万円の増となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６２号平成３０年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　認定第１号から日程第２３　認定第８号

○議　　長

日程第１６　認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第２３　認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上８件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました認定第１号から認定第８号まで、一括上程されました事件について提案理由のご説明を申し上げます。

認定第１号は、平成２９年度大樹町一般会計の決算認定であります。認定第２号から認定第６号までは特別会計で、認定第２号は、平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、認定第３号は、平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第４号は、平成２９年度大樹町介護保険特別会計、認定第５号は、平成２９年度大樹町介護サービス事業

特別会計、認定第６号は、平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計の決算認定、認定第７号と認定第８号は公営企業会計で、認定第７号は、平成２９年度大樹町水道事業会計、認定第８号は、平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の決算認定であります。

さきに会計管理者から決算書の提出がありましたので、水道事業と病院事業については６月４日に、一般会計と５特別会計にいては７月９日にそれぞれ審査をお願いすべく監査委員に提出をいたしました。

監査委員におかれましては、６月４日から８月９日まで、延べ３４日間にわたり内容の審査をいただき、お配りしている審査意見書の提出をいただきましたので、今回、これら８会計の決算認定をお願いするものであります。

それぞれ、内容につきましては、認定第１号は総務課長、認定第２号及び第３号は住民課長、認定第４号は保健福祉課長、認定第５号は特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター所長、認定第６号及び第７号は建設水道課長、認定第８号は病院事務長によりそれぞれ説明をいたさせますので、ご審議の上認定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

それでは、これより、その順序に従い説明を求めます。

まず初めに、認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定について。

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定についてご説明を申し上げます。

議案の１ページをお開きください。

平成２９年度一般会計決算の総括表でございます。

款順に４列目の決算額から６列目の収入未済額についてご説明いたします。

最初に町税、決算額８億７，１１６万４６９円、不納欠損額１３万４，７０５円、収入未済額１，６０６万５３１円、収入割合につきましては、前年度から０．２ポイントマイナスの９８．２％でございます。

地方譲与税１億６，０８９万１，０００円。利子割交付金１３４万８，０００円。配当割交付金１９１万６，０００円。株式等譲渡所得割交付金１９３万９，０００円。地方消費税交付金１億１，６１２万４，０００円。自動車取得税交付金４，０００万８，０００円。国有提供施設等所在市町村助成交付金３０万円。地方特例交付金１４０万７，０００円。地方交付税３１億３，９２８万２，０００円。交通安全対策特別交付金１１３万２，０００円。分担金及び負担金、決算額７，３９６万３，５２９円、収入未済額１９５万２，６３０円、収入割合は前年度より０．２ポイントプラスの９７．４％でございます。続きまして、使用料及び手数料、決算額２億２，８３１万７，８９２円、収入未済額５７８万７，２０９円、収入割合は前年度より０．６ポイントプラスの９７．５％でございます。国庫支出金４億１，３９６万１，２７８

円。道支出金４億２，１６０万３，００４円。財産収入６，６０９万１，４２８円で、収入未済額はなくなりまして、収入割合につきまして前年度より０．４ポイントプラスの１００％でございます。寄付金５，８３８万４，４０３円。繰入金３億３，２１７万７，３０５円。繰越金２億５，６４０万９，２９０円。諸収入、決算額１億４，３５８万９，７５５円、収入未済額１４５万１，０００円、収入割合につきましては前年度より０．２ポイントマイナスの９９．０％でございます。町債４億９，０７７万８，０００円。

歳入合計では、予算現額７０億５，８２６万４，０００円に対し、調定額６８億４，６１６万９，４２８円、決算額６８億２，０７８万３，３５３円、不納欠損額１３万４，７０５円、収入未済額２，５２５万１，３７０円、収入割合につきましては前年度と同じ９９．６％でございます。

なお、前年度歳入決算額は６７億１，４７１万５，９１７円で、前年度に比べまして１．６ポイント、１億６０６万７，４３６円の歳入の増となってございます。

次のページをお開きください。

歳出でありますが、科目ごとに５列目の決算額と６列目の翌年度繰越額の順でご説明を申し上げます。

議会費５，２２４万６６９円、総務費、決算額１３億６１７万７，２５４円、翌年度繰越額３億４，０９９万９，０００円、民生費７億５，１４５万６，０６１円、衛生費１億９，０９６万１，３９９円、労働費５５５万２，８９６円、農林水産業費、決算額６億１，７１５万３，２９４円、翌年度繰越額１，４３５万円、商工費２億２，８１９万５５３円、土木費５億５，２３１万３，１６８円、消防費２億１，５４４万５，６５０円、教育費５億４，６０３万３，０３３円、災害復旧費９，２９４万４，８００円、公債費７億９，４８６万３，８８９円、諸支出金１２億１，６９９万４，０３６円、予備費の充用はございません。

以上、歳出合計では、予算現額７０億５，８２６万４，０００円に対し、決算額６５億７，０３２万６，７０２円、翌年度繰越額３億５，５３４万９，０００円、不用額１億３，２５８万８，２９８円で、予算現額に対する歳出の執行率は、前年度から１．３ポイントマイナスの９３．１％でございます。

なお、前年度歳出決算額は６４億５，８３０万６，６２７円で、執行額は前年度に比べ１．７ポイント、１億１，２０２万７５円のプラスでございます。

この結果、歳入総額６８億２，０７８万３，３５３円から歳出総額６５億７，０３２万６，７０２円を差し引いた形式収支は２億５，０４５万６，６５１円となり、これから繰越明許費の繰越財源繰越額５９９万４，０００円を差し引いた２億４，４４６万２，６５１円を平成３０年度に繰り越すもので、この額、実質収支につきましては、前年度に比べ２４．５ポイント、４，８１８万１，３６１円のプラスとなってございます。

次のページをお開きください。

款ごとの歳出決算額を性質別に分類した表をつけてございます。

前年度決算額から変動額が大きな主なものにつきまして簡単にご説明をいたします。

人件費は１０億９２７万３，０５９円で、前年対比０．５ポイント、５２２万８，４０３円のプラスです。

物件費は１０億５，３８６万６，１４５円で、前年対比５．９ポイント、５，８４５万８，６７７円のプラスでございますが、これは旧高齢者ふれあいセンターの解体工事のほか、燃料費の高騰並びに晩成温泉施設の指定管理費用のプラスによるものでございます。

維持補修費につきましては２億７，９４９万６７６円で、前年対比４．１ポイント、１，１９７万７，９４０円のマイナスでございます。除排雪の経費につきましては増加したものの、土地改良施設や晩成温泉、カムイコタンなどの修繕費が減少してございます。

扶助費は３億４，３５７万９，４４１円で、前年対比２．１ポイント、７１３万５２５円のプラス。

補助費は１２億４，６２３万６，２７０円で、前年対比１．２ポイント、１，４７５万１，４１６円のマイナス。

普通建設事業費につきましては８億２，４４７万４，０３６円で、前年対比１４．０ポイント、１億１０９万９，１８０円のプラスでございます。

そのほか、災害復旧費、公債費、積立金、貸付金、繰出金でございますが、災害復旧費につきましては９，２９４万４，８００円で、前年対比２８１．８ポイント、６，８６０万３，７６０円のプラスでございます。これは平成２８年度の台風災害に係ります紋別川、開進本線の災害復旧工事で、平成２８年度からの繰越事業を執行したものでございます。公債費につきましては７億９，４８６万３，８８９円で、前年対比３．１ポイント、２，５０４万９，４０４円のマイナス。積立金は２億６，１６０万１６５円で、前年対比２３．４ポイント、７，９９４万５，４８４円のマイナス。貸付金は１億９３６万円で、前年対比１．９ポイント、２１０万円のマイナス。繰出金は５億５，４６３万８，２２１円で、前年対比５３２万３，７７０円のプラス。その他の合計では１８億１，３４０万７，０７５円となり、前年対比１．８ポイント、３，３１６万７，３５８円のマイナスとなるものでございます。

続きまして、決算の附属資料についてご説明いたします。

決算書の後ろのほうに、平成２９年度大樹町各会計決算附属書類というのが別冊でお配りをさせていただいてございます。表題に、（１）財産に関する調書、（２）主要施策報告書、（３）その他と書かれているものでございます。

それでは、附則資料の最初に１ページの財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

１、公有財産。

（１）土地のうち、行政財産のその他の行政機関、その他の施設につきましては、栄通の医師住宅敷地を病院財産に所管替えしたことにより増加してございます。公共用財産のその他の施設につきましては、行政区施設を普通財産に所管がえするとともに、用途変更に伴いまして未登録であった土地を新規に登録しております。この結果、所管替えによる減少が２，２７４平方メートル、新規登録による増加が８３５平方メートルとなり、差し引き１，４３

９平方メートルのマイナスとなったものでございます。

普通財産の部でございますけれども、用悪水路が新たに保安林に指定されたことに伴いまして２，７３７平方メートルの増加、その他につきましては、所管替えにより５９５平米のマイナス、隣接地権者への土地を売り払ったことにより２，０１１平方メートルのマイナス、緑苑分譲地の分譲が５区画５筆で１，８９８平方メートルのマイナス、寄附採納させていただきました用地、寄附をいただいた土地が１筆で３９７平方メートルのプラス、それから土地の分筆に伴います端数処理で４平方メートル減少し、差し引き１，３７４平方メートルのマイナスとなってございます。

次、（２）の建物でございますけれども、行政財産の学校につきましては、旧尾田中学校をコミニティセンターに改築したことに伴いまして、行政区施設に所管替えしたことによるものでございます。新しい建物といたしましては、公営住宅が１棟、観光協会などの倉庫と物置、こちら新設でございます。また、宇宙交流センターＳＯＲＡの増築分、これらを合わせまして７０１．４９平方メートルのプラスでございます。

処分したものにつきましては、公営住宅４棟、それから晩成温泉管理人住宅、それから西本通のバスの待合所を解体したことにより７１８平方メートルのマイナスでございます。このほか、公営住宅の面積修正によるプラスが８０．４１平方メートルありまして、差し引き６３．９平方メートルのプラスとなってございます。

普通財産につきましては、一部財産区分の所管替えを行ったほか、旧歴舟小学校、旧尾田小学校の教職員住宅４棟、旧高齢者ふれあいセンターの解体により１，３９６．６８平方メートルのマイナスとなってございます。

２ページをお開きください。

（３）の山林でございますが、用悪水路が保安林に指定されたことによりまして面積が２，７３７平方メートルのプラスになってございます。推定蓄積量につきましては３，４２６立方メートル増加し、６０万８，７２４立方メートルとなってございます。

（４）有価証券及び（５）出資による権利の変動はございません。

続きまして、３ページをご覧ください。

２の物品、車両関係でございますけれども、普通乗り合い自動車の減少は、マイクロバス、それからデイサービスセンターの送迎バス１台を処分してございます。小型乗用自動車につきましては、給食センターの軽自動車を軽貨物車両に更新したため、１台のマイナスになってございます。小型貨物自動車につきましては、建設水道課のバンと給食センターの軽貨物車両２台がプラスになってございます。特殊用途自動車と書かれている欄につきましては、デイサービスセンターの車椅子の移動車、車椅子用の車両でございます。

次に、３の基金でございますが、歳計剰余金やふるさと納税などの寄附金、利子など２億６，１６０万１６５円を新たに積み立てた一方、財政調整基金から３億２，６３６万６，８１０円のマイナス、それから公共施設整備基金からは３４５万円を繰り入れ、これらの結果、一般会計の基金残高は、前年比６，８８４万９，８３５円減の３４億４，９１５万９，９３０円

となったところでございます。

また、このほかに財政運営に充当可能な資金として、北海道市町村備荒資金組合への納付金が１２億６，９９９万４，２８３円ございまして、実質的な基金残高といたしましては、これらを合わせた４７億１，９００万円程度ということでご報告を申し上げます。

その他の附属資料でございますが、５ページから７４ページには主要成果報告を、７５ページには地方債の現在高調書を、７７ページに債務負担行為額調べを、７９ページには主な公共施設の管理運営経費の資料を、８１ページには消費税率引き上げ分を充当する施策に関する資料を添付しておりますので、後ほど、お目通しされるようようお願いをいたしまして、認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算の概略説明とさせていただきます。

○議　　長

休憩します。

休憩　午後　１時５２分
再開　午後　２時０５分

○議　　長

それでは、会議を再開いたします。

一般会計の決算認定の説明を続けます。

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、平成２９年度大樹町一般会計歳入歳出決算の事項別明細について、款、項、目ごとに順次、担当課長等よりご説明を申し上げます。

最初に、歳出をご説明いたしますので、６４ページ、６５ページをお開きください。事項別明細書でございます。

初めに、１款１項１目ともに議会費で５，２２４万６６９円、議員報酬、共済費、その他議会活動に要する経費を執行してございます。

２款総務費、支出済額１３億６１７万７，２５４円、繰越明許費繰越額３億４，０９９万９，０００円、１項総務管理費、支出済額１２億８，１８０万６，３０３円、繰越明許費繰越額３億４，０９９万９，０００円。

６４ページから７３ページにかけまして、１目一般管理費９億７７３万２，０１７円。ここでは特別職を含む職員の人件費、庁舎の維持管理費、事務経費などを執行してございます。前年対比２，０１５万５６５円のマイナスでございますが、この主な理由は、前年度、震災復興特別交付税の返還に１，６３２万４，０００円、印刷機の購入に４４２万８，０００円を執行していたためでございます。人件費全体につきましては６４４万４，４０８円の増でございます。

人件費の関係でございますが、特別職３名、一般職９２名、事務正１０名、再任用職員８

名、第二種準職員３名、嘱託職員４名で、前年度に比べまして一般職が１名、再任用職員が３名のプラス、第二種準職員が１名のプラスでございます。人件費の主な変動要因でございますが、一般職給料につきましては職員の低年齢化によりまして３８７万９，０４５円のマイナス、勤勉手当につきましては支給率の引き上げなどによりまして２１６万１，３７０円の増、再任用職員賃金につきましては人員増によりまして１，０３３万９，１４９円の増で、時間外勤務手当につきましては、前年対比２１万２，８８０円のマイナスでございます。

なお、時間外勤務手当１，９２８万２，４６７円のうち、ＩＳＴのロケットの打ち上げ支援業務に要した経費が８４万９，７６９円、それから９月１８日の台風１８号災害に対する対応業務が２０４万３，４４５円となってございます。

○黒川企画商工課長

続きまして、２目文書広報費でございます。７２ページから７５ページでございます。

こちらでは、３５４万３，２８３円の支出でございます。こちらでは、広報たいきの発行、広聴事業、ホームページの管理等を行っております。また、記録保存のためのビデオカメラ１台を購入してございます。

○松木総務課長

７４ページから７７ページにかけまして、３目財産管理費１億１，９９７万１，２２６円、前年対比７，９４６万７，１５７円の増でございますが、こちらの主な理由は、鉄道公園の整地に３１７万５，２００円、高齢者ふれ合いセンターや教職員住宅の解体に３，７７４万６，０００円、観光協会などの倉庫の建設に４，１７７万９，０００円を執行したほか、公共施設の除排雪経費につきましては、前年対比９３７万７，０９４円の増となっております。

○黒川企画商工課長

７６ページから８７ページにかけまして、４目企画費でございます。１億４，５０２万１，７１６円の支出でございまして、繰越明許費３億４，０９９万９，０００円を計上してございます。こちらでは、十勝圏複合事務組合などの広域組織の運営、姉妹都市、友好都市、銀河連邦、台湾高雄市大樹區など都市間交流、あるいは国際交流の推進、航空宇宙の推進と多目的航空公園の維持管理、地域おこし協力隊の活動、大樹高校の活性化の推進、再生可能エネルギーの推進のほか、地方創生の推進としまして、宇宙のまちづくり推進事業、若手芸術家地域担い手育成事業などを実施してございます。

平成２９年度は、平成２８年度からの繰越事業で、宇宙交流センターＳＯＲＡの増築展示の刷新５，３０２万４，５８５円を執行してございます。また、補正予算でバイオマス資源導入計画策定１，１５９万５，０００円を実施しております。さらに、平成３０年度への繰越事業としまして、情報通信基盤整備推進事業３億４，０９９万９，０００円を計上してございます。

○松木総務課長

８６ページから８７ページにかけまして、５目公平委員会費の執行はございません。

○鈴木住民課長

続きまして、６目防犯交通安全推進費２３６万８，２６９円。ここでは交通安全指導員や地域安全推進協議会の活動経費などを支出してございます。

○松木総務課長

８８ページから９１ページにかけて、７目福祉センター費９００万３，５９５円。福祉センターの維持管理経費でございまして、前年対比２５１万７，４６８円の減。こちらの主な原因につきましては、福祉センター管理業務の人員の見直しにより、委託料が２０７万２，３４２円のマイナスとなってございます。

続きまして、９０ページから９５ページにかけまして、８目電子計算費４，８６５万９８１円。前年対比１，９７７万７，７９３円の減でございます。ここでは、総合行政情報システムのほか、職員用パソコンなどの電算システム全般の管理経費を執行してございまして、マイナンバー関係業務の減少によりまして委託料が１，７４７万１，５６７円の減となってございます。

続きまして、９４ページ、９５ページ、９目車両管理費でございます。１，２２４万１，８５８円。ここでは各課に属する車両以外の公用車両の維持管理経費、福祉号マイクロバスの運行業務委託料等を執行してございます。車両のリース経費の振り替えや消耗品費の増加によりまして、前年対比１８３万８，３９３円の増となってございます。

続きまして、９４ページから１０１ページにかけまして、１０目諸費３，３２７万３，３５８円。ここでは行政区の関係経費や名誉町民等の審査委員会、各種団体への補助負担金、地上デジタル放送難視聴対策経費などを執行してございます。新たな名誉町民の推挙や街灯維持管理経費の増加によりまして、前年対比１５８万１，１０４円のプラスとなってございます。

○鈴木住民課長

続きまして、１００ページから１０３ページになりますけれども、２項徴税費、１目賦課徴収費ともに同額の９６６万７５３円。ここでは税金の賦課徴収に伴う経費の全般を支出してございます。主なものとしましては、１０３ページの１３節の委託料で、平成３０年度固定資産評価替えに向けて、宅地の路線価、評価地域を拡大するための基準年度標準宅地鑑定評価業務を執行してございます。

１０２ページ、１０３ページの下段、３項１目ともに戸籍住民基本台帳費で、ともに同額の６９１万４，９５４円。ここでは戸籍や住民基本台帳管理業務などに係る費用を支出してございます。８節報償費では、ようこそ赤ちゃん事業により大樹で生まれた赤ちゃんにふるさとへの愛着を一層強めていただくための取り組みとして、町の木「柏」を使ったスプーンとフォークのセットを誕生記念品として３５名にプレゼントしてございます。

○松木総務課長

続きまして、１０４ページから１０９ページにかけまして４項選挙費でございます。５３５万３，２９９円。１目選挙管理委員会経費２２万６，０６８円。選挙管理委員会の運営経費

で、報酬、旅費などを執行してございます。

１０６ページ、１０７ページをお開きください。

２目大樹町長・大樹町議会議員選挙費９万９，７８０円。議員の欠員に伴います補充決定のための選挙会経費を執行してございます。

その下から１０９ページにかけましては、３目衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費５０２万7，４５１円。昨年１０月２２日に執行されました総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費でございます。

○黒川企画商工課長

１０８ページから１０９ページにかけまして、５項１項１目統計調査費でございます。１６万6，２７６円の支出でございます。工業統計、就業構造基本調査、住宅土地統計調査などを行ってございます。

○松木総務課長

その下、６項１目ともに監査委員費、２２７万5，６６９円。監査委員の報酬、事務経費などを執行しておりまして、前年対比３８万2，４７１円のプラスでございます。

○村田保健福祉課長

１０８ページ、１０９ページ、下段でございます。

３款民生費、支出済額７億5，１４５万6，０６１円、１項社会福祉費４億6，９７８万1，０３０円。

１０８ページから１１３ページにかけまして、１目社会福祉総務費3，７５８万６５円。ここでは主に民生委員、児童委員の活動費用、遺族援護事業の経費、臨時福祉給付金の経費を執行してございます。前年比８８３万9，７６５円の減となっております。この主な理由といたしましては、平成２８年度に２回実施しました臨時福祉給付金が平成２９年には１回のみの執行となったことによるものでございます。

１１２ページから１１５ページにかけまして、２目老人福祉総務費、支出済額1，９５８万3，２４１円。ここでは主に高齢者福祉の事業を行っております。２８節繰出金、地域介護福祉空間整備推進事業繰出金として６４万9，０００円を支出しております。これは社会福祉法人光寿会及び特別養護老人ホームコスモス苑における防犯カメラ設置工事に係る町負担分の繰り出しでございます。

１１４ページから１１９ページにかけまして、３目心身障害者福祉費、支出済額２億９４６万6，１０６円。ここでは障害者福祉計画策定に係る経費、自立支援医療等に係る経費、大樹町障がい者地域活動支援センターの運営に係る経費等を執行してございます。１３節の委託料、大樹町障がい者地域活動支援センター「ほっと」の運営委託業務として９９０万4，０５１円を支出いたしました。当年度の開設日数は２４７日、実利用人数は１７人、延べ利用人数は５２１人となっております。２０節の扶助費１億9，４８８万９００円、前年比2，１９９万6，６９６円の増となってございます。この主な理由といたしましては、自立支援医療において生活保護者に係る人工透析の経費及び障害者自立支援法に基づく給付である

介護給付費や訓練給付費の増のためでございます。

○鈴木住民課長

１１８ページ、１１９ページになりますけれども、４目国民年金事務費１万４４円。ここでは国民年金事務に係る費用を支出してございます。

○村田保健福祉課長

同じく１１８ページから１１９ページにかけまして、５目高齢者保健福祉推進センター費、支出済額８６９万５，９４８円。「らいふ」の施設維持管理経費でございます。１８節備品購入費としまして、健康増進室におけるエアロバイク２台の更新経費として３３万４，８００円を執行してございます。

○鈴木住民課長

１１８ページ、１１９ページの下段になります。

６目福祉医療諸費１億４，５１９万７７０円。ここでは１２１ページの中段、１９節負担金、補助及び交付金で後期高齢者医療療養給付費負担金を、２０節扶助費では重度心身障害者、ひとり親家庭、それから乳幼児などに対する医療費などを支出してございます。２８節繰出金の保険基盤安定制度繰出金は、国保分と後期高齢者分に係る保険税、保険料の軽減分として町が負担しなければならない分の繰り出しを行ってございます。

○村田保健福祉課長

１２０ページから１２５ページにかけまして、７目発達支援センター費、支出済額３，９００万１４３円。南十勝４町村と幕別町で運営してございます、南十勝子ども発達支援センターの運営経費を支出しています。主に人件費となっております。需用費、修繕料では発達支援センターの施設の屋根の修繕として１６２万円を執行してございます。

１２４ページから１２７ページにかけまして、８目公衆浴場費、支出済額１，０２５万４，７１３円。公衆浴場の維持管理経費でございます。公衆浴場の平成２９年度の利用状況は、営業日数が３０８日、入湯者が１万１，０５７人で、１日平均、約３６人となっております。１３節委託料では、シルバーセンターへの管理人業務として３７６万１，６０３円を執行してございます。

○鈴木住民課長

１２６ページ、１２７ページになります。

２項児童福祉費２億８，１６３万７，９６７円、１目児童措置費７，９４５万３，２１５円。ここでは児童手当に係る経費を支出してございます。

○村田保健福祉課長

１２６ページから１３３ページにかけまして、２目児童福祉施設費１億７，８６７万３，１５２円。尾田認定こども園と法人が運営する認定こども園２カ所及び学童保育所の運営に係る経費でございます。認定こども園の利用状況ですが、尾田認定こども園は月平均、約３３人、法人が運営いたします大樹南保育園では月平均、約９０人、大樹北保育園では月平均、６５人の利用となりました。学童保育所は、土曜日も含めまして１日平均５４人の児童の利

用となりました。１節の報酬ですが、子ども・子育て会議委員報酬で委員２０名分、１回の開催分を執行してございます。１９節の負担金、補助及び交付金の大樹福祉事業会に対する補助金でございますが、前年比７７万５，０５１円の増となってございます。主な理由といたしましては、南保育園の屋根の塗装の経費の執行でございます。

１３２ページから１３３ページにかけまして、３目児童福祉施設整備費２，３５１万１，６００円。学童保育所児童館の実施設計の経費でございます。

３項生活保護費、１目扶助費の執行はございませんでした。

○松木総務課長

その下、４項１目ともに災害救助費３万７，０６４円。平成２８年度におきましては、台風１０号の被害があったため、前年対比２，２７９万８２６円のマイナスになってございます。この台風１０号被害に伴い執行した経費のうち、応急給水業務を依頼した団体の夕食代につきまして、請求明細の不備によりまして一部を返還した経費を執行しているものでございます。

○村田保健福祉課長

１３２ページ、１３３ページ、下段でございます。

４款衛生費、支出済額１億９，０９６万１，３９９円、１項保健衛生費１億６，１２７万１，０８５円。

１３４ページから１３５ページにかけまして、１目健康づくり推進費３７８万７００円。ここでは敬老会における８０２０表彰、各種団体に対する補助金等を執行してございます。

１３４ページから１３７ページにかけまして、２目母子保健費、支出済額６８６万４，３１２円。前年比１３５万２，４９８円の減となってございます。この主な理由といたしましては、妊婦健診業務、不妊治療助成金の対象者の減でございます。１３節委託料では、子どもミニドック健診業務として２７万８，９７０円を支出してございます。子どもミニドック対象者は３４２人、受診者数は４８人、受診率は１４％、昨年より２ポイントの減となっております。受診者のうち、要精密検査の人数は７人となってございます。

１３６ページから１３９ページにかけまして、３目成人保健費、支出済額１，０９４万５，７５１円。ここでは主に成人の健診業務を行っております。１８節備品購入費では、保健指導者の車両更新経費を執行してございます。

１３８ページから１３９ページにかけまして、４目予防費、支出済額１，０６０万２，２２７円。予防接種業務等の経費でございます。前年比２０３万１，９８８円の減となってございます。この主な理由といたしましては、平成２８年度より新たに定期接種となりました日本脳炎の初年度の対象者数が多かったためと、乳児期対象の予防接種の経費の減でございます。

○鈴木住民課長

１３８ページ、１３９ページの下段になります。

５目環境衛生費１億２，６７０万４２３円。ここでは環境衛生に係る費用のほかに、１４

１ページの中段になりますが、１９節負担金、補助及び交付金で、南十勝複合事務組合の負担金と、し尿処理を依頼しております十勝環境複合事務組合の負担金等を支出してございます。

次に、６目墓園費２３７万７，６７２円。ここでは墓園の管理に係る費用を支出してございます。

下段に移りまして、２項清掃費、次のページに移りまして、１目じん芥処理費ともに同額の２，９６９万３１４円。ここではごみ収集に係る費用として、指定ごみ袋の印刷費や売りさばき手数料、収集業務の委託料などを支出してございます。

○黒川企画商工課長

同じページ、１４２ページから１４５ページにかけまして、５款１項労働費１目労働諸費５５５万２，８９６円の支出でございます。ここでは季節労働者の冬期雇用対策のための歴舟川支障木伐採工事４６９万８，０００円のほか、勤労者センターの維持費、中小企業退職金共済の掛金の助成金などを行っております。

○水津農業委員会事務局長

１４４ページ上段から１４７ページ上段をご覧ください。

６款農林水産業費、支出済額６億１，７１５万３，２９４円、１項農業費、支出済額３億２，２８２万５，９０５円、１目農業委員会費、支出済額１，２４０万８，３０６円。

１４５ページ、１節報酬から１４７ページ、２７節の公課費でございますが、ここでは主に農業委員会運営費に係る経費について支出してございます。

○瀬尾農林水産課長

続きまして、１４６ページ、１４７ページ、中段になります。

２目農業総務費、支出済額５３万２，６１４円。農業総務費では、営農指導全般に係る経費並びに一般事務管理費を支出しております。

同じく１４６ページ、１４７ページ、下段になります。

３目農業振興費、支出済額１億５，０９３万６，０２４円。繰越明許費１，４３５万円。農業振興費では、町内農業に対する各種振興事業に係る経費を支出しております。

１５１ページ、１９節負担金、補助及び交付金ですが、前年度と比べて７，９１７万９，１４０円の減となっておりますが、担い手確保・経営強化支援事業補助金の事業量の減により減額となっております。また、１，４３５万円を平成３０年度に繰り越ししております。

続きまして、１５０ページから１５１ページをお開きください。

４目畜産振興費、支出済額１，７１６万１，３９５円。畜産振興費では、町内農業の基幹であります畜産に対して、振興事業並びに防疫業務などの経費を支出しております。１３節委託料ですが、前年度と比べて６，５３５万２，５９４円の減となっておりますが、草地造成や更新等の委託業務でございます畜産担い手育成総合整備事業委託料が補助対策されなかったことにより減額となっております。

続きまして、１５２ページから１５７ページにかけまして、５目牧場管理費、支出済額１

億１，０２２万５９９円。牧場管理費では、町営牧場に関する運営管理業務の経費を支出しております。

○髙橋建設水道課長

１５６ページ、１５７ページの下段をご覧ください。

６目農地費、支出済額２，８６７万５，１５３円。ここでは土地改良施設の維持管理として、９節旅費から１９節負担金、補助及び交付金までを執行してございます。１１節需用費ですが、１５９ページをお開き願います。上段の修繕料につきまして、農業用排水路の土砂上げ、または掘削等による修繕を２１カ所実施してございます。８１２万１９６円を支出してございます。１９節負担金、補助及び交付金では、上大樹地区旧町道２８号線の道路改良工事で、道営土地改良事業の町の負担金１，９５４万６９０円を支出してございます。

以上です。

○水津農業委員会事務局長

１５８ページから１５９ページの中段をご覧ください。

７目農用地集団化事業費、支出済額３７万５，４２８円。１５９ページ、１節報酬から１３節委託料までです。ここでは尾田地区の交換分合事業に係る執行経費について支出してございます。平成２９年度は、尾田地区の１年目の事業でございます。経費の主なものにつきましては、交換分合対象地域の事業参加の情報収集など、整理に係る経費について支出してございます。

○瀬尾農林水産課長

１５８ページ、１５９ページの中段下をご覧ください。

８目牧場整備費、支出済額万２５１万６，３８６円。ここでは町営牧場作業用タイヤショベルの譲渡事業償還金を支出しております。

１５８ページから１６３ページにかけまして、２項林業費、支出済額１億７，３２０万４，９６７円、１目林業振興費、支出済額２，４９１万３，５５５円。林業振興費では、林政全般に係る事業並びに有害鳥獣駆除対策及び地域おこし隊に係る業務の経費を支出しております。

１６２ページから１６５ページにかけまして、２目町有林費、支出済額１億４，８２９万１，４１２円。町有林費では、町有林の維持及び整備に関する事業の支出をしております。１６３ページ、１５節工事請負費ですが、前年度と比べて９，１２９万８，８８０円の増となってございますが、平成２８年発生の台風により風等の被害を受けた町有林の整備を早期に復旧させるため、特殊事業主体及び間伐面積の事業量を増やしたことにより、町有林整備事業工事費が増額となってございます。

続きまして、１６４ページから１６７ページにかけまして、３項水産業費、支出済額１億２，１１２万２，４２２円、１目水産振興費、支出済額１，０７５万２，１９４円。水産振興費では、漁業全般に関する業務の経費を支出しております。１３節委託料、前浜沈下流木撤去業務でございますけれども、５６０万５，２００円を支出したため、前年度と比べて７０５

万２，１８９円の増となってございます。

続きまして、１６６ページから１６９ページにかけまして、２目漁港管理費、支出済額１億１，０３７万２２８円。漁港管理費では、大樹、旭浜、両漁港の維持に関する業務の経費を支出しております。１６９ページ、１９節負担金、補助及び交付金ですが、漁港機能増進事業補助金として１億１８０万２，６３８円を支出したため、前年度と比べて１億４４９万６８８円の増となってございます。

○黒川企画商工課長

１６８ページから１７５ページにかけまして、７款１項商工費でございます。２億２，８１９万５５３円の支出でございます。１目商工振興費１億３，８３２万４，５５４円の支出でございます。商工業振興のための商工会運営費補助、中小企業特別融資利子補給、起業家支援、地場産業振興奨励事業など、商工業の活性化と地場産品の付加価値向上を図る事業を行ってございます。さらに、一昨年の台風により疲弊しました商店街の活性化を図るため、プレミアム商品券を発行いたしております。

２目市街地開発推進費でございます。１，４６１万６，８５０円の支出でございます。ＴＭＯ活動費助成などを行ってございます。

１７０ページからでございます。３目観光振興費３，８７４万８，９０３円の支出でございます。こちらでは観光協会への助成、ふるさと納税の返礼品などを計上してございます。

１７２ページから、４目観光施設費でございます。３，４９９万８，９３８円の支出でございます。晩成温泉、カムイコタンキャンプ場の維持管理を行っているところでございます。晩成温泉は、平成２９年度から新規に指定管理者による管理とし、委託料を支出してございます。また、券売機、ロッカー、寝具などの備品購入と学童農業研修センターの浴室改修工事を行っております。また、１月１６日に発生しました晩成温泉管理人室からの出火による内部・外部修繕４７７万３，６００円を行ったことにより、台風被害がありました平成２８年の支出を上回る支出となってございます。

１７４ページ、５目地場産品研究センター費１３４万１，９４８円の支出で、こちらはセンターの維持管理を行っているところでございます。

以上です。

○髙橋建設水道課長

同じく１７４ページの下段ですが、８款土木費、支出済額５億５，２３１万３，１６８円、１項土木管理費１目土木総務費ともに同額の１３０万９，８４６円。ここでは土木一般管理にかかわる経費を支出してございます。１７７ページをお開き願います。１３節委託料では、道路台帳作成業務の委託料、１４節使用料及び賃借料では、土木積算システムの使用料を支出してございます。

次に、１７６ページ、中段になりますが、２項道路橋梁費、支出済額３億４，３３１万８，２２１円、１目道路維持費２億４，７５９万１，６８７円。１１節需用費では、修繕料として１，９９３万１，１０９円を支出しており、町道の修繕としまして、側溝、歩道などの道路修

繕と土木車両の整備修繕にかかわる経費を執行してございます。１７９ページをお開き願います。１３節委託料では、町道維持補修業務として６，０８５万３，１８０円と、町道除排雪業務として９，６３５万４，３６５円。１５節工事請負費では、３カ所の工事で１，２２４万７，２００円を支出してございます。１８節備品購入費では、除雪ドーザーを３，１６０万８００円で更新してございます。

１８０ページ、１８１ページをお開き願います。

２目道路新設改良費、支出済額９，５７２万６，５３４円。１３節委託料では、旭浜東通線ほか２路線の道路改良舗装事業にかかわる調査設計費として５７４万５，６００円を、１５節工事請負費では、町道３路線の道路改良舗装工事を施工し、８，７９４万４，４００円を支出してございます。

同じく、中段の３項河川費１目河川総務費ともに同額の６５１万８，０５２円。１節報酬では、北海道から受託しております２級河川の樋門樋管の管理人報酬を支出しております。１３節委託料では、歴舟川と歴舟中の川の調査設計委託業務として５００万４００円を支出しております。

下がりまして、４項都市計画費、支出済額２，９０７万８，２４０円、１目都市計画総務費１１万２，８４３円。ここでは都市計画にかかわる経費を支出してございます。

次に、２目公園費、支出済額２，８９６万５，４０６円。１８３ページをお開き願います。１３節委託料では、公園トイレの維持管理経費と町内公園の芝の管理及び樹木剪定等の経費を支出してございます。また、歴舟川パークゴルフ場の指定管理者管理運営業務として委託料１，４５５万円を支出してございます。

続きまして、５項住宅費、支出済額１億７，２０８万８，８０９円、１目住宅管理費、支出済額５，８５３万２，０８９円。支出の主なものといたしまして、８節報償費で住宅リフォーム報償費と大樹でかなえるマイホーム支援事業報償費９８６万３，０００円を支出しております。１８５ページをお開き願います。上段になりますが、１１節需用費の修繕料では、町営住宅の維持管理にかかわる修繕費として１，３０１万７，４３７円を支出しております。下段になりますが、１５節工事請負費では、町営住宅の屋根の塗装工事と張り替え工事の合計で８６５万６，２００円を支出しております。１９節負担金、補助及び交付金では、大樹でかなえるマイホーム支援事業補助金として２２件で２，３６８万円を支出してございます。

１８６ページから１８７ページをお開き願います。上段になりますが、２目住宅建設費、支出済額１億１，３５５万６，７２０円。ここでは１３節委託料で、日方団地の実施設計委託業務６６５万２，８００円。１５節工事請負費では、寿町団地２号棟の新築工事として９，３６６万１，９２０円を支出してございます。また、２２節補償、補塡及び賠償金では、寿町団地２号棟の建設に伴う入居者の移転にかかわる経費として１２９万９，０００円を支出してございます。

○松木総務課長。

続きまして、その下から１９１ページにかけまして、９款１項ともに消防費で２億１，５

４４万５，６５０円、１目消防総務費１億８，１２０万２，０００円。こちらは十勝広域消防事務組合への負担金でございます。

２目非常備消防費２，４１２万９，０７８円。大樹消防団の活動に関する経費を執行してございまして、平成２９年度におきましては、１８節備品購入費で団員の制服等の更新を行ってございます。

１８８ページ、１８９ページでございますが、３目火災予防費４万４，２８０円。林野火災予防のための啓発ののぼりを作成してございます。

その下から、次のページにかけまして、４目災害対策費１，００７万２９２円。前年対比４９４万１，２７２円の増でございますが、こちらでは防災行政無線等の維持管理、それから災害時のための備蓄品の購入経費等を執行してございまして、平成２９年度におきましては防災行政無線の受信用の防災ラジオ３００台、３０７万８，０００円、それから給水活動用の水タンク１基２９０万５，２００円を購入してございます。

○和田学校教育課長

１９０ページ下段から１９３ページ上段にかけまして、１０款教育費５億４，６０３万３，０３３円、１項教育総務費１億３，９５７万１，５３１円、１目教育委員会費１９９万６，９８０円を支出してございます。教育委員４名の報酬、旅費などを支出してございます。

次に、１９２ページから１９３ページ、２目事務局費１１１万３，４９１円を支出してございます。事務局職員の旅費、交際費、需用費などを支出してございます。

次に、１９２ページ下段から１９９ページ下段にかけまして、３目教育振興費１億３，６４６万１，０６０円を支出してございます。学校教育における小中学校共通の経費や総体的な経費を支出しております。英語指導助手の任用に伴う経費、大樹小中学校の特別支援教育支援員賃金関係、スクールバスの関係費用、大樹高校通学費等補助金、奨学金の貸付金などを支出してございます。１８節備品購入費では、スクールバスの更新として１，１４９万円を執行してございます。

次に、１９８ページ下段から２０３ページ下段にかけまして、２項小学校費４，２１１万５，４６９円、１目学校管理費３，１１１万３，０３２円を支出してございます。大樹小学校にかかわる管理費などを支出してございます。

次に、２０２ページ下段から２０５ページ下段にかけまして、２目教育振興費１，１００万２，４３７円を支出してございます。大樹小学校の児童にかかわる備品購入費などを支出してございます。２０節扶助費においては、要保護・準要保護と認定された児童への学用品、修学旅行費、学校給食費などの援助を行っております。

次に、２０４ページ下段から２０９ページ中段にかけまして、３項中学校費３，８４４万２，７４６円、１目学校管理費２，７７８万９，５１９円を支出してございます。大樹中学校にかかわる管理費などを支出してございます。

次に、２０８ページから２０９ページ、２目教育振興費１，０６５万３，２２７円を支出してございます。大樹中学校の生徒に係る備品購入費などを支出してございます。２０節扶助

費においては、要保護・準要保護と認定された生徒への学用品、修学旅行費、学校給食などの援助を行っております。

次に、２１０ページ上段から２１５ページ中段にかけまして、４項学校給食費、１目学校給食費ともに１億１，０９７万４，２１２円を支出してございます。調理員の賃金、賄い材料費、給食運搬経費、施設などの設備の維持管理費などを支出してございます。１５節工事請負費では、屋上の防水工事を行っております。

○井上社会教育課長

続きまして、２１４ページ中段から２３３ページにかけまして、５項社会教育費１億４，７８０万７２６円、１目社会教育総務費２，０３６万２，５７５円を支出してございます。社会教育委員会の運営費、青少年教育、家庭教育、高齢者教育、子ども交流事業などに要する経費を支出してございます。

次に、２１８ページ、２１９ページをお開き願います。

下段、２目生涯学習センター費１億２，７４３万８，１５１円。ここでは生涯学習センターの運営費や維持管理に要する経費、小中学生の舞台芸術鑑賞事業、夢劇場奨励事業などの文化事業に要する経費、文化財の保護、晩成社史跡公園、郷土資料館の維持管理に要する経費などを支出してございます。２２３ページ中段、１５節では、計画的に進めております生涯学習センターの舞台機構の設備、音響設備、映像設備の更新工事、生涯学習センターの正面玄関のひさし、展望ロビー南側カーテンウォールの改修工事などを行っております。

次に、２２４ページ、２２５ページをお開き願います。

２２４ページから２３３ページにかけまして、６項保健体育費５，６５２万１２６円、１目保健体育総務費４５２万７７８円。スポーツ推進委員の運営、スポーツ教室の講師の謝礼、スポーツ少年団や体育団体への補助、優秀選手派遣旅費助成金などに要する経費を支出してございます。

２２６ページ、２２７ページをお開き願います。

下段、２目体育施設費５，１９９万９，３４８円。Ｂ＆Ｇ海洋センターを初めとする社会体育施設維持管理に要する経費を支出してございます。２３３ページの上段、１５節工事請負費では、海洋センターの屋根の防水工事、高齢者健康増進センターゲートボールコートの人工芝への張り替え工事などを行っております。

次に、中段から２３７ページ上段にかけまして、７項図書館費でございます。７項図書館費１目図書館総務費ともに同額の１，０６０万８，２２３円を支出してございます。ここでは図書館の運営に要する経費や管理システムの維持管理経費、図書購入費などを支出してございます。

以上でございます。

○髙橋建設水道課長

２３６ページから２３７ページをお開き願います。

１１款災害復旧費、支出済額９，２９４万４，８００円、１項農林水産業施設災害復旧費の

支出はございません。

２項公共土木施設災害復旧費１目道路河川災害復旧費ともに同額の９，２９４万４，８００円。１５節工事請負費では、普通河川、紋別川と開進本線の災害復旧工事９，２９４万４，８００円を支出してございます。

○松木総務課長

その下でございます。

１２款１項ともに公債費で７億９，４８６万３，８８９円、１目元金７億３，８８０万９，５２３円。

その下、２目利子５，６０５万４，３６６円。

その下から、２４１ページにかけまして、１３款諸支出金１２億１，６９９万４，０３６円、１項特別会計繰出金１目事業会計繰出金ともに同額の４億９，５２６万４，０００円。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護サービス事業、公共下水道事業の５特別会計への繰出金でございます。国民健康保険事業会計繰出金につきましては３，３４２万３，０００円、介護保険特別会計繰出金につきましては１，５６８万３，０００円、介護サービス事業会計のうち老人ホーム繰出金につきましては３，１３５万４，０００円のそれぞれ増となってございます。

２３８ページ、２３９ページでございますが、２項１目ともに特別会計出資及び補助金４億６，０１２万９，８７１円、水道事業及び病院事業に対する補助金、負担金を執行してございます。

３項１目ともに基金費２億６，１６０万１６５円。ここでは歳計剰余金、寄附金、預金利子などを原資といたしまして、七つの基金に積み立てを行ってございます。

次のページをお開きください。

１４款１項１目ともに予備費の充用執行はございません。

○議　　長

休憩します。

休憩　午後　２時５４分
再開　午後　３時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般会計決算認定の歳入の説明を続けます。

松木総務課長。

○松木総務課長

続きまして、歳入をご説明しますので、事項別明細書の２２ページ、２３ページをお開きください。

１款町税、収入済額８億７，１１６万４６９円、不納欠損額１３万４，７０５円、収入未済額１，６０６万５３１円。１項町民税、収入済額３億８，１２４万５，３０８円、不納欠損額７万５０５円、収入未済額８８６万１，２９３円。１目個人、収入済額３億１３３万８，５０８円、不納欠損額７万５０５円、収入未済額８３３万１，６９３円。収入未済額につきましては、現年課税分が２０６万１，２８３円、滞納繰越分が６２７万４１２円でございます。２目法人、収入済額７，９９０万６，８００円、収入未済額、現年課税分で１９万３，６００円、滞納繰越分で３３万６，０００円、合計５２万９，６００円。

２項固定資産税、収入済額４億１，８７９万７，２６２円、不能欠損額６万２００円、収入未済額６６７万８，６３８円。１目固定資産税、収入済額４億１，０９０万４，５６２円、不能欠損額、滞納繰越分で６万２００円、収入未済額、現年課税分が１８４万３，８００円、滞納繰越分で４８３万４，８３８円、計６６７万８，６３８円。２目国有資産等所在市町村助成交付金及び納付金７８９万２，７００円。

３項１目ともに軽自動車税で、収入済額１，８３０万３，３００円、不納欠損額、滞納繰越分で４，０００円、収入未済額、現年課税分２６万４，７００円、滞納繰越分２５万５，９００円、計５２万６００円。

４項１目ともに町たばこ税で４，８１７万５，６９９円。

５項１目ともに入湯税で４６３万８，９００円。

２款地方譲与税１億６，０８９万１，０００円。１項１目ともに自動車重量譲与税１億１，４２７万１，０００円。

２項１目ともに地方揮発油譲与税４，６６２万円。

２４ページ、２５ページをお開きください。

３款１項１目ともに利子割交付金で１３４万８，０００円。

４款１項１目ともに配当割交付金で１９１万６，０００円。

５款１項１目ともに株式等譲渡所得割交付金で１９３万９，０００円。

６款１項１目ともに地方消費税交付金で１億１，６１２万４，０００円。

７款１項１目ともに自動車取得税交付金で４，０００万８，０００円。

２６ページ、２７ページをお開きください。

８款１項１目ともに国有提供施設等所在市町村助成交付金で３０万円。

９款１項１目ともに地方特例交付金１４０万７，０００円。

１０款１項１目ともに地方交付税で３１億３，９２８万２，０００円。

１１款１項１目ともに交通安全対策特別交付金で１１３万２，０００円。

２８ページ、２９ページをお開きください。

１２款分担金及び負担金１項負担金ともに同額の７，３９６万３，５２９円、収入未済額１９５万２，６３０円。１目総務費負担金１１万４，８５５円。２目民生費負担金、収入済額３，９９７万７，５３７円、収入未済額につきましては、保育所措置費保護者負担金過年度分で４万８，０００円でございます。

次のページでございますが、３目衛生費負担金４，２００円、４目農林水産業費負担金２０７万９，１００円、５目土木費負担金の収入実績はございません。６目教育費負担金、収入済額３，１７８万７，８３７円、収入未済額、学校給食費負担金で１９０万４，６３０円。

３２ページ、３３ページをお開きください。

中段の使用料及び手数料、収入済額２億２，８３１万７，８９２円、収入未済額５７８万７，２０９円。１項使用料、収入済額２億１，５４０万９４２円、収入未済額５７８万７，２０９円。１目総務使用料６４８万６，１４５円、２目民生使用料１９２万３，５５０円。３目衛生使用料の収入実績はございません。

次のページをお開きください。

４目労働使用料５万７，１５０円、５目農林水産使用料１億８７万２，２５１円、６目商工使用料８７万９，１００円、７目土木使用料、収入済額１億２５０万１，４７０円、収入未済額、住宅使用料で５７８万７，２０９円でございます。８目教育使用料２６８万１，２５６円。

次のページをお開きください。

２項手数料１，２９１万６，９５０円、１目総務手数料３３４万８，６００円、２目衛生手数料８５３万６，３５０円、３目農林水産手数料１０３万２，０００円でございます。

１４款国庫支出金１項国庫負担金１目民生費国庫負担金ともに同額の１億９，２００万９，５６７円。

次のページをお開きください。

２項国庫補助金１目総務費国庫補助金、予算額２億２，１５５万１，０００円、収入済額５，１８４万７，０００円、差し引き１億７，３４２万４，０００円でございますけれども、これは１節の企画費補助金のうち、市街地区以外のインターネット環境の整備を行う情報通信基盤整備推進事業を繰越明許費としたため、国庫補助金１億６，７５０万５，０００円が未収入でございます。２目民生費国庫補助金３，１３１万５５２円。

次のページをお開きください。

３目衛生費国庫補助金３万３，０００円、４目土木費国庫補助金６，８８１万円、５目消防費国庫補助金は、全額を減額補正してございます。６目教育費国庫補助金３９２万５，０００円。８目災害復旧費国庫補助金６，４１６万円は、平成２８年度からの繰越明許費の特定財源の収入でございます。

ちなみに、７目の商工費の国庫補助金につきましては、廃目となってございます。

続きまして、３項委託金１８６万６，１５９円、１目総務費委託金１８万３，０００円。次のページでございますが、２目民生費委託金で１６８万３，１５９円。

１５款道支出金４億２，１６０万３，００４円、１項道負担金１目民生費道負担金ともに同額の１億２５３万５，６７３円。

２項道補助金３億１４２万８，９４４円。

次のページをお開きください。

１目総務費道補助金５５万５，６４０円。２目民生費道補助金３，６０９万７，１３９円。

次のページでございますが、３目衛生費道補助金８５万２，２８０円。４目農林水産業費道補助金、予算額２億７，６０７万８，０００円に対しまして、収入済額２億６，１０２万７，８８５円、差し引き１，５０５万１１５円の未収でございますが、これは２目農業振興費補助金のうち担い手確保・経営強化支援事業の執行の一部を繰越明許費としたため、１，４３５万円が未収入特定財源として繰り越されるものでございます。

次のページをお開きください。

５目消防費道補助金２３０万円。６目教育費道補助金５９万６，０００円。

３項委託金１，７６３万８，３８７円、１目総務費委託金１，４３１万７，１３５円。

次のページをお開きください。

農林水産業費委託金５２万６，４２３円。３目商工費委託金１９８万７，２００円。４目土木費委託金８０万７，６２９円。

その下から５３ページにかけまして、１６款財産収入、収入済額６，６０９万１，４２８円、１項財産運用収入、収入済額が１，５９１万７，２４４円、１目財産貸付収入１，４３３万４８２円。

次のページをお開きください。

２目利子及び配当金１５８万６，７６２円。

２項財産売払収入５，０１７万４，１８４円、１目物品売払収入２６４万１，０００円。２目不動産売払収入４，７５３万３，１８４円。前年対比で３，５８６万２，８４７円の増となりますが、立木の売り払い収入が２，７６０万８，８４７円の増。緑苑分譲地などの土地建物売り払い収入が８２５万４，０００円の増でございます。

続きまして、１７款１項ともに寄附金で５，３３８万４，４０３円、１目一般寄附金の収入はございません。

次にページをお開きください。

２目指定寄附金５，８３８万４，４０３円。

１８款１項ともに繰入金３億３，２１７万７，３０５円、１目基金繰入金３億３，０４５万円。２目他会計繰入金１７２万７，３５７円。

続きまして、１９款１項１目ともに繰越金で２億５，６４０万９，２９０円でございます。

続きまして、その下から、次のページにかけまして、２０款諸収入、収入済額１億４，３５８万９，７５５円、収入未済額１４５万１，０００円。

５６ページ、５７ページの１項延滞金加算金及び過料１目延滞金ともに同額の８万２，５４４円。

２項１目ともに町預金利子８万１，８４１円。

３項貸付金元利収入、収入済額１億１，４１２万８，１００円、収入未済額１４５万１，０００円。１目高齢者等に優しい住宅改造資金貸付金元利収入、収入済額が５１万９，０００円、収入未済額は過年度分で７５万円。２目災害援護資金貸付金元利収入、収入済額１，０００円、収入未済額、過年度分で７０万１，０００円でございます。３目大樹町中小企業特

別融資事業貸付金元利収入１億円。４目奨学金貸付金元利収入１，３６０万８，１００円。

４項受託事業収入２１５万９，５２４円、１目衛生費受託事業収入２１０万３８０円。次のページでございますが、２目農林水産業費受託事業収入５万９，１４４円。

５項雑入２，７１３万７，７４６円、１目過年度収入につきましては、ございません。２目雑入２，７１３万７，７４６円。

続きまして、６０ページから６３ページにかけましてですが、２１款１項ともに町債でございます。収入済額４億９，０７７万８，０００円、１目土木債につきましては、当初予算の全額を減額し、執行はございません。２目過疎債につきましては、予算額４億１，４９０万円、収入済額２億４，５３０万円で、差し引き１億６，９６０万円となってございますが、この主な理由は、市街地区以外のインターネット環境の整備を行う情報通信基盤整備推進事業を繰越明許費としたため、１億６，７５０万円を未収入特定財源として繰り越しているものでございます。

次のページでございます。

３目辺地債３，７６０万円、４目臨時財政対策債１億６，５３７万８，０００円。５目総務債２，６５０万円につきましては、平成２８年度繰越事業の特定財源収入で、宇宙交流センターＳＯＲＡの増築等を行う宇宙のまちづくり拠点整備事業に充当してございます。６目災害復旧債１，６００万円。こちらにつきましても、平成２８年度からの繰越明許費の未収入特定財源を収入したものでございます。

以上で、歳入のほうの説明を終わらせていただきます。

○議　　長

以上で、一般会計の説明が終わりました。

◎延会の議決

○議　　長

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決しました。

◎延会の宣告

○議　　長

本日は、これにて延会いたします。

延会　午後　３時２６分

平成３０年第３回大樹町議会定例会会議録（第２号）

平成３０年９月５日（水曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　認定第　　２号　平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
第　３　認定第　　３号　平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第　４　認定第　　４号　平成２９年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第　５　認定第　　５号　平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第　６　認定第　　６号　平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第　７　認定第　　７号　平成２９年度大樹町水道事業会計決算認定について
第　８　認定第　　８号　平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席議員（１２名）

１番　船戸健二	２番　齊藤　徹	３番　杉森俊行
４番　松本敏光	５番　西田輝樹	６番　菅　敏範
７番　髙橋英昭	８番　安田清之	９番　志民和義
１０番　福岡孝道	１１番　柚原千秋	１２番　鈴木千秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒森正人
副　町　長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	林　英也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒川　豊
住民課長	鈴木敏明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田　修

農林水産課長兼町営牧場長	瀬　尾　裕　信
建設水道課長兼下水終末処理場長	髙　橋　教　一
会計管理者兼出納課長	瀬　尾　さとみ
町立病院事務長	伊　勢　厳　則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見　由　香

＜教育委員会＞

教　　育　　長	板　谷　裕　康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和　田　　司
社会教育課長兼図書館長	井　上　博　樹

＜農業委員会＞

農業委員会会長	鈴　木　正　喜
農業委員会事務局長	水　津　孝　一

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小　森　　力
主　　査	真　鍋　智　光

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において

７番　髙　橋　英　昭　君

８番　安　田　清　之　君

９番　志　民　和　義　君

を指名いたします。

昨日、平成２９年度大樹町一般会計決算認定にかかわる事項別明細書の説明は終了しております。

昨日に引き続き、特別会計の説明を求めます。

◎日程第２　認定第２号及び日程第３　認定第３号

○議　　長

認定第２号平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について及び認定第３号平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について説明を求めます。

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

それでは、認定第２号平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について説明させていただきます。

決算総括表から説明させていただきますので、議案の次のページをお開き願います。

平成２９年度国民健康保険事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。

保険税、決算額１億７，０６０万５，３１７円、不納欠損額３万８，５６４円、収入未済額１，７１６万４，２４７円、収入割合９０．８％は、前年度と比較して０．４ポイントの増となってございます。国庫支出金、決算額１億５，８３０万７７３円、療養給付費交付金３４

４万円、前期高齢者交付金１億８，７０５万４，２２５円、道支出金６，０６０万２，０００円、共同事業交付金１億９，２１７万４，４９４円、財産収入３，９３８円、繰入金８，４５３万５，９７８円、繰越金１６１万４，１４８円、諸収入１１９万８，６０７円。

歳入合計、予算現額８億４，９６０万９，０００円、調定額８億７，６７３万２，２９１円、決算額８億５，９５２万９，４８０円、不納欠損額３万８，５６４円、収入未済額１，７１６万４，２４７円、収入割合９８．０％でございます。

次に、歳出になります。次のページをお開き願います。

総務費、決算額１，４３２万４８円、保険給付費４億４，１２０万９，９０３円、後期高齢者支援金等９，１３３万７，８６７円、前期高齢者納付金等３４万８，６９０円、老人保健拠出金２，２８３円、介護納付金３，５９０万８，４４９円、共同事業拠出金２億１，３２１万３，００５円、保健事業費６３２万５９２円、公債費の決算額はございません。諸支出金２，４９４万１，７９５円、予備費の決算額はございません。

歳出合計、予算現額８億４，９６０万９，０００円、決算額８億２，７６０万２，６３２円、不用額２，２００万６，３６８円、執行率９７．４％。

歳入歳出差引残額は３，１９２万６，８４８円で、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、事項別明細書を説明いたしますので、事項別明細書の２４２ページ、２４３ページをお開き願います。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

１款１項ともに保険税で、収入済額ともに同額の１億７，０６０万５，３１７円、１目一般被保険者保険税１億７，０１６万４，５３９円、現年課税分では収入割合が９８．３９％で、前年対比０．９０ポイントの増。滞納繰越分では、収入割合が１８．２６％で、前年対比８．８２ポイントの減となってございます。不納欠損額は１．１名で３万８，５６４円となってございます。２目退職被保険者保険税４４万７７８円、現年度課税分では、収入割合が１００％で前年対比は変わらず、滞納繰越分では、収入割合が３４．７２％で、前年対比２０．５３ポイントの増となってございます。保険税全体では、収入割合が９０．８４％で、前年対比０．４ポイントの増となってございます。

２款国庫支出金、収入済額１億５，８３０万７７３円、１項国庫負担金１億３，８２７万７，７７３円、１目療養給付費負担金１億３，０６３万９，７７３円。ここでは一般被保険者の医療費に係る療養給付費等の負担金として３２％が交付されてございます。２目高額医療費共同事業負担金６６３万３，０００円、３目特定健康診査等負担金１００万５，０００円。２項国庫補助金２，００２万３，０００円、１目調整補交付金９８９万４，０００円、次のページに移りまして、２目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金１，０１１万円、３目国民健康保険災害臨時特例補助金１万９，０００円。

３款１項１目ともに療養給付費交付金で、同額の３４４万円。ここでは退職者医療費制度に係る療養給付費が交付されてございます。

４款１項１目ともに前期高齢者交付金で、同額の１億８，７０５万４，２２５円。６５歳から７４歳の前期高齢者に該当する加入が多い国保の財政支援をするために財政調整が行われており、ここではその調整額が交付されてございます。

５款道支出金６，０６０万２，０００円、１項道負担金７６３万８，０００円、１目高額医療費共同事業負担金６６３万３，０００円、２目特定健康診査等負担金１００万５，０００円。２項道補助金１目調整交付金ともに同額の５，２９６万４，０００円。

次のページに移りまして、６款１項ともに共同事業交付金で、同額の１億９，２１７万４，４９４円、１目高額医療費共同事業交付金２，７７１万４８円、２目保険財政共同安定化事業交付金１億６，４４６万４，４４６円。

７款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金で、ともに同額の３，９３８円。

８款繰入金８，４５３万５，９７８円、１項他会計繰入金１目一般会計繰入金ともに同額の７，２２６万６，０３０円。このうち保険税の負担を抑えることを目的とした一般被保険者療養給付費繰入金は３，８８７万２，０００円となってございます。２項基金繰入金１目国民健康保険基金繰入金で、ともに同額の１，２２６万９，９４８円。ここでは平成２８年度に超過交付となっていた療養給付費交付金について、平成２９年度で返還するために積み立てしていた財源を基金から繰り入れしてございます。

次のページに移りまして、９款１項１目ともに繰越金で、同額の１６１万４，１４８円。

１０款諸収入１１９万８，６０７円、１項延滞金及び加算金１目延滞金ともに同額の１０万７，８００円、２目加算金の収入はございません。２項１目ともに雑入で、同額の１０９万８０７円。このうち第三者行為に係る徴収金は６８万５，０９２円となってございます。

歳入合計、予算現額８億４，９６０万９，０００円、調定額８億７，６７３万２，２９１円、収入済額８億５，９５２万９，４８０円、不納欠損額３万８，５６４円、収入未済額１，７１６万４，２４７円となるものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。２５０ページ、２５１ページをお開き願います。

歳出は、支出済額のみ申し上げます。

１款総務費１，４３２万４８円、１項総務管理費１目一般管理費ともに同額の１，３０７万９，０７８円。下に行きまして、２項徴税費、次のページに移りまして、１目賦課徴税費ともに同額の１０７万６，３７０円。３項１目ともに運営協議会費で、同額の１６万４，６００円。

２款保険給付費４億４，１２０万９，９０３円、１項療養諸費３億９，４２９万１，１２５円、前年対比で１００．５％となってございます。１目一般被保険者療養給付費３億９，０６８万６，６９９円、２目退職被保険者等療養給付費８９万３，２４９円、３目一般被保険者療養費１５０万５，１６１円、４目退職被保険者等療養費の支出はございません。次のページに移りまして、５目審査支払手数料１２０万６，０１６円。２項高額療養費４，４３２万７，５１８円、前年対比で１１３．８％となってございます。１目一般被保険者高額療養費４，４３２万７，５１８円、２目退職被保険者等高額療養費から４目退職被保険者等高額介護合

算療養費までの支出はございません。３項移送費の支出はございません。４項出産育児諸費２５２万１，２６０円、次のページに移りまして、１目出産育児一時金２５２万円、これにつきましては６件の給付でございます。２目支払手数料１，２６０円。５項葬祭諸費１目葬祭費ともに同額の７万円。

３款１項ともに後期高齢者支援金等で、ともに同額の９，１３３万７，８６７円、１目後期高齢者支援金９，１３３万９３４円。これにつきましては、後期高齢者医療制度に係る支援金で、各医療保険者が制度に係る費用の４割を負担することになっている大樹町の負担分となってございます。２目後期高齢者関係事務費拠出金６，９３３円。

４款１項ともに前期高齢者納付金等で、同額の３４万８，６９０円、１目前期高齢者納付金３４万１，９９８円、次のページに移りまして、２目前期高齢者関係事務費拠出金等６，６９２円。

５款１項ともに老人保健拠出金、１目老人保健医療費拠出金で、ともに同額の２，２８３円。

６款１項１目ともに介護納付金で、同額の３，５９０万８，４４９円。これにつきましては、介護保険２号被保険者４０歳から６４歳に係る納付金で、各医療保険者が制度に係る費用の２８％を負担することになっている大樹町の負担分となってございます。

７款１項ともに共同事業拠出金で、同額の２億１，３２１万３，００５円、１目高額医療費拠出金２，５８３万４，６８７円、２目共同事業事務費拠出金１１９円、３目保険財政共同安定化事業拠出金１億８，７３７万８，１９９円。

次のページに移りまして、８款保険事業費６３２万５９２円、１項１目ともに特定健康診査等事業費で、同額の５５９万８，２７４円。２項保険事業費１目保健衛生普及費でともに同額の７２万２，３１８円。

９款公債費の支出はございません。

１０款諸支出金２，４９４万１，７９５円、次のページに移りまして、１項還付金１，６９７万７９５円、１目一般被保険者保険税還付金１８７万３，１００円、２目退職被保険者等保険税還付金の支出はございません。３目療養給付費交付金等還付金１，５０５万４，６９５円、４目特定健康診査保健指導負担金還付金３万６，０００円、５目国民健康保険災害臨時特例補助金還付金７，０００円。３目から５目の還付金につきましては、前年度に概算で交付を受け、次年度に精算をされる仕組みとなっており、還付となったものでございます。２項繰出金１目直営診療施設勘定繰出金で、ともに同額の７９７万１，０００円。これにつきましては、町立病院の医療機器整備などに対しまして特別調整交付金の交付を受けましたので、病院会計に繰り出した分でございます。

１１款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額８億４，９６０万９，０００円、支出済額８億２，７６０万２，６３２円、不用額２，２００万６，３６８円となるものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第３号を説明させていただきますので、議案のほうにお戻り願います。

認定第３号平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について説明させていただきます。

次のページ、決算総括表をご覧願います。

平成２９年度後期高齢者医療特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。

後期高齢者医療保険料、決算額６，０４２万８，８００円、収入未済額１４万７，６００円、収入割合９９．８％は、前年度と比較して０．７ポイントの増となってございます。繰入金、決算額２，６７２万５，８７１円、繰越金５７万５，８１４円、諸収入９万１，３２８円。

歳入合計、予算現額８，８５７万８，０００円、調定額８，７９６万９，４１３円、決算額８，７８２万１，８１３円、収入未済額１４万７，６００円、収入割合は９９．８％でございます。

次に、歳出ですけれども、総務費、決算額５２万５，１４１円、後期高齢者医療広域連合納付金８，７０４万１，３５１円、諸支出金１８万７，４００円、予備費の決算額はございません。

歳出合計、予算現額８，８５７万８，０００円、決算額８，７７５万３，８９２円、不用額８２万４，１０８円、執行率９９．１％。

歳入歳出差引残額は６万７，９２１円で、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、事項別明細書を説明いたしますので、事項別明細書の２６４ページ、２６５ページをお開き願います。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

１款１項１目ともに後期高齢者医療保険料で、同額の収入済額６，０４２万８，８００円、収入割合は現年度分が９９．８％、滞納繰越分が１００％となってございます。この保険料は、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料で、対象人員は年間平均で１，０７５名となってございます。

２款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金で、ともに同額の２，６７２万５，８７１円。

３款１項１目ともに繰越金で、同額の５７万５，８１４円。

４款諸収入９万１，３２８円、１項延滞金及び過料の収入はございません。２項償還金及び還付加算金４万４，０００円、１目保険料還付金２万９，１００円、２目還付加算金１万４，９００円。３項、次のページに移りまして、１目ともに雑入で、同額の４万７，３２８円。平成３０年度からは制度改正周知のためのパンフレットの郵送費用について広域連合から交付されたものを受けてございます。

歳入合計、予算現額８，８５７万８，０００円、調定額８，７９６万９，４１３円、収入済額８，７８２万１，８１３円、収入未済額１４万７，６００円となるものでございます。

次に、歳出になります。

２６８ページ、２６９ページをお開き願います。

歳出は、支出済額のみ申し上げます。

１款総務費５２万５，１４１円、１項総務管理費１目一般管理費ともに同額の５１万４２０円。２項１目ともに徴収費で、同額の１万４，７２１円。

２款１項１目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で、同額の８，７０４万１，３５１円。この納付金につきましては、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合に納付するもので、保険料の収入分と町が負担する保険基盤安定制度の負担金、事務費の負担金等となってございます。

３款諸支出金１項償還金及び還付加算金１目保険料還付金ともに同額の１８万７，４００円。

４款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額８，８５７万８，０００円、支出済額８，７７５万３，８９２円、不用額８２万４，１０８円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎日程第４　認定第４号

○議　　長

次に、認定第４号平成２９年度大樹町介護保険特別会計決算認定について。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、認定第４号の議案をお開きください。

認定第４号平成２９年度大樹町介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。次のページの総括表をご覧ください。

平成２９年度介護保険特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入です。

介護保険料、決算額１億３，０５７万８８０円、不納欠損額１５万８，８８０円、収入未済額８０万１，８１０円、収入割合９９．３％、対前年度比０．１ポイントの増となっております。国庫支出金１億４，９７９万７，２８８円、道支出金９，５８７万７，８４０円、支払基金交付金１億６，１８９万６６３円、財産収入５，９２７円、繰入金１億２，６７４万５，３２０円、諸収入１８７万１，６２８円、繰越金３，５４２万６，５６４円。

歳入合計で、予算現額６億９，７７５万４，０００円、調定額７億３１４万６，８００円、決算額７億２１８万６，１１０円、不納欠損額１５万８，８８０円、収入未済額８０万１，８１０円、収入割合９９．９％です。

次に、歳出です。

総務費、決算額２，６６５万４，０８８円、保険給付費５億５，５０６万３，０９６円、地域

支援事業費６，０９５万１２０円、基金積立金１，９８５万５，７２７円、諸支出金１，６１３万５，２８５円。

歳出合計で、予算現額６億９，７７５万４，０００円、決算額６億７，８６５万８，３１６円、翌年度繰越額はありません。不用額１，９０９万５，６８４円、執行率９７．３％。

歳入歳出差引残額２，３５２万７，７９４円、うち翌年度へ繰り越す額は同額２，３５２万７，７９４円となります。

それでは、決算の内容につきまして、介護保険会計の事項別明細書でご説明申し上げますので、２７０ページ、２７１ページをお開きください。

初めに、歳入です。

款、項、目と右ページの中ほどの収入済額の順で申し上げます。

１款介護保険料１項介護保険料１目第１号被保険者介護保険料、収入済額ともに同額の１億３，０５７万８８０円。６５歳以上の方にご負担をいただいております介護保険料で、３月末における被保険者数は１，９８８人となっております。不納欠損は３名で１５万８，８８０円、収入未済額は１０人で８０万１，８１０円です。

２款国庫支出金１億４，９７９万７，２８８円、１項国庫負担金１目介護給付費負担金ともに同額の９，６５２万６，６８２円。２項国庫補助金５，３２７万６０６円、１目調整交付金３，９３７万４，０００円、２目地域支援事業交付金１，１９８万４，６０６円、３目介護保険事業費補助金６８万円、４目地域支援事業調整交付金１２３万２，０００円。

３款道支出金９，５８７万７，８４０円、１項道負担金１目介護給付費負担金ともに同額の８，９３４万８，６０８円。２項道補助金１目地域支援事業交付金ともに同額の６５２万９，２３２円。

４款支払基金交付金、次のページをお開きください。１項支払基金交付金ともに同額の１億６，１８９万６６３円、１目介護給付費交付金１億５，７０７万２，０３３円、２目地域支援事業支援交付金４８１万８，６３０円。

５款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金ともに同額の５，９２７円。

６款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金ともに同額の１億２，６７４万５，３２０円。

７款諸収入、収入済額１８７万１，６２８円、次のページをお開きください。１項延滞金及び過料、１目第１号被保険者延滞金、２目第１号被保険者過料はございません。２項雑入１８７万１，６２８円、１目第三者納付金、２目返納金はございません。３目雑入１８７万１，６２８円。生活保護受給者の介護扶助実施のための要介護審査判定費用及び地域包括センターで行った要支援の方に係るケアプラン作成収入費が主なものとなっております。

８款１項１目繰越金ともに繰越金、同額の３，５４２万６，５６４円。

歳入合計、予算現額６億９，７７５万４，０００円、調定額７億３１４万６，８００円、収入済額７億２１８万６，１１０円、不納欠損額１５万８，８８０円、収入未済額８０万１，８１０円となるものです。

次のページをお開きください。

歳出です。

款、項、目と右ページ中ほどの支出済額の順で申し上げます。

１款総務費、支出済額２，６６５万４，０８８円、１項総務管理費１目一般管理費ともに同額の１，７３７万８，７４８円。この一般管理費では、介護保険計画策定に係る経費及び職員２名分の人件費と事務経費を支出しております。次のページをお開きください。２項１目ともに賦課徴収費、同額の３２万７，２４７円。３項介護認定審査会費、支出済額８９４万８，０９３円。介護サービスを利用するために必要な介護認定の費用をここで支出しております。１目介護認定審査費１６８万３，１４６円、２目介護認定審査会費５２７万４，６５３円。南十勝４町村で共同設置する介護認定審査会の負担金です。平成２９年度は３６３件が認定審査件数となっております。３目認定調査費１９９万２９４円。

２款保険給付費５億５，５０６万３，０９６円、１項介護サービス等諸費５億４，２１０万３７６円、次のページをお開きください。１目居宅介護サービス給付費１億８，９５７万５，０４６円、２目居宅介護サービス計画費２，７３０万２，８７７円、３目施設サービス給付費２億８，６９６万４，１７８円、４目福祉用具購入費５６万８，２５０円、５目住宅改修費２７９万６，０４７円、６目特定入所者介護サービス費３，４４８万７，２１０円、７目審査支払手数料４０万６，７６８円。２項高額介護サービス費１，２９６万２，７２０円、１目高額介護サービス費１，０７３万２，６６３円、次のページをお開きください。２目高額医療合算介護サービス事業費２２３万５７円。

３款地域支援事業費６，０９５万１２０円、１項１目ともに地域支援事業費、同額の５，９５６万４，９２０円。ここでは職員４名、臨時職員１名の人件費を支出しております。次のページをお開きください。１３節委託料では、日常生活支援総合事業における介護職員初任者研修の開催や、いきいき健康クラブ「ふまねっと」の経費のほか、社会福祉事業会に新たに生活支援コーディネーターを配置したため、その経費が増額となっております。１９節負担金、補助及び交付金では、介護予防訪問・通所介護サービス担当事業費として制度改正における要支援認定者の訪問サービス、通所サービスに係る経費が新たに地域支援事業費から支出されることとなったため、増額となっております。２項１目ともに介護予防支援事業費、同額の１３８万５，２００円。１３節委託料では介護事業所に依頼しました要支援者に係るケアプラン作成経費の支出をしております。

４款１項ともに基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金、同額の１，９８５万５，７２７円。

５款諸支出金１，６１３万５，２８５円、１項償還金及び還付加算金１，４４１万６，９４２円、次のページをお開きください。１目第１号被保険者保険料還付金はございません。２目償還金１，４４１万６，９４２円。２項繰出金１目他会計繰出金ともに同額の１７１万８，３４３円。

歳出合計、予算現額６億９，７７５万４，０００円、支出済額６億７，８６５万８，３１６円、

不用額１，９０９万５，６８４円となるものです。
以上で説明を終わります。

◎日程第５　認定第５号

○議　　長

次に、認定第５号平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について。
明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

それでは、認定第５号平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げますので、次のページの総括表をご覧ください。
平成２９年度介護サービス事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。
歳入です。
サービス収入決算額１億９，６９８万１，８０８円、分担金及び負担金４，３２９万７，２８５円、収入未済額１３万９，０５３円、収入割合９９．７％、前年対比０．２ポイントの増となっております。繰入金１億４，９５２万４，９９３円、繰越金５０１万８１４円、諸収入３０６万３，１８５円。
歳入合計、予算現額３億９，４３３万７，０００円、調定額３億９，８０１万７，１３８円、決算額３億９，７８７万８，０８５円、収入未済額１３万９，０５３円、収入割合については、決算額に対する収入未済額の比率が小さいため、端数処理の関係で１００％の表示となっております。
次に、歳出です。
居宅介護サービス事業費、決算額６，５０１万６，６９３円、介護老人福祉施設事業費３億２，２８３万９，２０１円。
歳出合計、予算現額３億９，４３３万７，０００円、決算額３億８，７８５万５，８９４円、不用額６４８万１，１０６円、執行率９８．４％となっております。
歳入歳出差引残額１，００２万２，１９１円、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。
それでは、決算の内容につきまして事項別明細書でご説明を申し上げますので、事項別明細書の２８８、２８９ページをお開きください。
歳入です。収入済額のみ申し上げます。
１款サービス収入１億９，６９８万１，８０８円、１項介護給付費収入１億８，５８１万２，３９０円、１目居宅介護サービス事業収入２，４４１万２，４０３円、２目介護老人福祉施設事業収入１億６，１３９万９，９８７円。２項介護予防日常生活支援総合事業費収入１目通所型サービス事業収入ともに同額の１，１１６万９，４１８円。
２款分担金及び負担金１項負担金ともに同額の４，３２９万７，２８５円、収入未済額１３万９，０５３円、１目居宅介護サービス事業負担金４０１万１，６５２円、２目介護老人福祉

施設事業負担金３，９２８万５，６３３円。１節介護老人福祉施設利用者負担金で１３万９，０５３の収入未済額は短期入所生活介護利用者１名分で滞納繰越分であり、平成２９年度中に８万２，３７２円が収入済となっております。

次のページをお開きください。

３款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金ともに同額の１億４，９５２万４，９９３円。

４款１項１目ともに繰越金、同額の５０１万８１４円。

５款諸収入３０６万３，１８５円、１項受託事業収入１目介護サービス事業収入ともに同額の８万６，４００円。２項１目ともに雑入、同額の２９７万６，７８５円。

歳入合計、予算現額３億９，４３３万７，０００円、調定額３億９，８０１万７，１３８円、収入済額３億９，７８７万８，０８５円、収入未済額１３万９，０５３円となるものです。

次のページをお開きください。

歳出です。支出済額のみ申し上げます。

２９２ページから２９７ページにかけまして、１款１項ともに居宅介護サービス事業費、１目通所介護費ともに同額の６，５０１万６，６９３円。内容につきましては、老人デイサービスセンター１日定員３０名の運営に係る経費、介護・看護職員など正職員、臨時職員、計１６名の人件費並びに施設管理費を支出。１８節備品購入費では、通所者送迎用ワゴン１台を購入しております。

次に、２９６ページ下段です。３０７ページにかけまして、２款１項ともに介護老人福祉施設事業費１目介護老人福祉施設費ともに同額の３億２，２８３万９，２０１円。内容につきましては、特別養護老人ホーム定員５０床、短期入所生活介護１０床の運営に係る経費、介護、看護、調理員等、正職員、臨時職員、計５５名の人件費並びに施設管理費を支出しております。３０５ページ、１５節工事請負費では、防犯カメラの設置、浴室改修工事を行っております。

次に、３０６、３０７ページをお開きください。

以上、歳出合計、予算現額３億９，４３３万７，０００円、支出済額３億８，７８５万５，８９４円、不用額６４８万１，１０６円となるものです。

以上で説明を終わります。

◎日程第６　認定第６号

○議　　長

次に、認定第６号平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について。

髙橋建設水道課長。

○髙橋建設水道課長

それでは、認定第６号について説明させていただきますので、議案のほうに一度お戻りいただきたいと思います。

認定第６号平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計の決算認定をお願いするものでございます。

決算総括表からご説明させていただきますので、次のページ、総括表をお開き願います。

平成２９年度公共下水道事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

まず、歳入です。

分担金及び負担金、決算額１９５万７，５００円、使用料及び手数料６，８２８万５，６８２円、収入未済額１８７万４，０９７円、収入割合９７．３％で、前年比０．８％の増となってございます。国庫支出金８２７万３，６００円、繰入金１億７，９３８万３，０００円、繰越金４２２万８，０９１円、町債２，０２０万円、諸収入の決算額はございません。

歳入合計、予算現額２億７，９６２万７，０００円、調定額２億８，４２０万１，９７０円、決算額２億８，２３２万７，８７３円、不納欠損額はございません。収入未済額１８７万４，０９７円、収入割合９９．３％となってございます。

続きまして、歳出です。

管理費、決算額９，２３５万３０９円、事業費５，４８７万３，３５４円、公債費１億２，８８６万７，４６７円、諸支出金８，９６２円、予備費の決算額はございません。

歳出合計、予算現額２億７，９６２万７，０００円、決算額２億７，６１０万９２円、翌年度繰越額はございません。不用額３５２万６，９０８円、執行率は９８．７％となってございます。

歳入歳出差引残高は、６２２万７，７８１円となっております。同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、事項別明細書により説明させていただきますので、事項別明細書の３０８、３０９ページの歳入をお開き願います。

最初に、歳入でございます。収入済額で説明させていただきます。

１款分担金及び負担金１項負担金、収入済額ともに同額の１９５万７，５００円、１目公共下水道負担金１１４万７，５００円、２目個別排水処理事業受益者分担金８１万円。

２款使用料及び手数料６，８２８万５，６８２円、１項使用料６，８２４万４，６８２円、１目公共下水道使用料６，１２６万７，９０６円、収入未済額１８７万１，４２２円、収入未済額の内訳は、公共下水道使用料の現年度分５３戸、過年度分４１戸で、合計９４戸分でございます。２目個別排水処理施設使用料６９７万６，７７６円、収入未済額２，６７５円。収入未済額の内訳は、個別排水処理施設使用料の現年度分、１戸分でございます。２項手数料４万１，０００円、１目公共下水道手数料２万９，０００円、２目個別排水処理施設手数料１万２，０００円。

３款国庫支出金１項国庫補助金、次のページ３１０ページをお開き願います。１目下水道国庫補助金ともに同額の８２７万３，６００円。これにつきましては、公共下水道工事の終末処理場の長寿命化実施設計業務に対する国庫補助金でございます。

４款繰入金１項他会計繰入金１目一般会計繰入金ともに同額の１億７，９３８万３，０００円。

５款１項１目ともに繰越金で、同額の４２２万８，０９１円。

６款１項ともに町債で、同額の２，０２０万円、１目下水道事業債１，１９０万円、２目過疎対策事業債８３０万円。これら町債につきましては、下水道事業と個別排水設備設置事業に伴う起債の借り入れになります。

７款諸収入１項１目ともに雑入で、収入済額はございません。

以上、歳入合計で、当初予算額３億８００万円、補正予算額２，８３７万３，０００円の減、予算現額の計で２億７，９６２万７，０００円、調定額２億８，４２０万１，９７０円、収入済額２億８，２３２万７，８７３円、不納欠損額はございません。収入未済額１８７万４，０９７円となるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、３１２ページ、３１３ページをお開き願います。

次に、歳出につきましては、支出済額で説明させていただきます。

１款管理費９，２３５万３０９円、１項総務管理費１，４５２万４，２３３円、１目一般管理費１，３３７万５，２９０円。ここでは８節報償費で公共下水道に係る受益者負担金の前納報奨金を８戸分、支出してございます。下に行きまして、２目普及推進費１１４万８，９４３円。ここでは８節報奨金で、個別排水事業に係る受益者分担金の前納報奨金を９戸分、支出してございます。３１４ページ、３１５ページをお開き願います。３１５ページ上段の１９節負担金、補助及び交付金では、水洗便所設置補助金を３戸分、支出してございます。２項施設管理費７，７８２万６，０７６円、１目管渠管理費５９６万８，０００円、２目処理場管理費５，８２５万２０円、下へ行きまして、３目個別排水管理費１，３６０万８，０５６円、３１６ページ、３１７ページをお開き願います。３１７ページ上段の１３節委託料では、個別排水処理施設１７０基にかかわる点検・清掃等の維持管理を行ってございます。

２款事業費５，４８７万３，３５４円、１項下水道整備費１目下水道建設費ともに同額の３，６９３万５，６３４円。ここでは１５節の工事請負費で、公共下水道事業の管渠工事と汚水ますの設置工事を行ってございます。３１８ページ、３１９ページをお開き願います。２項個別排水処理施設整備費１目個別排水処理施設建設費ともに同額の１，７９３万７，７２０円。ここでは１５節工事請負費で、個別排水処理施設を９基、整備してございます。

３款１項ともに公債費で同額の１億２，８８６万７，４６７円、１目元金１億２０７万４，２３４円、２目利子２，６７９万３，２３３円。

４款諸支出金１項繰出金１目一般会計繰出金ともに同額の８，９６２円。ここでは新通の樋門に係る管理委託料を道と維持管理協定により折半し、支出してございます。

５款１項１目ともに予備費、支出はございません。

以上、歳出合計で、当初予算額３億８００万円、補正予算額２，８３７万３，０００円の減、予算減額の計２億７，９６２万７，０００円、支出済額２億７，６１０万９２円、不用額３５

２万６，９０８円となるものでございます。
以上で、説明を終わらせていただきます。
○議　　長
休憩します。

休憩　午前１０時５７分
再開　午前１１時１０分

○議　　長
会議を再開いたします。

◎日程第７　認定第７号
○議　　長
続いて、公営企業会計の説明を求めます。
初めに、認定第７号平成２９年度大樹町水道事業会計決算認知について。
髙橋建設水道課長。
○髙橋建設水道課長
認定第７号平成２９年度大樹町水道事業会計決算認定につきまして説明させていただきます。
なお、地方公営企業会計制度に従い、決算報告書は税込みで、財務諸表などは税抜きで作成してございます。
それでは、決算書の１ページ、２ページをお開き願います。
平成２９年度大樹町水道事業決算報告書。
最初に、１、収益的収入及び支出ですが、収支それぞれ決算額で説明させていただきます。
収入は、第１款水道事業収益、決算額４億４，５５９万７，０７７円、第１項営業収益２億７，８５３万２，０４９円、第２項営業外収益１億６，７０６万５，０２８円となってございます。
次に、支出ですが、第１款水道事業費用、決算額５億１，５９３万９，２７４円、第１項営業費用４億８，９１５万２８円、第２項営業外費用２，６７８万９，２４６円、予備費の支出はございません。
次に、３ページ、４ページをお開き願います。
２、資本的収入及び支出の収入は、第１款資本的収入、決算額９，０９７万９，３１１円、第１項工事補償金３，５９０万５，３３４円、第２項工事負担金１，１１６万７２０円、第３項繰入金３，７８０万６，２５７円、第４項国庫補助金６１０万７，０００円となってございます。
支出ですが、第１款資本的支出、決算額３億２，７１７万６，０２８円、第１項建設改良費

１億８，７３６万２，５１９円、第２項配水管補償工事費３，６２９万８，８００円、第３項量水器整備事業費１，３８９万５，６００円、第４項企業債償還費８，９６１万１０９円となってございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額２億３，６１９万６，７１７円は、損益勘定留保資金で補塡しております。

続きまして、５ページから８ページの財務諸表につきましては、説明を省略させていただき、９ページをお開き願います。

平成２９年度大樹町水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。

１、概況の（１）総括事項で、ア、給水状況は、平成２９年度末で給水戸数２，７０４戸、対前年度増減３０戸の増。次の表に移りまして、年間有収水量、平成２９年度末１１９万２，１４０立方メートル、対前年度増減１万４，７４２立方メートルの増となってございます。次の事業状況、財政状況につきましては、１ページから４ページで説明させていただきましたので省略させていただきます。

次の１０ページの中段ですけれども、（２）議会議決事項をご覧願います。

議案第６７号から議案第３３号までの６件の議決をいただいてございます。

（３）行政官庁認可事項の該当事項はございません。

次に、（４）職員に関する事項では、事務職２名、技術職１名の合計３名で、いずれも前年度との増減はございません。

（５）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の特別記する事項はございません。

次に、１１ページをお開き願います。

２、工事。

（１）建設工事の概況。

ア、建設改良工事では、水道施設電気計装設備更新工事から大樹町老朽消火栓更新工事第３工区までの１０件で１億４，５８２万５，９２０円の工事請負費となってございます。

次に、イ、配水管補償工事では、振別７号線改良舗装工事に伴う配水管移設工事から住吉送水管等仮設管布設工事までの２件で３，６２９万８，８００円の工事請負費となってございます。

次に、１２ページをご覧願います。

（２）保存工事の概況。

ア、量水器更新工事につきましては、検定満期メータ器更新工事第１工区から第３工区までの３件で４２２個を更新し、総額で７４５万７，４００円の工事費となってございます。

次に、１３ページをお開き願います。

３、業務。

（１）業務量。

年度末給水人口は５，６４３人、３行下がりまして、年度末給水戸数は２，７０４戸、年間の配水量は１３２万２，３６１立方メートルでございます。３行下がりまして、年間有収水

量は１１９万２，１４０立方メートルで、一番下で、有収率は９０．１５％で、前年対比４．５３％増となってございます。次に、供給単価は２２４円１銭で前年対比１円４７銭の増。給水原価は４３２円７８銭で前年対比１９円２２銭の減。

次に、（２）事業収入に関する事項ですが、増減で説明させていただきます。

営業収益４２３万８９９円の増。営業外収益１，７３５万９，９６９円の減。計といたしまして１，３１２万９，０７０円の減となってございます。

（３）事業費に関する事項では、営業費用６９０万８，６０５円の減。営業外費用１９７万９，５７８円の減。特別損失６８１万２，９３８円の減。計といたしまして１，５７０万１，１２１円の減となってございます。

１４ページに行きまして、４、会計、（１）重要契約の要旨は５件の契約で、合計で１億５，３１５万４，８００円となってございます。

（２）企業債及び一時借入金の概況。

イ、企業債の当年度借入高はございません。当年度償還高は、合計で８，９６１万９，１０９円、当年度末残高の合計が１１億１，４２９万１，７０７円となってございます。ロ、一時借入金はございません。

次に、１６ページをお開き願います。

その他の書類は、平成２８年度会計より規定に従いまして、税抜き額で説明させていただきますが、税込み額は備考欄に括弧書きで表示していますので、あわせてお目通しのほどをお願いいたします。

１、収益費用明細書の収入。

営業収益の給水収益では、水道使用料が２億４，７２７万６，０３９円で前年対比約４６０万円の増。営業外収益では、一般会計補助金が７，５４０万５７４円で約１，２００万円の減。長期前受金の戻入が８，９８７万４４円で約３８０万円の減。

収益合計で４億２，４２１万８，９３３円となったものでございます。

支出ですが、営業費用の原水及び浄水費では、委託料が４，３３２万７，７００円、前年対比で約２７０万円の増。１７ページに移りまして、 配水及び給水費の委託料が２６１万６，９１８円、約９００万円の減。中ほどに下がりまして、減価償却費では３億３，９１７万２，８９４円で前年比約１２０万円の増。資産減耗費では１，３０５万６，３８３円、前年比約１００万円の増となってございます。

費用合計といたしまして、５億７５８万９，６５３円となったものでございます。

次に、１８ページをお開き願います。

２、資本的収支明細書の収入で、工事補償金が３，５９０万５，３３４円、前年比約１，１００万円の増。下へ行きまして、国庫補助金６１０万７，０００円、坂下取水場及び住吉送水管の災害復旧事業の国庫補助金でございます。

収入合計で、９，０９７万９，３１１円となったものでございます。

次に支出になりますが、建設改良費の固定資産取得費では、工事請負費が１億２，９６５

万５，０００円、前年比約１，１００万円の減。１９ページに移りまして、配水管補償工事費では、工事請負費が３，３６１万円で約９００万円の増。

支出合計といたしまして、３億１，０７９万７，５６０円となったものでございます。

次に、２０ページ、２１ページをお開き願います。

３、固定資産明細書ですけれども、（１）有形固定資産明細書では、資産の種類が土地から建設仮勘定までの７種類で、年度当初現在高１２８億８，４２１万３，９５９円に当年度中の資産の増加、減少、減価償却の増減により、２１ページの一番右側の列ですけれども、年度末償却未済額の合計が６８億４，７０５万９，３０３円となるものでございます。

２０ページに戻りまして、（２）無形固定資産明細書ですが、試算の種類といたしまして、水利権の年度当初現在高は１２万６，６００円、２１ページに移りまして、当年度減価償却高が１２万６，６００円、年度末現在高はございません。

次に、２２ページをお開き願います。

４、企業債明細書。

借り入れの種類は、政府資金で１３口、公庫資金３口の合計１６口で、発行総額の合計が２１億６，６００万円、２３ページに行きまして、未償還残高の合計が１１億１，４２９万１，７０７円となってございます。 また、翌年度償還予定額、流動負債になりますけれども９，１７６万９，１０９円を計上してございます。

次のページ、２４ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、１、水道料金の収納状況、平成２９年度ですけれども、現年度分の家事用からその他までの計で、調定額が２億６，７０４万９，１８３円、収納額が２億４，６００万５，９８９円、未納額が２，１０４万３，１９４円で、収納率が９２．１２％、滞納繰越分の調定額が２，６６９万８，４７０円、収納額が２，２８６万２，４９７円、未納額が３８３万５，９７３円で、収納率が８５．６３％。合計の調定額が２億９，３７４万７，６５３円、収納額が２億６，８８６万８，４８６円、未納額が２，４８７万９，１６７円、収納率が９１．５３％。

参考といたしまして、５月１５日現在の調定額は２億６，７０４万９，１８３円、収納額が２億６，６１４万６，５２１円、未納額が９０万２，６６２円、収納率が９９．６６％でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎日程第８　認定第８号

○議　　長

次に、認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

伊勢町立病院事務長。

○伊勢病院事務長

認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてご説明申

し上げます。

なお、病院事業会計につきましても、地方公営企業会計制度に従い、決算報告書は税込みで、債務諸表などは税抜きで作成してございます

それでは、決算書の２ページ、３ページをお開き願います。

平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業決算報告書。

（１）収益的収入及び支出ですが、決算額で説明させていただきます。

収入、第１款病院事業収益、決算額８億６，８６４万８，７８９円。第１項医業収益５億４５４万７３円。第２項医業外収益３億６，４１０万８，７１６円となってございます。

次に、支出ですが、第１款病院事業費用、決算額９億３，１８３万２，９２６円。第１項医業費用９億２，６１７万３，１５９円。第２項医業外費用５６５万９，７６７円。第３項予備費、予備費の支出はございません。

次のページ、４ページ、５ページをお開き願います。

（２）資本的収入及び支出の収入ですが、第１款資本的収入、決算額３，３４２万８５９円。第１項一般会計負担金２，４１７万８５９円。第２項国庫支出金２７０万円。第３項道支出金１３５万円。第４項企業債５２０万円。第５項貸付金返還金、決算額はございません。

次に、支出ですが、第１款資本的支出、決算額３，３９５万８５９円。第１項建設改良費１，７７２万８，１４０円。第２項企業債償還金１，５６９万２，７１９円。第３項貸付金５３万円となってございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額５３万円は、損益勘定留保資金で補塡いたしました。

次に、１０ページをお開き願います。

平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業報告書を説明させていただきます。

まず、１の概況の（１）総括事項ですが、平成２９年度における本事業の収支決算の結果としては、収益的収支（税抜き）における総収益は８億６，６００万４，４５０円（対前年比２．４％減）で、総費用は９億３，００３万６，７６１円（対前年比３．３％増）になり、収支差し引き６，４０３万２，３１１円の損失が生じ、当年度未処理欠損金は９億４，６８０万２，７３１円となっております。

また、資本的収支（税込み）においては、収入額３，３４２万８５９円、支出総額３，３９５万８５９円で、不足する額５３万円は損益勘定留保資金から補塡しております。

次に、（２）の議会議決事項ですが、決算認定、補正予算、当初予算の３件でございます。

（３）の職員に関する事項ですが、前年と比較して、事務職員で１名減となり、合計で９０名となっております。

１１ページに移りまして、（１）の業務量ですが、入院は内科、外科合わせて合計１万４，８４５人、前年比４５８人の減。１日平均患者数は４０．７人で、前年比１．２人の減となっております。外来は、内科から皮膚科まで合計３万７７６人、前年比１，２４８人の減。１日平均患者数は１２６．７人で、前年比５．１人減少しております。

次に、（２）事業収入に関する事項ですが、医業収益は入院収益からその他医業収益まで、合計５億２０６万１，０８４円、前年比２，３１７万７，８５２円、４．４％の減となっております。入院収益は２億６，０５３万９，９７８円で、前年比２，４２３万９，７０６円の減、８．５％減で、外来収益は２億１，０５３万１，７２９円で、前年比１０９万６，０８５円の増、０．５％増となっております。その他医業収益は３，０９８万９，３７７円で、前年比３万４，２３１円減となっております。医業外収益では、合計で３億６，３９４万３，３６６円となっており、前年比２１５万８，２４３円増で０．６％の増となっております。

以上、事業収入合計で８億６，６００万４，４５０円、前年比２，１０１万９，６０９円の減、２．４％減となっております。

次に、（３）の事業費用に関する事項ですが、医業費用は、給与費から研究研修費まで９億１，０１６万１，３７３円、前年比２，８０９万７，６３４円、３．２％の増。増減の主なものは、給与費で２，３２９万７，９２８円の増。平成２９年１月に採用しました医師１名分の給与費の増などによるものでございます。ほかには診療材料費で約２６５万円の増。減価償却費で約２２３万円の増となっております。医業外費用は１，９８７万５，３８８円、対前年比１０％の１８０万３，０９０円の増。看護師就業支援金の貸与期間満了により、返還を免除した貸与金１６８万円、２名分を雑損失に計上したことなどによる増であります。

事業費用合計は９億３，００３万６，７６１円、前年比２，９９０万７２４円の増となっております。

次に、資本的収支ですが、１７ページをお開き願います。

まず、（１）資本的収入の部ですが、一般会計負担金２，４１７万８５９円、国庫補助金２７０万円、道補助金１３５万円、企業債５２０万円、収入合計３，３４２万８５９円で、損益勘定留保資金から補塡する額５３万円を合わせまして、合計で３，３９５万８５９円となっております。

次に、（２）の資本的支出の部ですが、建設改良費、機器及び備品購入費で１，６４１万４，９４４円、企業債元金償還金で１，５６９万２，７１９円、貸付金、看護師就業支援金貸与金ですが、１件の貸付で５３万円となり、合計で３，２６３万７，６６３円となっております。

１８ページをご覧ください。

３の固定資産明細書ですが、資産の種類、土地から車両まで、年度当初の現在高１９億３，９７６万９，０９３円に、平成２９年度に導入した機械備品を加え、除却した資産を減じた結果、年度末現在高は１９億５，６１５万４，０３７円となっております。減価償却累計額の現在高は３億５，３７２万１，２０８円で、年度末償却未済額は１６億２４３万２，８２９円となっております。

次に、４の企業債明細書ですが、平成２９年度に発行しました医療機器購入分５２０万円を合わせまして、発行総額が８億５，７２０万円となっております。当年度の元金償還額は１，５６９万２，７１９円で、未償還残高は８億２，５６５万６，８７９円となっております。

なお、流動負債に計上しております翌年度償還予定額は、１，９５３万９，０００円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、認定第１号から認定第８号まで８件の提案理由及び内容の説明が終わりました。

続いて、これより平成２９年度大樹町一般会計並びに７特別会計の決算について、議会運営基準第６０の規定により、監査委員から審査意見の説明を求めます。

澤尾代表監査委員。

○澤尾代表監査委員

それでは、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づきまして、審査に付されました平成２９年度大樹町一般会計他５特別会計決算に関する決算書類の審査結果につきまして、審査意見書の朗読をもってご報告申し上げます。

平成２９年度大樹町一般会計他各会計決算審査意見書。

１、審査の対象。

平成２９年度大樹町一般会計歳入歳出決算書、平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書、平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、平成２９年度大樹町介護保険特別会計歳入歳出決算書、平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書、平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

２、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づく平成２９年度一般会計他各特別会計決算書の提出を受けた年月日。

平成３０年７月９日。

３、審査の期間。

平成３０年７月１０日から平成３０年８月９日までのうち、延べ２２日間。

４、審査の概要。

平成２９年度大樹町一般会計他各特別会計の決算審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、また、予算の執行において関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施した。

５、審査の結果。

審査に付された一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は、法令に

準拠して作成されており、所定の期間内に出納閉鎖がなされ、現金、預金高、有価証券などの確認と、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合精査した結果、計数に誤りはなく、正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行もおおむね適正に行われたものと認める。

６、各会計の決算内容。

（１）の一般会計決算並びに（２）から（６）に至る５特別会計決算の内容につきましては、審査意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただくことといたしまして、朗読説明は省略させていただき、以上をもちまして決算審査意見とさせていただきます。

次に、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づく審査に付されました平成２９年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算に関する決算書ほかの審査結果につきまして、一般会計同様、審査意見書の朗読をもって報告させていただきます。

平成２９年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

第１、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づく平成２９年度の各事業会計決算書の提出を受けた年月日。

平成２９年度大樹町水道事業会計、平成３０年６月４日。平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計、平成３０年６月４日。

第２、審査の実施年月日。

平成３０年６月４日から平成３０年６月２２日までのうち、延べ１２日間実施。

なお、物品管理業務監査（棚卸監査）は、平成３０年３月３０日に実施した。

第３、審査の概要。

両事業会計の決算審査に当たっては、提出された決算書、財務諸表（事業損益計算書、事業剰余金及び欠損金処理計算書、事業貸借対照表）、財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などを照合審査するとともに、例月出納検査の現金、預金高との関連を初め、計数に誤りはないか、地方公営企業法第３条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き審査を考察した。

第４、審査の結果。

審査に付された各事業会計の決算は、いずれも定められた期間内に出納閉鎖がなされており、所定の様式に従い整備されている。会計事務における計数は正確であり、かつ予算の執行もおおむね適正であると認める。

以下、両事業会計に関する（１）経営の概況、（２）事業の状況、（３）経営成績、（４）未収金の状況などにつきましては、意見書に詳細記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただくことといたしまして、朗読説明は省略させていただき、以上をもちまして決算意見とさせていただきます。

○議　　長

これをもって、監査意見の説明を終わります。

お諮りします。

認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定についてから認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上８件の審議については、議長と議会選出監査委員を除く１０名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

なお、本委員会には、必要に応じ、地方自治法第９８条による検閲検査の請求権を付与しておきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

◎休会の議決

○議　　長

お諮りします。

議事日程の都合により、６日から９日まで休会とし、１０日から再開いたしたいと思います。

なお、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、平成２９年度大樹町一般会計並びに７特別会計の審査を行うため、９月１２日から１３日の２日間、本会議を休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、９月６日から９日まで休会とし、１０日から再開いたします。また、決算審査特別委員会において審査を行うため、９月１２日から１３日までの２日間、休会とすることに決しました。

なお、特別委員会は、委員会条例第８条第１項により、議長において、本日、本会議終了後、本議場にて開催と指定いたします。

◎散会の宣告

○議　　長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会　午前１１時４８分

平成３０年第３回大樹町議会定例会会議録（第３号）

平成３０年９月１０日（月曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　一般質問

○出席議員（１２名）

１番　船　戸　健　二	２番　齊　藤　　徹	３番　杉　森　俊　行
４番　松　本　敏　光	５番　西　田　輝　樹	６番　菅　　敏　範
７番　髙　橋　英　昭	８番　安　田　清　之	９番　志　民　和　義
１０番　福　岡　孝　道	１１番　柚　原　千　秋	１２番　鈴　木　千　秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	布　目　幹　雄
総　務　課　長	松　木　義　行
総 務 課 参 事	林　　英　也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒　川　　豊
住　民　課　長	鈴　木　敏　明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	村　田　　修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬　尾　裕　信
建設水道課長兼下水終末処理場長	髙　橋　教　一
会計管理者兼出納課長	瀬　尾　さとみ
町立病院事務長	伊　勢　厳　則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見　由　香

＜教育委員会＞

教　育　長	板　谷　裕　康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和　田　　司
社会教育課長兼図書館長	井　上　博　樹

＜農業委員会＞

農業委員会会長	鈴　木　正　喜
農業委員会事務局長	水　津　孝　一

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小　森　　力
主　　査	真　鍋　智　光

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

１０番　福　岡　孝　道　君

１１番　柚　原　千　秋　君

１番　船　戸　健　二　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これより順次発言を許します。

初めに、５番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、先に通告してあります、二つのうちのまず最初に、健康寿命の増進の方策についてということで、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それでは、世界有数の長寿国に我が国もなって久しいところですが、今日は、単に寿命が延びるばかりではなくて、健康で生活できることを重視するようになってきました。本町でも介護保険事業による地域支援事業に代表されるような、そのような実施により多くの方々の参加があります。さらなる健康増進に向けての現況と課題について、町長の考えを伺いたいと思います。

一つ目は、当町における平均寿命、まず基礎としての平均寿命はどのようになっているか。

それから、２番目として、健康寿命についての統計資料はあるかということをまずお伺いしたいと思います。

３番目については、健康寿命増進に対する事業の各種実施について、お伺いしたいと思います。

４番目につきましては、民間事業の同様な活動に対する助成もあるので、その助成の考え

があるのかについて、以上４項目について、まずお伺いしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員ご質問の健康寿命増進の方策についてお答えをいたします。

ご質問の１点目の当町における平均寿命についてでありますが、平成２７年調査結果では、男性は８１歳、管内では芽室町に次いで第２位、女性は８７．２歳、管内では第４位となっております。

ご質問２点目の健康寿命についての統計についてでありますが、厚生労働省の健康寿命に係る研究チームにおいて、人口規模が１万２，０００人未満ではその精度が著しく低く、そのような対象集団では健康寿命を算定することは適さないとされており、当町では健康寿命のデータは保持しておりません。

ちなみに、平成２８年の北海道の健康寿命は、男性が７１．９８歳、女性が７３．７７歳となっております。

ご質問３点目の健康寿命増進に対する事業の実施についてでありますが、保健事業としては、特定健診の受診率の向上及び健診後の保健指導により、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組んでおります。また、この事業は、特定健診対象者以外の住民に対してもその拡大が必要であるため、さまざまな場面を通じて、町内の事業者等を通じて、健診結果の提供などをお願いしているところでもあります。

介護予防事業としては、社会福祉協議会において「ふまねっと」を実施しております。昨年は４４回実施し、述べ２，３９６人の方に参加をしていただきました。今年度からは、試行として「レクリエーション吹き矢クラブ」を開催し、「ふまねっと」では参加の少ない男性にも興味を持って出席してもらえるように取り組んでいるところでもあります。

ご質問４点目の民間事業の同様な活動に対する助成についてですが、町の介護予防事業における助成といたしましては、「ふまねっと」に参加していただいた方にポイントを付与し、商品券に交換できるようなシステムとしているところです。

文部科学省においても、スポーツを通じた健康増進や疾病予防により、健康寿命を平均寿命に近づけていくため、スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクトを実施しており、これを受けて、歩いてポイントを貯める制度を実施している自治体もあると聞いております。

いずれにいたしましても、これからの高齢化社会を迎えるにあたり、健康寿命の延伸は必要不可欠であり、町におきましても保健事業、介護予防事業の充実を図り、健康寿命の延伸をこれからも図っていきたいと考えております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

質問をさらに深めていく前に、若干確かめたいことがありますので、もしかしてあれでしたら、また担当の課長でも具体的なことを教えていただければと思います。

１点目に、大樹町において、平均寿命というのは統計上、近年は延びていっている傾向にあるのか、短くなっているのか。前には、例えば十勝管内において、女性が大きく新聞に第２位ですよというようなことも報じられていたのが、今は２位ではなくなっているのですけれども、まず１点目に確認させていただきたいのは、平均寿命の伸長度合いというか、その傾向についてお知らせ願いたいと思います。

同じような確認のことでございますので、国の平均寿命との関係についてはいかがなものなのでしょうか。まず、このことについて、基礎的なことを教えていただきたいと思います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

管内の平均寿命と大樹町の最近の平均寿命の傾向ということですが、最近、ここ何年かという形での平均寿命の推移は申しわけありません、データとして持ち合わせておりませんので今ちょっとお答えはできませんが、男性につきましては、大樹、芽室が８１歳を超えておりますけれども、１７位の足寄までが８０歳以上ということでなっておりまして、ほとんど小数点の段階での順位の違いとなっております。

女性につきましては、４位ということでお答えしたのですけれども、第１位が清水町で８７．６歳ということで０．４ポイントしか違わないということで、この間に大樹町までが入っているということで、ちなみに８７歳以上のところは、浦幌町が第９位ということで８７歳ということで、大体８７歳以上のところが上位ということですけれども、一番下の豊頃でも８６．１歳ということで、ほぼ横並びの状態なのかなというふうに思います。

ちなみに、全国・全道の状況なのですが、全国の平均寿命が、男性につきましては８０．８歳、女性が８７．０歳、北海道の平均寿命につきましては、男性が８０．３歳、女性が８６．８歳ということになっております。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今日、健康寿命の増進ということで質問させていただきたく準備してきたのですが、健康寿命の前に、平均寿命というか、そういうふうなベースがあって初めてどれだけ元気でいけるかというふうな基礎ベースになることでないかなと思います。

沖縄なんかの全国のデータから見ると、あんなに成績がよかったところが、食べ物のせいなのか何のせいなのか、僕は詳しいことはわかりませんけれども、順位がどんどん下がっているような状況がありますので、今、色々ご答弁いただいている中で、健診なり何なりとい

うことで一生懸命やってはいただいているとは思いますが、これからもさらに他の延びているようなところについて積極的に取り組んでいただきたいなというふうな思いでございます。

年齢的なデータが、色々、過去何年間とかの伸長の状態がないというようなお話しなのですが、今、町のほうでは、後ほど健康寿命についても色々、お話しさせていただきますが、まず平均寿命についての阻害要因なんていうのは特別ないというふうに思っておいでなのでしょうか、そこら辺いかがでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

直接的な阻害要因かどうかということは置きまして、町としてまず、先ほど町長からご答弁ありました、保健事業といたしましては、健診における保健指導ということで取り組んでおります。

近年、介護保険の該当になる方につきましては、糖尿病の重症化による脳疾患の方が非常に多いということです。あわせて、医療関係に係る方については、糖尿病における特に腎臓の重症化による透析の方が多いということで、そこの糖尿病になる方をいかに少なくするかというところに重点を置いているということでございます。

そういった意味を含めまして、成人、若いうちから糖尿病の傾向として出てくる血糖値ですとか、あるいは腎臓のクレアチニン等の数値、そういうものに注意しながら保健事業のほうに取り組んでいるということで、特に食生活が豊かになってということもあるでしょうし、そういった意味での糖尿病予防というところで非常に力を入れているというところでございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

では、②のところの健康寿命についての統計のことなのですが、人口１万２，０００人以下では精度が低くて、当町では統計上のそういうふうなものはないよというようなお話ですので、そのことを後ほどお聞きすることにして、これも基礎的なことなのですけれども、共通認識というふうなことで、健康寿命のまず定義について、これは厚労省なのか、どこが出しているのかわかりませんけれども、健康寿命の定義というのはあるのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

定義といいますか、いわゆる一般的な健康寿命といたしましては、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間ということで、一般的には使われているというふう

に承知しております。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。

それで、お聞きしたいのは、今の著しく精度が低いので当町としては行政資料として健康寿命のデータはないよということなのですが、ちょっと素人で恐縮なのですけれども、例えば今の制限がなく生活できるよというようなことから考えると、例えば介護保険なんかをご利用なさっている方だとか、例えば高齢の方の身障手帳の交付状況とか施設入所者なんかから、健康寿命のそういうふうな統計というのはある程度推計できるのではないかなと思うのですが、町では、そういうふうな試みというのは、健康寿命の増進ということで旗を振っていることは重々承知しておりますので、何を指標としてそのような成果というのですか、目標というのか、そういうふうなものがなければ行政目標として向かっていけないのではないかというふうに思うのですが、今言ったような手法なんかでは、健康寿命なんかの推計なり何なりというのはできないのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

健康寿命の数値として出す場合に、例えば国なり道の統計上の方法と違った出し方で出すことにどの程度意味があるのかということも含めて、その点については申しわけありません、ちょっと検討したことはございませんでした。そういうことで町の健康寿命という形での推計値を出したことはございません。

一方、何を目標にということですけれども、例えば介護保険ですと、２号の方、要は６５歳未満の方で介護保険の適用になるような方をいかに少なくするかというような形での、保健福祉課には介護保険係と保健師のいる係がありますので、そういったところで連携した形で、そういう若い方で介護保険の適用にならないようにというようなことでの目標とか、そういう形での数値として取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。

基礎的なそのようなことで、これから基本的な考えといいますか、色々提案含めてお話しさせていただきたいと思います。

具体的に、３番目の中でお答えいただいているのは、「ふまねっと」なんかのことに象徴

されるように、総合的な施策でございますので、その代表が「ふまねっと」だよというふうなことは重々わかります。

「ふまねっと」のほかにも、前にお話しして、町長なんかは記憶にあるかどうかわからないのですけれども、例えば、これは万歩計なのですよね。こういうふうな万歩計なんかを、例えば貸与するとかなんかして、日常的に歩くことをもっともっと増やしていただくとか、試行として吹き矢なんかも今おやりになっているようですので、前もお話ししたようなペタンクだとか麻雀だとか、色々健康によい現代的なものもたくさんあると思うのですが、「ふまねっと」のほかにも、このようなメニューの増加については、吹き矢以外にも色々お考えなのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

そこのところにつきましては、社会福祉協議会と連携いたしておりまして、当面まず参加が少ない男性をということで、色々メニュー、各町村等調べまして、吹き矢ということで今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

吹き矢のほうについては、男性の方の参加を促すというふうな意味なのですが、二、三回試行されていると思うのですが、男の方の割合というのは、「ふまねっと」に比べて大分多いのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

実際、来られている方の人数等のまだ統計のほうは申しわけありません、ちょっと聞いておりませんのでわかりませんが、まだ試行ということで、５人から１０人程度の方に集まっていただいてという形で聞いております。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今、途中経過ですので仕方がないとは思うのですが、吹き矢の教室にも職員も来られておりますので、復命状態が余り良くないかなと思われます。日々のデータといいますか、参加者の把握なんかについても、ぜひ統計とっていただきたいと思います。

それで、今日、どうしてもお話ししたいと思っている点がございます。

ポイントを与えて商品券に交換できるシステムをおやりになっているということで、地域支援事業だと思うのですが、この中で商品券というのは、イメージでは５００円ぐらいのものなのかなと思ったりしているのですが、実際には、どんなポイントでどんな商品券にかえられるシステムになっているのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

「ふまねっと」に参加していただいた方につきましては、１回１ポイントということで、１回１００円ということでございます。５回来ていただいた方につきましては、５ポイントということで５００円の商品券にかえられるということになっております。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。

次の４番目にも関係するので行ったり来たりしますけれども、民間事業の同様な活動に対する支援というか、そういうことは、町内のというふうに思っていたのですが、町長、町内でそのような介護予防事業を行われているのは承知されているでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

町内の老健施設等でも行われているということは承知しております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

１週間に１回、具体的には公文式の小学校１年生とか２年生程度のものを、１週間分の宿題もあるのですけれども、そういうふうに実際に計算とか国語のことを学習されて、それ以後に「ふまねっと」をやったり、それから、ちょっとした軽い輪投げみたいなゲームをおやりになったり、歌を歌ったり、みんなでそれぞれ手遊び、指遊びみたいな、右がぐうで左がぱあとか、それを交互にやるとか、本当に介護予防の教室にふさわしいですし、そこの方々はご自分で１週間に１回集まってこられて、教材費というのもお支払いになっているのは確認しております。

町のそのようなポイント制があって参加されておりますし、人数もトータルとしては「ふまねっと」みたく７０人もお見えにはなっていなくて、実際は１３人とか１４人のオーダーだと思うのですが、これにもポイントなり何なりの支援があってもいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、提案の一つ目でございます。どうお考えでしょう

か。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁をさせていただきましたが、町内の民間の方々でそういう対策を打っていただいているというのは、私も承知しているところでもあります。

先ほどお話のあった学習を通じた介護予防と申しましょうか、その導入についても町のほうでも検討した経過はあります。ただ、それについては、町のほうでは導入をしない形で今現在、各種予防対策等を講じているところでもあります。

今現在では、民間の方々が行っている、そういうものに対してのご支援というところは実施していない状況にはあります。ただ、内容等色々開催の状況等も担当のほうで把握はしているかなというふうに思っておりますので、今後、町のほうとしても、そういう部分での支援をしていくことが必要だという段階では検討していかなければならないかなというふうには思っているところですが、今現在、民間の方々がやっているそういうものに対しての支援という形では、検討していないという状況にはあります。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それぞれ町の事業所、それから民間の事業所のこともありますし、民間の方々の狙いというものもそれぞれ目標が違うと思いますので、今の町長のお話については理解できます。

理解できるのですけれども、これはその事業所から頼まれたわけではありませんが、ただ、同じようなことで同じような公平感のある行政というふうな面でもご検討いただきたい項目だというふうに申し述べておきますので、ぜひぜひ、その中身のこととか水準が余りにも町に比べて低いとか、色々あるのかもしれませんけれども調査いただいて、次年度予算の中でご検討いただけるような、そういうふうなことをまずお願いしたいと思います。

次、二つ目の提案をさせていただきたいと思います。

前にも同じことを、すみません、しつこくお話しするので申し訳ないのですが、例えばことぶき大学なんかは、昭和４８年とかだと思ったのですけれども、そこからスタートして、もう何十年もたっております。一部新しい学部を入れたことも知っておりますけれども、前お話ししたように、例えば軽スポーツ学部のような、そういうふうなものを検討いただければ、例えば一番いいのは、ことぶき大学は足の確保がされておりますので、相当高齢者の方の参加の面からもハードルが低いのではないかなというふうに思っているのです。

あと、同じようなことですけれども、ことぶき大学の、例えば軽スポーツのような、ないしは教育委員会なり保健師のほうのそういうふうなエアロビだとか、色々そういうふうな事業なんかもそれぞれなさっていると思うのですが、何か連携の部分でどのような内部の会議があるのかも、そこら辺は今承知できておりませんけれども、連携といいますか、そういう

ふうに密でないのではないのかなという、これは僕の認識なのですけれども。

一つ目は、まず軽スポーツ学部のような新しい、それが麻雀学部でも何でもいいのですけれども、ことぶき大学の中に新しいそういうふうな運営なりが考えられないかということが一つと、総合的連携的な行政というか、そこら辺は十分であるというふうにお考えなのか、その２点についてお伺いしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

以前にも議員から同様のご質疑をいただいたことがあろうかなと思っております。

ことぶき大学については、高齢者の皆様が独自で学びの場をつくる場所だということでありまして、学部の編成等についても、それぞれ大学の役員会等で検討されて、翌年度の学部編成等も検討されているのかなというふうに思っております。

軽スポーツという部分では、今現在、ダンス学部がありますし、体を動かすという部分では、花木や料理もそうなのかなというふうに思っているところであります。

議員がご質疑の中で、ご意見としてお出しいただいた、そういう学部についても、今後、ことぶき大学の役員会等の中で、ぜひご議論いただければというふうに思っているところでもあります。

私ども、決して自主組織だから意見を申し上げないとか、関係がないという立場ではないというふうに思っていますので、必要な部分は教育委員会、教育長も学長という立場でもありますので、そういうところを通じて意見なり、そういう部分についてはぜひ大学のほうにも反映させていただければなというふうに思っております。ただ、最終的には自主組織でありますので、自らがそういうところをお考えの上、学部の編成等についてもご検討いただければなというふうに思っているところでもあります。

私ども、健康管理の部分では、ことぶき大学の開催時に血圧測定であるとか、色々相談を受けたりというようなことで、保健師を派遣していたこともございます。今年については、残念ながらそういう活動については至っておりませんが、今後も大学のほうとも色々相談を進めていきながら、必要なものについては、そういう対応もとっていければなというふうに思っているところでもあります。

月２回とはいえども、多くの高齢者の方が一堂に会する場ということもありますので、今後も健康増進等に向けた、そういう場としての役割も担っていきたいなというふうに思っているところでもあります。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

お話の中で、自主的な組織なので自分たちの中で頑張って欲しいという、町長のお考えなのでしょうけれども、僕は、町の大きな行政目標なり、健康でいつまでも元気で生活してい

ただきたいという、そういうふうな町の願いをそういうふうに具現化させていくには、それはもちろん下から上がってくるようなことも必要でしょうけれども、やっぱり行政としてある程度のリーダーシップというか、次の時代を見据えた展開というものも行政の大きな働きかけでないかなと思うのですよね。

ですから、関係ないとは言われていませんけれども、さらに積極的な、それは事務担当者レベルの話かもしれませんけれども、なかなか今まで新しい学部も、創設されてきたときも自治会の中でお話があって立ち上がってきたわけでなくて、福祉なり教育委員会なりの直接担当者が立ち上げてきたと思うのです。

昭和４８年、４９年の頃のことぶき大学は、学部生４５０人登録になっていました。今は多分１００人ちょっとではないかなと思うのですよね。

自主的なことだから、来る人が来たらいいのでしょうというふうなことではないとは思いますけれども、僕は、今お話になっているような部分のもっと積極的な行政としてのかかわり方があれば、もっと活発な高齢者教育なり高齢者の健康増進が図られていくのではないかなと思うのですが、やっぱり自主的な組織だというふうに町長はお思いなのでしょうか。

自主的な組織は間違いないのでしょうけれども、自主的な運営が第一義的だというふうにお思いなのでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

前段の答弁の繰り返しになって申しわけないのですが、ことぶき大学の組織自体は、私は自主運営で行うべきだと思いますし、学びの場というのは自らがその場をつくって、自らの意思で学ぶべきだなというふうに思っております。

ただ、前段申し上げたとおり、色々な部分での、議員からのご意見もありますので、そういう部分については、大学のほうの役員の皆様にも教育委員会を通じて反映させていただくことは全く問題ないし、そういう形はさせていただきたいというふうには思いますが、根本的にあるものについては、私は応援もしますし、ご支援もさせていただきたいなというふうには思いますが、大学自体は、自主運営で運営されるべきものだというふうに思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

プロの確かな目で間違いのない方向性を示すことも行政としての重要なことだというふうに思っております。やぶさかでないというお話ですので、今後、ぜひぜひ、町なり教育委員会なり福祉サイドなり、高齢者の方がいつまでもお元気に生活していくための条件整備の一つとして、そのようなことを取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

町長なり担当課長のご答弁の中で、健康寿命のことは高齢者になってからではなくて、

もっと小さなときから、青年のときから成人のときから必要なのだぞという、そういうふうなお話も承りましたし、スポーツだとか栄養だとか健診だとか、生涯にわたる事業である結果、健康寿命が伸びていくというような、そのような認識を示されましたので、今後とも総合的連携的なそういうふうな行政活動をぜひ頑張っていっていただきたいと思っているのですが、色々認識の差もありますので、これでこのことを終わりますけれども、ぜひぜひ積極的な取り組みをお願いしたいということで１点目終わりたいと思います。

それでは、通告の２点目についてご質問させていただきます。

テーマにつきましては、福祉等人材の確保についてということでございます。

今、どこでも人手不足というふうに言われておりますけれども、特に人手不足の分野のうちの一つだというふうな認識にあります。

今日の社会を維持していくための諸課題の一つに福祉人材の確保があります。少子化対策として保育園に対する施策の拡大や高齢者福祉を支える施設における人手不足など猶予のならない現実が多くあります。その対策及び現況を町長に伺います。具体的には、四つほどお聞きしたいと思っております。

一つは、町内保育施設における保育士の充足状況についてです。

二つ目は、町内の高齢者施設における、特に直接介護に携わる方々の介護要員の充足状況について。

それから三つ目は、福祉人材確保のための町独自の施策についてお伺いしたいと思います。

四番目は、それに関連するのですが、具体的には奨学金制度ですとか養成学校との関係強化が必要だというふうに思っておりますけれども、まず、その４点についてお伺いしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の福祉等人材の確保についてお答えをいたします。

ご質問１点目の町内保育施設における保育士充足状況についてでありますが、制度上の保育士配置基準は、町及び法人の認定こども園とも満たしてはおりますが、個別に支援の必要な児童に対する加配の保育士が不足しており、現在も探している状況となっております。

ご質問の２点目の町内高齢者施設における介護要員充足状況についてでありますが、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターとも介護士等の配置基準は満たしておりますが、特別養護老人ホームの夜勤時等において、転倒や誤嚥等の事故防止では、必ずしも十分なケアとはなっていない場合もあります。また、昨年からみとり介護を行っておりますが、夜勤時においては、こちらも十分なケアがとれていない場合もあります。老人デイサービスセンターにおいては、介護の重度化予防を初め、社会的孤立感の解消としてのレクリエーションやゲームを行うなど、コミュニケーションの場としてサービスの提供に努めておりま

す。

近年では、多くの住民の方々に利用していただいており、特に転倒等の事故防止には十分に注意を払っておりますが、慢性的に介護職員が不足している状況となっております。今後も、利用者やご家族様が安心して利用できる事業所でなければならないと考えておりますので、しっかりした運営に努めてまいりたいと考えています。

ご質問３点目の福祉人材確保のための町の施策はあるのかについてでありますが、保育士につきましては、法人が新規に職員を採用した場合、町において住宅手当を加算して支給する制度を平成２９年度から実施しており、今まで１名の利用実績がありました。

介護士等につきましては、町において高校生及び一般住民を対象とした介護職員初任者研修を開催しております。今年度で３年目となり、一般住民の参加は減ってきてはおりますが、高校生は毎年１０名前後が受講しており、将来の介護人材の育成に役立っているものと考えております。さらに、介護ヘルパー不足の対応として、ふれあいサポーターの養成も行っているところです。

ご質問４点目の奨学金制度の創設、養成学校との関係強化の必要についてでありますが、十勝定住自立圏においても、圏域内の介護士不足等の課題解決に向け、関係町村と協議し、連携して取り組みを進めることとしており、その協議では、議員ご指摘のような意見も出ているところでもあります。

今後も、町単独での対応も引き続き行っていく予定ですが、福祉人材の不足は全国的なものであり、十勝定住自立圏の活用など、関係団体、町村等とも協議、連携して取り組んでまいりたいと考えています。

○議　　長

休憩します。１０時５５分より再開いたします。

休憩　午前１０時４４分
再開　午前１０時５５分

○議　　長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、先ほどの一つ目の質問と同じように、基礎的な数値なり何なり、ちょっと確かめさせていただきます。

保育士の配置基準は満たしているということで、満たしていなかったら法律違反でございますので、それは満たしているということでわかりました。

それでは、ちょっと具体的なことで保育園のほう、教えていただきたいと思います。

３人、６人、２０人という、そういうふうな基準の中で、これについては、従前のとおり今も変わっていないのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

基本的には変わっておりません。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

その基本的にというのは、何か変わったことあるのですか。例えばゼロ歳児は３人だよ、未満児は６人だよ、３歳児は何ぼだよ、以上児は何ぼだよというふうに承知しているのですが、何か基本的なことで変わったことはあるのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

議員おっしゃるとおりのですけれども、例えば２０人で１人という３歳児以上ですか、なっていると思うのですけれども、例えば１５人で、できれば１人つけるのが例えば望ましいとか、そういう形での厚生労働省とか文科省のほうから、幼稚園、あるいは保育園部門で、そういう部分での基準のお話はございます。（発言する者あり）

○議　　長

静かにお願いします。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

調べてくればいいとおっしゃっている人もいるのですが。

○議　　長

ヤジには反応しないでください。

○西田輝樹議員

実際の、そうしたら今の基準に満たしているというようなことでのお話ですが、具体的な学級編成とか何かについては、多分、端数計算なんかになっていると思うのですが、そこら辺は、現況としては計算上どのようなことで、どれだけの職員数とどれだけの職員が配置されているのかを教えてください。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

町の認定こども園につきましては、クラスにつきまして縦割りみたいな形でやっておりまして、現在、保育士は正職員で３名おりまして、そのほかに臨時でということになっており

ます。そのほかに通常の対応として、臨時職員４名から５名程度ということで、大体１日１０名程度の職員でということになっております。法人等のクラス分け等については申しわけありません、今ちょっと手元に資料がないので直ちにお答えできません。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そういうことを教えていただいての上での若干の質問をさせていただきます。

待機児童なんかについては、以前なしだよというふうなお話だったのですけれども、私のところには、きょう、昨日の話ではないのですが、入れないのだというようなお話をいただいているようなケースがあるのですが、そういうふうな待機児童なんかについては、ないのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

町としての待機児童ということではございません。

ただ、法人の、例えば保育園に入りたいけれども入れないというような方が、待っていらっしゃるという方はございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それは、厚生労働省なんかでいうところの待機児童にカウントされる、今ややこしいことに潜在的待機児童とかという言葉と２種類あるやに思っているのですが、そういうふうな厚生省の統計上からいくと待機児童というふうに、町のほうでは認識しているのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

希望する保育園に入れないということでは待機児童にはならなくて、町全体の、例えば尾田の空きがある場合は、基本的には尾田に行っていただくということになります。ただ、ご本人が尾田はちょっと行きたくないということであれば、それは待機児童にならないというようなことでございます。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、町長に以上のことを踏まえてお伺いしたいと思います。

私のほうに、自分が担当者としての時からもそうなのですが、法人につきましては暫定保育といって、退園時間もあるのですけれども、サービスでお子さんを見ていただいているかと認識しております。

保護者の人のお話を聞くのは、暫時保育ではなくて、延長保育で払うもの払っても時間的に約束された保育体制になって欲しいというような、そういうふうなお話を僕は聞いておりますし、例えば幼保無償化の話でも、お父さんお母さんによっては、無償化の前にちゃんとみんなが入れるような、受けたいサービスを受けるようなことのほうがより大切だというような、そういうふうなお話もあります。

確かに、今回は幼保無償化とは違うのかもしれませんけれども、多分、お父さんお母さんの今の状況からいったら、そういうふうな暫時保育というのか、ちょっと専門的な用語、すみませんわかりませんけれども、暫時保育でなくて、延長保育というか、そのようなことを希望されている方も多いように思うのですが、何人いると言われれば、僕のところに電話が来た人しか知りませんけれども、アンケートをとっているわけではないのでわかりませんけれども、それが大きな流れかなと思っているのですが、町長はその点、どう思われますか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、保育園の状況なのですけれども、議員がおっしゃったような、ニュアンスがちょっとわからないのですけれども、暫時保育とかサービスでというような形での子どもさんのお預かりというのは実施しておりません。ですので、決められた時間内での保育ということになっております。ただ一方で、遅くまで、例えば仕事がローテーションの方で、もう少し、あと１時間遅く預かって欲しいとかという意味での延長保育のニーズがあるということは存じております。

一方で、議員ご質問のとおり、保育士の確保ができないということで、そういった部分での延長保育の対応は、今時点では正直難しいということで、法人、町も含めてということで認識しております。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

理解できなかったところがあるので、それぞれ町立と法人の退所時間というのは決まっていますよね。暫時保育みたいなのは、ないのだよというようなご答弁かと思ったのですけれども、ちょっとそこのところは、実際にはお仕事の関係で４時半なり何時なり、５時半でしたか法人のほうは、町立のほうは４時半というふうに思っているのですけれども、それ以後についても預かってくれるということは、それは暫時保育というのではないかなと思うのですが、それは延長保育と言うのですか。

延長保育というのは、国の措置費をもらって、ちゃんとしかるべき保護者の人もお金を払う、それから施設のほうも措置費という、今は措置費ではないのかもしれませんけれども、何らかの方法で対価を得てするのを延長保育というふうに認識しているのですが、そこは僕の間違いでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

すみません、説明が不足しておりまして申しわけありません。

例えば４時までの契約をされているお子さんが、例えば一番長いお子さんが６時までなのですけれども、６時までということで２時間延長するというのは延長保育ということで、そういう対応はしております。ただ一方で、６時以降の子さんをさらに７時とか８時まで預かってくれというような延長保育での対応は、保育士等の確保ができないためにしていないというようなご説明でございました。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。

実際には、何か色々お仕事されているお母さんで、どうしても迎えに行けない方については、そのようなことをしていただいている方もいるようです。

課長のほうでも答弁いただいたのですけれども、本当はこのコーナーで言いたかったことは、ぜひそういうふうな強い要望があるので、福祉人材の確保という、保育士というふうなことで頑張って欲しいよということを町長にお願いしようと思って、一つこれを起こしてみました。

２番目に、特養とかデイサービスのほうについても配置基準は満たしているということでで、これも法律上のルールですので、これはもう絶対満たしているのではないかと思うのですが、具体的に、特養とかデイサービスの配置基準というのですか、入所者に対する配置基準なり、デイサービスでしたら利用者に対する配置基準みたいなものがどのようになっているか、まず教えていただきたいと思います。

○議　　長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

人員配置基準ですが、介護保険施行当初の基準からずっと続いております。

特養につきましては、入居者３名に対し常勤職員で１名、夜勤体制は２名となっております。デイサービスにつきましては、１日利用者定員が３０名に対し、常勤職員で５名の介護職員の体制が必要となっております。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

常勤職員のカウントの考え方なのですが、例えばアルバイトの方が４時間とか、Ａさん４時間、Ｂさん３時間とかというふうに、例えばお二人がデイのほうにでも特養のほうにでも入られたときには、それは１というふうにカウントしていいのでしょうか。

○議　　長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

具体的な計算方法は存じ上げていませんが、臨時職員は１日勤務時間が数時間と短いですので、１日の勤務時間を常勤で働いた場合に、常勤の１日分として１人分を満たしているかというような考えで計算しているのかと思われます。申しわけありません。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今の計算をちゃんとできないと、基準は満たしているけれども、特養なりデイサービスなりの業務の向上というか、ご答弁いただいているように、そういうことも明らかになりませんので、そういうことについてもより人数確保についての基本数値を把握していただきたいと思います。

次に、入所待機者とか、デイでいきますと申込者で、そのような状況はどうなっているのでしょう。現行でもいいですし、どこかの年度の切っているところでもいいですので、都合のいいようなところでご答弁いただけたらと思います。

○議　　長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

特養の待機者に関しては、今のところ５６名いらっしゃいます。デイサービスに関しては、随時利用の受け入れをしておりますので、お一人お二人というふうに、なるべく解消するように努力しているところでございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

デイサービスについては、住民の方のお話の中で、なかなか希望の曜日、トータルとして利用できるのでしょうけれども、曜日については非常に難しいのだよというようなお話も聞いているのですけれども、そういうことをも解決されているのでしようか、現行には。

○議　　長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

現状としては、長く通われている方の曜日の変更となりますと、ほかの訪問ヘルプサービスですとか通院の都合ですとか、ほかのサービスへの支障が出ますので、なかなか動かせないという現状がございます。なるべく希望をお聞きできるように工夫しながら日々所内では検討している状況です。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと、もう一つお聞きしたいのが基礎的な数値のことで、大樹の特養に関しては定員５０人ということで、ショートステイ１０床ということで承知しております。他の管内の５０人の公立の特養もあろうかと思われるのですが、それに対する職員なり準職の方、パートの方含めてでも、それは統計のとり方がありますので、どのような方法でもよろしいのですが、他の公立の施設に対して職員配置はどうですか、少ないのですか、多いのですか。

○議　　長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長

先日の施設長研修で伺いましたデータによりますと、道内の３分の２の施設では介護職員が不足しているということだけはお聞きしております。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

他の施設関係ないというのは、経営者としてはより……。（発言する者あり）

○議　　長

静かにしてください。

○西田輝樹議員

経営する上で、ぜひ把握していただきたい事項だというふうには思っております。（発言する者あり）

○議　　長

質問続けてください。

○西田輝樹議員

それで、より効率的な運営を求めたいなというふうな意味で、今お話ししました。

３番目に、福祉人材確保の町施策ということで、一つ保育士に対する住宅手当の加算、平

成２９年度１名ということで、大変前進的な制度でないかなというふうに思うのですが、保育士以外にも、例えば介護の民間の方ですとか、そういうふな方についても検討はどうだったのでしょうか、なされたのでしようか。今後お考えいただけるようなことなのか、それとも保育士以外についてはお考えがないのか、そこら辺をまずご答弁ください。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま介護士等の人材の確保の方策についてのご意見をいただいております。

保育士については、法人の保育士も含めて住宅手当の加算でということでの対応をしているところでもあります。

介護士につきましては、今、介護を現役で学んでいる学生とのコンタクトをとるというところを重点的に行っており、実習先で大樹町の特別養護老人ホームを選んでいただくと。そして大樹町の老人ホームが取り組んでいる介護の実態等をご理解いただいた上で大樹町長の特別養護老人ホームの就職先として選んでもらえるような、そういう対応をとっているところでもあります。

やはり、そういう部分では、今の実習に来てくれた学生が持っている技術力やスキル、または人間関係の対応等々の状態もよくわかるということもありますので、そういう対応をとって、今現在、一般の募集と重ねて、そういう形での人材の確保を図っているところでもあります。

ただ、そういっていてもなかなか郡部の老健施設、私どものような特養までには人材が潤滑に確保できないという状況がありますので、答弁の中でも説明をさせていただきましたが、介護職員の初任者研修等も含めて、そういう形で介護現場を知っていただくような、そういう取り組みについて鋭意、今取り組んでいるところでもあります。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今のお話の中では、介護関係のほうの方については、考えはないということでお伺いしました。

あと、今一生懸命おやりになっている初任者研修のほうの３年間たったよというふうなご答弁だったのですが、受講者数の推移なんかは、いかがなのでしょうか。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時１７分

再開　午前１１時１７分

○議　　長

再開いたします。

酒森町長。

○酒森町長

高校で行っております介護職員の初任者研修の年度ごとの具体的な数字については、申しわけありません。今現在、持ち合わせていないので、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

ただ、答弁の中でもさせていただきましたが、一般住民の参加は減ってきているという現状にあろうかなと思います。やはり一般の方でこういう研修を受けたいというニーズがある方については、おおむねそういう要望に答えてきたかなというふうに思っておますので、減ってきているのかなというふうに思っております。

高校生は毎年１０名前後が受講していただいておりますので、大樹町内の子どもには限っておりませんので、南十勝全体でも介護の講習を受けた高校生が自分たちの町でもひょっとするとそういう担い手になってくれるということも期待しておりますし、大樹高校が行っている研修についても、そういう役割があるかなというふうに思っておりますので、一般の方々も含めて、今後まだこの講習については続けていきたいと思っております。

詳細な数字については、後ほどお示しします。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

以前、町というか社協のほうでホームヘルプの２級という講座をやったときには、南十勝のどの町村からも受講可能だということで４０人の定員に向かって実施してきましたので、これも介護保険の単費を使っているので、そうはならないのかもしれませんけれども、多分このままいけば、本当に受講者の枯渇も考えられますし、それから、前に２級のホームヘルパーの養成講座のときには、皆さん社協の働きかけでボランティア団体を設置していただいて、その中からプロになっている方やアルバイトに従事した方もいますので、必ず初任者研修については、これからも続けていかれるということですので、ぜひ、色々創意工夫しておやりいただければというふうに思っております。

次に、町には耳の痛いというか、僕のほうで以前もちょっとお話ししましたけれども、新しい人材も一生懸命確保されていることは重々承知しております。承知しておりますけれども、例えば職員で準２というのですか、正式に何たらかんたら準２という、僕わかりませんけれども、俗に言う準２の方には、住宅手当とか扶養手当がないとか、そういうふうなことで、なかなかそれではここで働けないのだよというようなこともお伺いしたこともあります。

それからもう一つ、これは個人のことですので、個人のことをとやかく言うつもりはありませんけれども、社会福祉士なんかの福祉の世界では、非常に高度な資格というふうに思っ

ていますけれども、そういうふうな資格を取った方でたまたま転職なさった方なんかもいますので、これからも資格を取られる方もいると思うのですけれども、そういう方のご褒美というか何というか、そういうことを認めてあげるようなシステムなんかも必要でないかなと思うのですが、今いる方や、これから取得されるような方の励みになるような、そういうふうなことを町長としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

介護の職員のお話での質疑をいただいておりますので、今現在いる介護の職員が職員の身分としてどこにいるかということは、私は詳細に全員のことはわかっていないので、明確なお答えはできませんが、処遇については、それぞれ採用の時点でそういうお立場で募集をさせていただいて応募の上で採用させていただいておりますので、今現在いる職員の身分については、それぞれの方々が当然了解をして勤務をいただいているというふうに思っているところでもありますし、今後もそういう部分については、その職階に応じた身分で採用させていただくということは、私どもとしては必要かなというふうに思っているところでもあります。

ただ、職員としてお勤めの間にご自身で勉強なり、色々な資格をお取りになってということがあれば、それはその資格に応じた職員の身分を改めてそういう形で採用していただくことはやぶさかではありませんし、それぞれ、例えば特別養護老人ホームであれば、それぞれの職種の方々がいらっしゃいますので、組合との色々協議の中でも、そういう部分の対応については鋭意努めているところではあります。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。現行そういうふうに仕切り直しなり何なりの中で処遇も考えないわけではないというご答弁だというふうにお聞きしましたので、間違いがあれば、また後からでも教えてください。

あと、町の福祉人材の確保という面では、もう一つこのような大きな流れがあるのではないですかということで確認したいのは、後半、今特養ですとかデイサービスのようなことはテーマにしておりますけれども、例えば有償ボランティアの活用ですとか、特養なんかですと外国人の活用とか、前は否定的なお答えをいただいていますけれども、例えば介護ロボットの利用で重労働から職場環境をよくするというような、そういうふうなことは必要でないかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

町としても、今すぐというふうなわけにはいきませんし、コストのことも色々、そのときにはお話しなさっていたとは思いますけれども……。（わからん。もう少し完結にと発言する者あり）

○議　　長

静かに願います。

○西田輝樹議員

わかっていただきましたか。有償ボランティアの活用とか外国人の活用ですとか、介護ロボットの需要によって職場環境をよくすることが福祉人材の確保につながっていくのではないかというような、そういうふうな趣旨です。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

何点か今ご質疑をいただいております。

今、介護ロボットのご提案もいただいておりまして、技術も日進月歩しているかなというふうに思っておりますし、当然、私どもの介護職員でも色々な研修を通じて、そういう新たな技術については研さんに努めているというふうに思いますので、導入が可能なものについては現場の声を十分把握しながら対応していければなと思っております。

有償ボランティア等々の関係については、担当の課長のほうから説明を行います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、先ほどの初任者研修の件ですが、平成２８年度の数字が今わかりましたので申しわけありません。平成２８年度が２５名受けておりまして、平成２９年は１１名となっております。

今ご質問いただきました、まず有償ボランティアの関係ですけれども、大樹町地域ふれあいサポート事業ということで、ふれサポと言いまして、有償のボランティアということで社協が中心になって進めております。３０分を基本に大体２００円ということで進めておりまして、社協のコーディネーターをしてくれている方がおりまして、その方の講習を受けた方がふれあいサポーターになって、援助が必要な方に助けに行くというような形で、今現在３７名の方がふれあいサポーターとして登録しております。

また、介護ロボットにつきましても、人に装着するロボットということではないのですけれども、例えばベッドにつける４点の感知器みたいなものがございまして、例えばベッドから降りるとナースコールが行くような形のものとかを特養のほうにも設置しておりまして、見回り等の、例えばそういう負担を減らすとか、認知症のある方で徘徊のある方が動いたときにすぐわかるようなというような形での導入は、若干ではありますけれども道とか国の施策と一緒に進めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

お話の中でちょっと外国人の活用についてのお考えが漏れているように感じたのですが、そこら辺は今すぐ僕も入るとは思っていませんし、色々ハードルが高いことも承知していますけれども、研究対象にはあるのではないかなというふうに思っているのですが、ご答弁お願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

全国的にも外国人の方にそういう介護の資格を取っていただいてというところが、道内にもあるのかなというふうに思っております。ただ、残念ながら日本語での資格試験になるというようなことも含めて非常にハードルが高いということ、また、それまでに至る経費についても非常に高額であるということもありますので、いまいま私どものところですぐ外国人の方々に介護の人材不足を担っていただくということの今のところの思いはありません。

ただ、そういう部分が緩和され、例えば外国の方が持っているスキルをそのまま日本の資格として認めていけるような、そういう対応が国のほうで条件緩和、規制緩和と申し上げてもいいのかもしれませんが、そういうことが可能になってきた段階では必要かなというふうに思っております。

今現在の段階では、色々制度の推移とかは見守っておりますが、すぐすぐ導入に向けて進めるという考え方はございません。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

せっかくの機会ですので、釈迦に説法かもしれませんけれども、今、町長おっしゃられたような、例えばストレートに介護要員の方はＮ２という日本語の検定試験を受かっていることで、今はＮ３なのですけれども、Ｎ２になる予定です。あと、留学生で入ってきた場合には、週２０時間就労できるとか、色々な制度を勉強いただけるというふうなことですので、ぜひ勉強していただいて、導入事例もありますし、コストのこともありますけれども、ぜひぜひ、そういうふうなことについても注意していただきたいと思います。

これで終わらせていただきますけれども、お考えになっているのかもしれませんけれども、僕は、福祉人材の確保という面では経営がしっかりしていなかったら福祉人材も確保できないというふうな認識も持っております。特養なんかにつきましても、他の施設は関係ないというふうに思われているのかもしれませんけれども、例えばこのまま１億円の赤字でいくことは組織の存亡にもかかわることでないかなというふうに思っておりますので、ぜひぜひそういうふうな中で……。

○議　　長

ちょっと注意しておきますけれども、先ほどの１点、ほかのところの経営は関係ないとい

うのは、やじの中で出てきた話であって、答弁者がそのように答えたわけではないですから、誤解しないように、その辺はお願いします。

○西田輝樹議員

わかりました。

そういうふうな財政のことも心配しているよということで、その財政の中で優秀な人材、豊かな財政の中で福祉の人材確保をしていただきたいというような、そういうふうな趣旨でございますのでよろしくお願いいたします。

これで終わります。町長、何かありましたら。

○議　　長

答弁漏れということで、酒森町長。

○酒森町長

町内には、私どものところ、または民間のところも色々老健施設がありますが、特別養護老人ホームの設置者は私でありますので、私の責任においてしっかりやっていかなければならないということはまずお伝えをしたいと思いますし、他の施設との比較とか関係ないとかということは私は全く思っていませんし、私どもの特別養護老人ホームで必要な設置基準に基づく介護士等については設置できているということでありますので、基準は満たしておりますし、そういう部分で、今のスタッフで十分な対応はさせていただいているつもりであります。

ただ、答弁の中でも申し上げましたが、夜勤の人数等においては、基準は満たしておりますけれども、その基準で十分な対応がとれるかどうかというところはやはり懸念がありますので、さらに人材の確保については努めていきたいというふうに考えております。

特別養護老人ホームにかかわらず、福祉関係の人材の確保については、町としても大きな課題だなというふうに思っておりますので、色々な方策、または、色々な学校との関係等々もありますが、しっかり対応した中で、今後も人材の確保については鋭意努めていきたいと思っております。

○西田輝樹議員

どうもありがとうございました。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時３３分
再開　午前１１時３５分

○議　　長

それでは、会議を再開いたします。

次に、９番志民和義君。

○志民和義議員

さきに通告してありました２点について、町長に質問をいたします。

まず１点目ですが、大樹町自転車条例の制定について質問いたします。

本年４月から北海道自転車条例が制定されました。

そこで、次の点について大樹町の町長の考えをお伺いいたします。

自転車は、事故が起これば重大な結果になる場合が少なからずあります。北海道の自転車条例では、自転車保険の加入が義務づけられていないとお聞きしております。大樹町として独自に条例を制定し、保険加入を義務化してはどうか、お伺いをいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の大樹町自転車条例の制定についてお答えをいたします。

北海道自転車条例は、この４月から施行され、自転車を利用した観光の推進、乗車用ヘルメットの着用の推進、自転車損害賠償保険等への加入等、自転車の活用と安全な利用を推進するために制定された条例であります。

この条例における自転車損害賠償保険等への加入は、自転車貸付業者等についてはこの１０月から義務化されますが、一般の利用者については努力義務となっており、加入を義務づけているものではなく、また、加入しなくても罰則などは定められておりません。

しかし、自転車による事故で加害者となった場合、近年では数千万円というような高額の損害賠償を支払わなければならない事例が見られます。その際に、自転車損害賠償保険等に加入していなければ損害賠償が払えないことにもつながるほか、被害者も十分な補償が受けられないことになるため、保険等への加入の必要性は高いものと考えています。

ご質問の大樹町として独自に条例を制定し、保険加入を義務化してはどうかについては、高額賠償の事例などから重要なこととは考えますが、北海道自転車条例が施行され、損害賠償保険等への加入の推進が今後見込まれることから、現段階での条例制定は考えておりません。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

北海道自転車条例について、もしわかれば、主な内容についてお伝えいただきたいと思います。

そこで、町長の答弁で、重要性は非常に認めるということなのですが、私も全くそのとおりだと思います。それで、実際に事故が起こった場合の支払ということになると、やっぱり保険というものがないと対応できない。先ほど、町長の答弁で数千万円と言いましたけれども、私のお聞きしたところでは、億を超えるという場合もあったということなので、これは一刻も猶予できない問題でないかなというふうに理解しております。

そこで大樹町として、道としては義務化していません、努力義務なのですね。貸付業者、レンタル業者、ああいうものは別ですけれども、個人で対応する場合にはそういう努力義務ということなのですが、道が周知するのと町が周知するのとでは、確かに条例的には同じなのですね。だけれども、身近に周知する分では、町の影響力は、私は道と同等以上にまた大きいのかなというふうに思いますが、町として加入促進の対策は、たとえ努力義務であっても、促進の対策についてはどうでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

北海道条例の中身は後ほど担当のほうから説明をさせていただきたいと思います。

自転車での事故というのが、最近、全国でも見受けられるかなと思いますし、いざ、その事故に至った場合には高額な賠償責任が伴うということだと、そういう事例が見られるということは、私も承知をしているところであります。

その根幹にあるのは、やはり自転車の乗り方にあるのではないかなというふうに思っております。多くが、舗道上で前をよく確認しないで走行中に歩行者の方と接触をしてしまうような事故が散見されるのかなと思っておりますので、町としては、まず自転車の正しい乗り方等についてはしっかり啓蒙していく、これは私どもの役目かなと思っております。

小学生には、毎年、自転車の乗り方の教室も行っておりますし啓蒙等も行っており、また小学校ではヘルメットの着用についてもしっかりと指導しているところだというふうに思っております。

今後は、町内での自転車の正しい乗り方等について広報紙、または私どもの広報手段を通じて周知をしていく、まずはそういう役割が町の役目かなというふうに考えておりますので、その点については進めていきたいと思っております。

道の条例の中身については、担当のほうから説明を行います。

○議　　長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

条例の中身ということで、道の条例ということでございますけれども、概要ということで説明させていただければと思っております。

町長の答弁の中にもありましたように、自転車を利用した観光の推進ということで、北海道の気候を利用したものだとか、すばらしい景観を利用した中で、北海道の特性や魅力を生かして観光客が自転車で観光しやすい環境づくりの情報発信などに努めるものが観光に対するもの、それから安全に対するものとしては、今ご質問の内容の乗車用ヘルメットの着用、それから損害賠償保険等への加入、それから、さらに安全を確保するという意味で夜間のライト点灯などの推進、それから反射鏡の器材をつけるだとかを推進しております。

それから、またさらに安全の確保という中で交通ルール、マナーの向上ということで、こ

れは基本的なことですけれども、自転車については、道路交通法上は車両という形になりますので、歩道ではなく車道の左側を走行しましょうであるだとか、それから、信号機や標識を守りましょうといったような基本的なことを、安全を高めるために道の条例の中で推進、普及していくというような、そういった内容になってございます。

以上でございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

自転車条例については、今言いましたけれども、最近、特に私も感じているのですが、テレビなんかでも随分、昔は本当に交通手段そのものだったのですけれども、今はレクリエーション的な、また体力増強、健康のためとか色々なことに、ウエートがそっちのほうに高くなってきたのかなというふうな思いで、楽しみにテレビを見ているところなのですね。また、観光ですね、これは汽車とか組み合わせて、そこから個別の観光地に行くのは自転車とか、レンタカーもありますけれども、そういう方向に向かっているのかなというふうに思っております。

また、そのためにも施策、町として、今、町長から答弁ありましたけれども、そういう保険の加入促進だとか、安全対策については、町の役目というふうな前向きな答弁をいただきましたので、ぜひその方向に向かって推進していただくよう、心からお願いをして質問を終わりたいと思います。

○議　　長

それでは、次の質問に移ってください。

○志民和義議員

次に、２点目ですが、再生可能エネルギーの推進について、町長にお伺いをいたします。

再生可能エネルギーの推進が求められております。この中でも、家畜ふん尿を利用したバイオマス発電を導入する業者が増えております。

そこで、発電をした場合、北電の送電線の空き容量が不足しているとお聞きしております。酪農経営規模拡大などに支障が出る心配があるという声を聞いております。送電線の容量を増やすよう、国、道、そして北電に求めてはどうか、町長にお伺いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の再生可能エネルギー促進についてお答えをいたします。

町内では、家畜ふん尿を処理するバイオガスプラントは、現在、２施設が稼働していますが、今後、新たに建設、または増設する施設が複数計画されています。

しかし、電力会社が所有する基幹送電線の空き容量の不足により、再生エネルギーの固定買い取り制度（ＦＩＴ）への申請手続や新たな事業者からの電力の受け入れが現在中断され

ています。

先月１７日に行われた十勝総合振興局と十勝町村会との行政懇談会において、この問題が提起され、酪農・畜産を振興する観点から、電力会社や国に対応を求めることが必要と指摘されたところでもあります。

バイオガスプラントを建設することにより、家畜ふん尿処理に係る労力の低減や臭気対策が図られるなど、今後、規模拡大を進めていく上でも大変有効な施設であると認識しています。

このため、バイオガスプラント整備を計画している市町村や関係機関と連携を図りながら、十勝町村会などを通じて、引き続き必要な対策を早急に講じるよう、国や道、電力会社に対して要望してまいりたいと考えています。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。

町長も、この要請の中で先頭に立って要望したという話を、私も伝わって聞いております。

そこで、私ちょっと疑問に思っているのですけれども、北電の対応について、当初こういうような太陽光についても、受け入れるには変動があるということだったのですね。ところが、最近どんどん太陽光が出てきていると。また、そうなると今度空きがないということが出てきました。今回出てきているのですけれども。それから、変電所から遠いとかということも出てきているのですね。変電所から遠いと言われると、これは酪農家にとっては当然農村部に位置しているわけで、変電所から遠いのは当然のことなのですね。

あと、そういう発電所がいっぱいできることによって、周波数の同期がとれないなんていうことが出てきております。私調べても、周波数の同期がとれないということについて理解ができないのですが、もしわかっておりましたらご答弁をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

今ご質問の中でありました同期がとれない、今回の停電も含めて、改めて通電の状況といいましょうか、電気を作って、それを供給していくバランスのとり方みたいな話は、改めて私も感じたところでもあります。

今現在、大樹町内でもおおむね８基程度のバイオマスプラントの計画があるというふうに聞いておりますが、その計画が中断しているということについては、大きな問題だなというふうに思っておりますし、酪農・畜産を基盤とするこの地域において、家畜ふん尿処理をしっかり行うということまでが酪農振興、畜産振興でありますので、今後も処理の方法、特に今一番有効とされているバイオマスプラントの建設に当たっては、その建設が図られるような

そういう方策をしっかり講じていきたいというふうに考えているところでもあります。

ただ、今回の色々北電等のやりとりも通じて、やはり施設の脆弱性が改めて浮き彫りになっているのかなというふうに思っておりますし、その施設にあっては、やはり地域間で大きな格差があるということもわかってきたところでもあります。

今回の停電も含めて、北海道内の電力をどういう形で担っていくのか、それを供給してうまく流通させていくのかというのは、北海道全体で考えるべきだというふうに捉えておりますので、今後もバイオマスの建設に向かっての課題の解決に当たっては、一大樹町、一どこどこ町ということではなくて、北海道全体で考えていく必要があるというふうに思っておりますので、今後も関係する機関を通じて早急にどういうことが可能かというところも含めて検討していければなと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

町長、今、施設の脆弱性と言いましたけれども、具体的にちょっとお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

それと、せっかく大樹町も北電の送電線につなぐときの助成をいち早くしていく町村として、私も本当に誇りに思っているところでございます。

それで、何かあったら容量が足りないとか変動するとか送電線が遠いとか、色々な理由が次々と出てくるのではなくて、こういう問題が初めからあると、そして、そのために今送電線が足りない、ここに来て送電線の問題が出てきましたけれども、それははっきり出てきた段階でなくて、そういうことが計画していく段階で、同時に容量を増やしていくというふうにしないと、やっぱり酪農家の将来展望が見えなくなってきますし、今月の末、私も鹿追町に視察にいく予定なのですけれども、酪農家にとって今喫緊の課題だというのですね。そして、ほかに何かいい方法が、特に法人化なんかして大きくなりますと、効果的にふん尿処理施設の手段というのが、これ以外に今のところ見当たらないということなのですね。

そうすると、やはりこれは一大樹町の問題でなくて、今回たまたま全道の問題として出てきましたけれども、そうでなくてもこの問題は大きな問題だと考えておりますので、施設の脆弱性と、北電も次々に出してくるのではなくて、きちんとしたプロだと思うので、初めからこういう対策を出してきて欲しいと思いますが、その点について、町長にお伺いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

ちょっと私は言葉足らずだったかもしれませんが、例えば大樹町内で発電された電気については、大樹町の変電所を通じて送られていくということだそうです。

変電所が今現在の電気の流通の量であれば、今の変電所の規模で賄えるのですが、新たに

この地域から電気を発電して変電所に送ろうと思うと、変電所の容量自体が足りないので、その容量については、事業者負担で設備を新たに増設する必要があるというのは、当初から北電は申しておりました。ただ、地元の生産者の皆は、その部分については自己負担をしてでもやりたいということで、その旨については、おおむね了解していたのかなと思います。ただ、つくった電気を今度は送ろうと考えたときに、その電線の中につくった電気を送られるだけの容量がないということだそうです。この電線については、実は同じような電線には見えるのですが、地域間で大きな格差があるということもわかりました。

今現在、この道東エリアでは送電ができないということで、バイオマスの計画が頓挫しておりますが、全道的には、実際は受けれる地域があるのだそうです。そこは、インフラがもう十分整備されていて、まだまだ容量があるので、新たなバイオマス施設も受け入れが可能だという地域があるというふうに聞いておりまして、そういう部分では、送電網も含めて格差があるというのが今の実態だと思います。

今現在の発電量では、北電はそれで十分対応できたということですが、バイオガスプラントのような新しい新エネルギーが出てきた段階では、それに対応できるような電線網の設備にはなっていないということだと思いますので、その解決に向けてはどういう方法がとれるのかはしっかりと対応していかなければならないと思いますし、一北電の責任ということではないというふうに思いますので、関係する色々な生産者、私ども行政、そしてまた電力を発電して供給する側も含めて、トータルで検討すると場が必要ではないかと考えています。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

本当に、こういう問題となったら、話はどうしても国のエネルギー政策になっていくみたいですね。そんなことで、ぜひ一刻も早く解決に向けて、町長を先頭にひとつ力を出していっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議　　長

休憩します。午後１時より再開いたします。

休憩　午前１１時５６分
再開　午後　１時００分

○議　　長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、６番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、さきに通告してありました２点について、町長、教育長の考えを聞きたいと思

います。

１点目は、ヘルプマークの活用で支援拡大をということについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

障がい者が地域社会で辛い思いや差別を受けることなく、健常者の理解に基づきまして、協働して日常生活を送れることが社会の基本理念だということを私も思っているところであります。

近年、障害者自立支援法や障害者差別解消法が施行され、自治体等に合理的な配慮が義務づけられました。

具体的な取り組みとして、援助や配慮が必要なことが外見ではわからない人が身につけ、周囲に知らせるために作成されたヘルプマークが広がりつつあると聞いているので、大樹町としての取り組みはどうなっているのか。同時に、マタニティマーク、耳マークを活用する考えはないか、お聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、菅議員ご質問のヘルプマーク活用で支援拡大をについてお答えをいたします。

外見からは障がいなどがあるとわからない方のため、何かしらの援助が必要であると周りに知らせ、援助を受けやすい環境を整備するために、マタニティマークや耳マーク、ヘルプマークの周知を各自治体が取り組んでおります。

北海道では、障がいのある方への合理的な配慮を的確に行える環境の整備を図るため、市町村と連携をとりながら、道内全域でのヘルプマークの普及を進めております。

当町においても、広報紙への掲載や窓口に来られた方への周知などを通して普及啓発を行っており、町内の６名の方から希望があり、配付をしております。また、当町の新規採用職員を対象にした研修においても、障害者差別解消法やヘルプマークについて説明し、何かしらの配慮が必要な方への対応方法などを周知、研修しております。

今後も、誰もが、どこでも、自立し、安心して暮らせる地域社会を目指し、皆で助け合う社会となるよう、ヘルプマークやマタニティマークなどの各種マークの普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

若干繰り返しになりますが、私は、健常者と障がい者が支え合いながら日常生活を送るためには、難しい法律だとか通達だとか、それからヘルプマークなんかも、本来なら必要がないものだというふうに考えているところであります。友達とか家族、そしてグループなどで考えれば、普段、健常者が幼児や高齢者、そして妊婦、車椅子利用者、障がい者などに対してどう対応するのかは自然に身につくべきものだと思うし、それをどう対応するかは、それ

ほど本当は難しいものではないというふうに理解をしているところなのですが、しかしながら、現実にはなかなか難しい状況にあるのが実態ではないでしょうか。だから、法律や行政対応や識別したものをつくらなければ、実際はやっていけないというもどかしさがあるのだというふうに思います。

それで、町長の答弁で、大樹町でも６名の方から希望があり、ヘルプマークを配付したと聞きましたが、その配付をした６名の方へのその後の追跡調査的なものはされているのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

先ほど答弁の中でありましたように、広報紙で周知をいたしまして、配付をしてということで、その後の追跡調査みたいな形でのその後の状況については、把握はしていないところでございます。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

具体的な取り組みとしては、僕は、配付をすることよりもそこのところが一番大事なのではないかというふうに思います。というのは、希望して配付を受けた人が、ヘルプマークをつけてそういう社会生活を送ったときに、どういうことで理解をしてもらえたのか、理解をしてもらえなかったのか、よかったのか。そういうことが、日常的な反応というか、結果をやっぱり聞き取って、それが一歩一歩前に進むようになっていくことが広がりだと思うのですよ。

一般的にあるのですが、これを配るといったら、配ってしまった後に何の対応もしない。僕はそのことでなくて、実際、定期的にお話を聞いて、それで通常で、例えば乗り物の中で理解を得られなかったとか、理解を得られてよかったとか、そういう評価のところを集約して、それをベースにしてより広げるというのが基本だと思うので、ぜひ、そのことはやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま菅議員からヘルプマーク活用のご質疑をいただいております。

私も今回ご質問をいただいて、正直なところ非常にありがたいご質問をいただいたなというふうに思っているところでもあります。今回の答弁書の作成に当たって、私もちょっと不勉強なところがあって、今あるヘルプマークの全ての目的というのがしっかり理解できていなかったなという反省点を持っているところでもあります。

今、議員がご指摘のとおり、ご質疑の答弁の中で、町内の６名の方にヘルプマークの配付

をさせていただいたところでもあります。町の役割としては、そういうことがありますが、やはりヘルプマークの役割であるとか、目的をしっかりと町民の方に周知していくというのが大切な役割だなというふうに思っております。

一方、議員のご指摘のとおり、配付した方々に対して、配付された事後の評価、状況等も町民の対応等も含めて確認をさせていただき、さらに町民の皆様に改善が必要な部分があれば、町が働きかけるということも重要な役割かなというふうに思っております。

今現在、６名の方にその後の状況等については確認をしてございませんが、これから早急に確認をさせていただいた上で、そういう結果も含めて広報紙等通じて、さらに住民の皆様への広報、周知のほうに努めていきたいと思っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、その部分はよろしくお願いしたいと思います。

それから、答弁の中でもう１点、町の新規採用職員に対して、研修で障害者差別解消法やヘルプマークについて説明したとあります。そして、その対応方法を周知したということで回答をいただいているのですが、周知をした職員から実際にそれ以降、実社会の活動の中でどんな経験があったのか、そういうような報告を受けたりはしていますか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

私、答弁の中で新規採用職員を対象にと申し上げましたが、それ以前に全職員に対して、認知症ヘルパーの講習とあわせて行ったところでもあります。以降、毎年入ってくる新規採用職員についても同様の研修をしているということですが、今まで全ての研修を受けた職員に対して、ヘルプマークや障がい者の方々への差別の解消法に関する聞き取り調査等は行っておりませんので、今後、総務課のほうとも検討しながら、そういう部分で必要なものがあれば行っていきたいと思っております。今現在は、やってございませんでした。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町が地域に出る前に、身内というか町の職員に対して、そういう研修会等で説明をして、自らそういうことを実践するというのは、僕は大切なことだと思っています。いいことだと思っています。

ただ、それも先ほどの配付した方と同じように、実は定期的に、その知識を身につけて実際に社会活動をしている中で、こういうことがあったと、まだ広く無関心のことが多いとか、そういうことをやっぱり把握して、それを参考にして広めていく。

今、配付を受けた人、職員の研修等の問題を申し上げましたけれども、そこをやっぱりやっ

ていかないと取り組みがおざなりになってしまうし、広がらないことのネックだと思います。

もう一つは、この取り組みの課題は、今の答弁の中だけでなくて、実は広く町民の方々にヘルプマークだけではなくて、障がい者の支援法だとか差別解消法を含めて、そういうことをやっぱりみんなが支え合って生きていくのだから、そういうことを実践していかないとだめですよということを理解してもらって、大樹の町へ行ったらこうだというふうに、旅行者やほかから来た人に、称賛を受けるといったら大げさになりますけれども、大樹の町に行ったらこういうことが進んでいるよということを、やっぱり認めてもらうような取り組みが実は必要でないかと。

そうすると、健常者の人の理解度の向上が、もう一方では、障がいのある方たちが自分たちの社会生活をともに営むという一方で、健常者の方がそれを包容力でもって受け入れるよとか、格好いい言葉で言えばそうなのかもしれませんが、お互いに受け手のほうにそういう形でもって、我々が理解を深めていくことが大事だと思っています。

例えばマークを見ても、あのマークは何だとかとわからないような町民が多数では、僕は困ると思うのですよ。その辺の町として、一方の受け手というか、そういう多くの町民に広報のＰＲだけではなくて、そういう理解度を深める取り組みを今後どんな形で考えていくか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ヘルプマークを含めて、障がい者の方への配慮等につきましては、障害者差別法の施行時に町民、あるいは商工会と通じて、業者の方等への周知を図ったところであります。今回もヘルプマークについては、道と市町村で連携してということで、そういう形で広報紙を通じてお知らせをさせていただいたところであります。

ただ、一方で、議員ご指摘のように、町民に対して具体的に、例えばどういうマークがどんな種類のものがあってとか、そういうきめ細かい部分までは実際行っていないというところが現状であります。

今、町では、例えば認知症サポーターの研修とか、そういう希望者の集まりとかにはそういうふに出向いて、そういう部分でやっている部分がありますので、そういう施策ともあわせながらその機会を通じて、町民と接する機会にはこういうものがあるよとか、こういうことをやっていますということで、広報紙だけではなくて、実際会ってお話しするような場面で、そういうマークの種類とか、こういうことがあるよという形で周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

全くだめとは言いませんが、実は広報紙、それから各団体に配るというのは、意外と広がらないのですよ。ですから、それだったら一般の人が、例えば１５人でも２０人でも集まるようなところでもって３分間、スピーチとは言いませんが、そういうところでチラシなんかで配るようなお話をしたほうが伝わりやすい。

ただ、先ほど商工会と言われたのですけれども、僕、商工会を非難するわけではないのですけれども、商工会にお願いすると、そこから会員には伝わるのですけれども、受け取った会員の方々にその趣旨がきちっと伝わりにくい、そういう面もあるので、やっぱり色々な地域懇談会で呼んだ場を活用するようなことでもって理解度を広げていくところが、僕はそっちのほうが大事かなと思うので、ぜひ、そちらのほうを。広い意味で、これやったからこれでもういいのではなく、活用することが大切ではないかと思うので、その辺はいかがですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

今、質疑の中でも出てきていましたが、認知症ヘルパーの制度の拡充と申しましょうか、講習を受けた方を増やしたいということで取り組んできた経緯を少しお話ししたいなと思いますが、４年前には２００人程度が、今は９００人程度までまいりました。その中には、各事業所に呼びかけて事業所の研修、職員に対する研修の制度として活用していただいたこと、そして、それ以外にも、例えば老人クラブ、高齢者の集まり等で認知症のヘルパーの講習をやっていただいたという両輪があったかなというふうに思っております。

そういう意味では、今回の障がい者の差別解消法、またはヘルプマーク等の講習についても同じような形で対応できないかなというふうに今思っていたところでもあります。

認知症のほうを急いだというか、必要性があるということで先に取り組んだ経緯がありまして、着実にその成果は上がってきたなというふうに思っておりますので、今後そういう機会がありましたら、障害者差別解消法、またはヘルプマーク等の説明、または講習についても鋭意取り組んでいければな思っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

色々な形で、今、町長言われたように、色々な手段を使ってそういうふうに、マークだけではなくて、例えば日常色々マスコミを賑わしている障がい者に対するいじめとか、それから差別、虐待、障がい者施設の中での虐待とか、色々なことが報道もされています。悲しい事実もいっぱいあるのですが、蛇足ですがそういう状況で、地域ではそういうことがないように色々な形で努力をしているのですが、そして僕は結論を最後に言いますが、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックに向かって一つのチャンスだと思っています。

そういう最中に、先日、障がい者の雇用で自ら法律をつくった官庁が水増しをしていたと。

民間の企業には、こういう雇用をせいと。雇用しなかったら違約金払えとか、そういうふうな締めつけというのですか、そういう通達を出しておきながら、自ら水増し雇用をして、その理由は解釈が間違ったと。最高学府を出た人たちが解釈を間違って、解釈を間違った人に指導されていた民間の人たちはどんな思いをするか。そしてお金も、お前のところは目標を達成していないから金払えと金をとられた会社の人たちは、どんな思いをしてあのニュースを見たかとなったら、まさに青天の霹靂ということはこのことを言うのではないかというふうに、情けない次第だと。

そういうことがあって、町長もそのことは気にしていたと思います。ですが、やはり地域ではそういう人を抱えていますから、中央省庁の体たらくを言っていても前に進みませんので、それを乗り越えて色々な理解を町民に得ながら進めていきたいというふうにしなければなりません。

町長、一言だけ、中央のだらしないというか、それはやっぱり問題あるという認識は同じだということの理解でいいですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町も他の民間団体と同じく、職員に対しての障がいのある方の雇用のパーセントというのは定められておりまして、それをクリアするために職員の採用等も含めて取り組んでいるところであります。大樹町は、幸い基準をクリアできる形で障がいのある方の雇用を進めておりますが、今後も健常者の方、または障がいのある方も含めてしっかりとした対応はとっていきたいなというふうに思っているところでもあります。今回の国のあの状況については、私も本当に強く憤りを感じているところでもあります。

議員が最初のほうのご質疑でお話しされました、そういうことが必要ない社会が望ましいのだというのは、まさにそのとおりだと思いますし、それを目指すべきだというふうには思っております。大樹町から、そういうヘルプマークの必要がないような、そういう認識、住民の環境が整うような、そういう施策を目指していきたいというふうには思いますが、それまでの過程として、やはり解消法でありますとかヘルプマークの周知については、まずは第一義としてしっかり努めていくということも必要だというふうに思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

考え方は、ほぼ同じでというふうに理解をしますので、ぜひ、我が町が、大樹の町へ行ったら障がいを持った人に冷たいということを言われないような、そういうまちづくりをぜひお願いしたいと思いますし、平成３０年から３２年に目標設置しています福祉計画の実現に向けても、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

そして、先ほどちらっと言いましたが、取り組みを進める中で、２０２０年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定ですが、国民全体でこの大会を支えていこうという時期に、その矢先に色々な競技団体で不祥事みたい何か色々な問題があって、本当にこれで大丈夫なのかなという声もなきにしもあらずであります。

そういう中で、多分、昭和３９年に開催された東京オリンピックではパラリンピックがなかったと思いますので、日本で初のパラリンピックになるというふうに僕は理解をしているものですから、諸外国から多くの障がいを持った競技に出場する選手やそれの観戦者が日本に多く訪れると思います。そのときに支援や配慮が必要な人に対して、日本の国民がその配慮がすばらしい国だと言われるふうにならなければいけないと思いますし、そこに、もし私たちの町から参加する選手がいたり、それから観戦に行く障がい者がいた場合に、そこの会場に行って辛い思いをしないようなパラリンピックの大会であって欲しいというふうに、大きな話をしたように思いますが、そういうことを願っているということであります。

そのためにも、差別解消法や、それからヘルプマークの普及、それから取り組みをぜひ広めていただきたいと思いますし、若干触れました妊婦さんがつけるマタニティマークの問題、それから耳マークというものもあると聞いています。それからヘルプカードに、私はこういうことをお願いしたいというか、支援をして欲しいということを書き入れて手帳に入れておいたら、災害時や何かにやってもらえるというヘルプカードのことがあります。ですから、そういうものが理解を深められながら広まるようになればいいと思って自分は願っているところですが、最後に町長に、マタニティマーク、耳マークとか含めて、それは一気に全部いかなくても、そのことを含めて、２０２０年が期限ではありませんが、そこに向けての決意がありましたら、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

ご答弁の繰り返しの部分があると思います。それについてはご容赦をいただきたいと思います。

２０２０年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されるということです。日本にとっても色々な部分で、社会整備、または資本整備、そういう障がい者の対応等も含めて大きな転機になるかなというふうに考えているところでもあります。

パラリンピックの関係では、３、４年前になりますが、パラリンピックの日本代表で出場する方に大樹町にお越しいただいて、子どもたちと触れ合っていただいたということもありますので、今後も子どもたちにとって非常にいい勉強の機会になるかなと思いますので、そういう場を設けられればなというふうに考えているところでもあります。

前段、議員がおっしゃっていた、そういうことの必要のない社会をつくっていくということが究極の目標であるというふうに思いますので、そういう部分についてはしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますし、マタニティマーク、またはヘルプマーク等の

活用についても、早い段階で広報紙等通じて、さらに住民の方、町民の方等へ周知を進めていきたいというふうに考えております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、我が町がそういう方向に向かって進むことをご期待して、この項目の質問を終わります。

次に移ってよろしいですか。

○議　　長

次の質問に移ってください。

○菅敏範議員

２点目に、運動公園で全十勝サッカー大会をやっていただきたいということなのですが、教育長、町長の考えを伺いたいと思います。

町の少年団活動を支援し、地域の活性化を図るとともに、宇宙のまち大樹を一層ＰＲするため、十勝規模の冠大会を計画してはどうかというのが、強い願望であります。

２年間、台風で被害を受けた他町村の施設の代替として、運動公園で開催されたサッカー大会が大変好評だというふうに聞いています。サッカー大会は、会場の問題もなく実現可能だと考えられます。選手の家族や地域住民も応援観戦がしやすく、熱が入ると同時に、子どもたちにも励みになると思うので、実現に向けて努力する考えはないか、伺いたいと思います。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

菅議員の運動公園で全十勝サッカー大会をについてお答えをいたします。

平成２８年の台風被害により、十勝川河川敷及び札内川河川敷サッカー場が使用できなくなったことから、本町の運動公園も代替会場の一つとして少年サッカー大会が開催されたところでありますが、復旧作業も進み、本年８月１８日よりほとんどの施設で供用開始となりました。

ご質問のありました全十勝規模の冠大会を開催するには、日程、役員の確保、駐車場、グランドコンディションなど多くの課題を解決しなければなりませんので、関係機関と十分協議が必要と考えております。ただ、各種大会の一会場として運動公園を使用していただくことは可能でありますので、関係機関に町のＰＲも含めて周知してまいりたいと考えております。

また、本町のサッカー少年団の指導者、保護者の方々が中心となり、運動公園を使って、今回で３回目となる大樹サッカーフェスティバルが計画されております。管内から１０チーム程度が参加する予定であり、全十勝規模とはなりませんが、本町をＰＲできる機会であり

ますので、教育委員会も支援してまいりたいと考えております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほど申し上げましたが、少年団活動の支援と宇宙の町大樹を広くＰＲするためということでありますが、今、宇宙のまち大樹については、国を挙げて、北海道を挙げて、十勝を挙げてという、そういう多くの広範囲で大樹が注目を浴びて色々な活動、行動、議論がされているところであります。

そういう意味で、色々な形でもって大樹の町が広められていますが、そういうことと同時に、一方で、子どもたちの日常の活動も含めて活動に参加できるものはないか。だから、子どもたちが頑張っている少年団活動、そして、それを町がバックアップする、そして親と一緒に手を取り合って、成績だけがよくなればいいということではありませんが、そういう広がりを見せていく、そういうようなことが主であります。

断っておきますが、僕、サッカーだけにこだわっているつもりはありません。ただ、色々考えた中でもって、今の段階でいって十勝規模的な大会をやるとすれば、サッカーが一番適しているのではないかなという考えに落ち着きました。というのは、大樹には運動公園に恵まれたサッカー場、それから駐車場、トイレがあって、ほぼ収容できる状況にあると思います。

サッカー大会は、例えば野球少年団とかバレー少年団とか何とか、そういう競技でいいますと、何年生から入るかは自由ですけれども、１年生から６年生まで一つの団と形成されていますが、サッカー大会は、１年生の大会、２年生の大会とずっと１、２、３、４、５、６あるのですね。そうすると、色々なばらつきの中で大変な日程があるかもしれませんが、できるからです。

実は、３年生以下ぐらいの大会を運動公園でやると、地域のお母さん、お父さんたち、じいちゃん、ばあちゃんも含めて、あそこに行って応援できると。声として、僕も結構行っていましたけれども「いやあ、帯広まで大変だ」という人もいないわけではありません。だから、何回も大会はありますが、１回は地元でやると非常にここは力が入ると、そういうことがあるので、やはりそれができないかなというのが願望であります。

案としては、色々ありました。例えば宇宙の町大樹をＰＲするのであれば、航空公園のあの周辺を利用したマラソン大会とか駅伝大会なんかもＰＲに役立つのではないかと。ただ、町の活性化のことも含めて一石二鳥三鳥で考えれば、大樹に来て、そういう食事をしてもらうとか、町の、なかなかＳＯＲＡまでは行けないかもしれませんが、そういうところを見てもらうとか含めて、サッカー大会が一番いいのではないかというふうに思いましたが、何となく回答の中では、できないことの難しいことばかりを言われているのですが、教育委員会としても日程等の問題はありますけれども、駐車場やグランドコンディションとかでいえば、条件的には整っているというふうに理解はできませんか。

○議　　長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

運動公園につきましては、駐車場はあることはありますが、全十勝規模ということでありますと、十勝の少年サッカー連盟の所属については４１少年団及びクラブがあるということでございます。それを一同に大樹町の運動公園に集めてということは、なかなか難しい部分もございます。また、サッカーグランドにつきましても、３面がとれるというような状況でございますけれども、その中で大会をこなすということは、なかなか難しいのではないかというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃるように、各学年３年生以下とか１年生だけの大会とか、そういう区切った小さな部分でいければ、チーム数もどれだけ集まるかはわかりませんけれども、そういう小さな部分でいくと、場合によってはできるのではないかなというふうなことも考えられます。

以上でございます。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

極端に言うと、新たな参入ですから、参入的な話をすると難しさがないとは言いませんし、年間の大会の持ち方等もありますから、ただ、一つのアイデア、あり方として、大樹をＰＲする、そして地域の活性化ということをベースにして少年団活動を支援するということを取り込みながら考えたら、少年団活動のスポーツ大会を大樹でもできるよう実現されれば、僕は非常にいいことだと思っているのです。

例で言わせてもらいますと、中札内村で枝豆杯争奪の、全道規模かどうか、野球大会があります。今年、大樹の野球少年団が大健闘で、抽選で、じゃんけんで負けましたけれども２位になりまして、そういうふうに、あれも定着しています。中札内の枝豆、あれほど広がっている枝豆についても、野球大会も含めてＰＲをしているというのがありますし、色々な町村によっては、町の特産物を冠にした大会とかをやっている町村も数多くあります。

そういうことがありますから、難しいことだけ出して、これがと壁を作ってしまうので、そこをクリアしながらいけるのであれば、条件整備をしていくということが大切でないかと。

今言われましたフェスティバルの話は、僕はいいと思います。そこにできれば、ただフェスティバルではなくて、大樹の町をいかにＰＲするか。例えばプログラムの中に、宇宙の町を広めるような形をとるとか、例えば記念バッジとか記念メダルにそういうものを活用するとか、色々なグッズの問題とか、そういうことをぜひ取り組んでいけるように、利用するというと変ですが、そういうことが実はいいのではないのかというふうに思います。

そこは今こうしたらできる、ああしたらできるという話を詰め切る気持ちはありません

が、そういうことを考えながら、全十勝大会も全てが大樹の会場に集まるのではなくて、２会場分散でリーグ戦とかやっていますから、それが大樹の一会場で、例えば音更町で半分とか、そういうことも色々あると思うのです。そういうことをぜひ検討していただきたいと思います。

確認しておきたいのですが、大樹町のサッカー場は、今は非常にいいのですが、町長に伺いますけれども、河川敷に作ったサッカー場は今はもう１００％没なのですか。あそこは復活の可能性があるのでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

河川敷にありますサッカー場ですが、以前はサッカー少年団も含めて利用していましたが、昨今は全く利用していないということで、現状のままでは、多分、幾らか整備しないと使えないかなと思います。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

財産管理上の名目は、運動公園とかサッカー場になっているのでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

今現在、河川敷にありましたサッカー場がどういう管理状態になっているかは申しわけありません、今、明確にお答えできませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

もし活用できるのであれば、例えば十勝の大会がフェスティバルのときに、例えば練習場としてとか、それから１面のコートとかでの活用があると思いますので、そこは全く多額のお金を投入しなければ子どもたちのサッカーが楽しめるような状況にはないとなればちょっと考えものですが、若干手を加えたら利用できるような形であれば、そこも活用できるようにするのも一つの地域の役目かなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、町長に、教育委員会のほうでやっぱり検討してもらって、町としては宇宙のまち大樹を広める一つの手段として、そういうサッカーということだけにこだわるのではなくて、色々なスポーツ大会を大樹で開催するときに、宇宙のまち大樹を広める一つの手段として活用していくということについては、趣旨としてはご理解いただけますか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

スポーツ大会、少年団に限らず各種大会、色々なイベントも含めて冠をつけて、冠に関した項目をＰＲするということはあると思いますので、宇宙の関係でのそういうイベントをやるということについては、可能性はあるかなとは思っております。

ただ、大樹町は今、航空宇宙の取り組みについて色々なＰＲの方法も含めて行っておりますし、今までの取り組みについても理解をいただいている取り組みもしておりますので、今後さらなる展開が必要なときには、そういうもののあり方も含めて検討したいなというふうに思っております。

ただ、先ほど委員会のほうからも説明がありましたとおり、その大会の規模でありますとか日程等々も含めて、どういうスポーツのメニューを選ぶかということもありますが、そういうところも含めた中で検討していくことが必要かなとは思っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、大樹町のスポーツ少年団活動の広がりをもう一つはしていただきたいし、それをバックアップする父兄の参加も促しながら、そして町がバックアップする、教育委員会が主催をするという、そういう色々手をつなぎながら、そういう地域のイベントとして、宇宙のまち大樹をより一層広める努力を、あらゆる手段を使ってやっていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議　　長

休憩します。１時５５分より再開いたします。

休憩　午後　１時４４分
再開　午後　１時５５分

○議　　長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、１１番柚原千秋君。

○柚原千秋議員

先に通告いたしました、公共用地の雑草処理対策について、町長にお尋ねいたします。

ここで、私ちょっと訂正というのでしょうか、一言お詫びしておきたいのですが、商品名を言ってしまったのですよね。ラウンドアップというのを、これは私の未熟なところで、正式名は成分剤名ではグリホサート剤となっております。でも、勢いでラウンドアップと言っ

てしまうかもしれませんので、その辺はひとつお許しいただきたいと思います。

本町の多くの公共施設用地（公園を除いて）の管理、とりわけ夏場の成育旺盛な雑草対策は、多くの労力と経費が必要となるわけでありますが、除草剤、例えば人畜に安全性が高く効果が確実なラウンドアップなどの使用はないと聞いておりました。法的に問題がないということでありますけれども、使用しないというか普及しないという、この理由は何なのでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、柚原議員ご質問の公共用地内の雑草処理対策についてお答えをいたします。

公共施設や町有地の雑草の処理は、刈り取りや引き抜きなどのほか、道路や一部の公共施設の通路や緑地、駐車場、グランドなどの管理には、除草剤も使用しております。

除草剤にはさまざまなものがありますが、雑草の除去はもちろん、労力や経費の節減などにも非常に有効であり、農業のみならず、家庭などでも広く使用されているところでもあります。

現在、町が使用している除草剤は、いずれも正しく使用している限り、人の健康への危険性については低いことが国の試験などでも認められております。

しかしながら、除草剤などの化学物質に対して不安や疑問を持たれる方は少なくなく、特にお子さんをお持ちの方やペットを散歩させられる方の中には、除草剤の使用に懐疑的な見方をされる方もいること、撒布の方法や薬剤の種類によっては、雑草以外の植物を傷める可能性があることなども事実であります。

除草剤の安全性に対する理解を求めていくことも重要ですが、必ずしも雑草処理の全てを除草剤で行う必要もないと思いますので、使用する場所や広さ、労力、経費などを考慮し、今後も除草剤の撒布と機械や人力による刈り取りや引き抜きを併用しながら、公共用地内の雑草処理を進めてまいりたいと思います。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

今、町長のご答弁は、公共用地内の雑草対策は、刈り取りと除草剤の併用ということで処理されているということでありますから、私の認識不足がどうしても否めないのでありますけれども、町が公共用地にラウンドアップの使用はオーケーを出ないだろうと、私の勝手な思いなのですが、固定観念にとらわれておりまして、固定観念にとらわれるのは私だけなのでしょうか。町民には、グリホサート剤の使用というのは公共用地内においてされるのは周知されているのでしょうか。まず、この点ひとつお伺いしたいと思います。

それから、私はラウンドアップを発売当初以来ずっと使っております。私も農業を５０年やっておりますから、その間、農薬の撒布も５０年やっておりまして、農協の指導とかそう

いうものも受けて、農薬の事故もなく現在に至っているところであります。

私、農薬の知識が乏しいものですから、この質問に当たって、ＪＡ農協の畑作専門の担当職員、エキスパート職員に聞いてみたり、それから製品を売っている、これはベルギー産なのですね、この薬は。そこの輸入者のお客様相談窓口というところに電話をしまして、色々と説明も受けて、貴重な資料も送っていただきました。

まず、このことについてちょっと申し上げたいのですが、ラウンドアップ商品名を言ってしまうのですけれども、ラウンドアップマックスロードの特徴として、葉から入って根まで枯らすと、それから土に落ちても土の中の微生物などによって自然物に分解されると、根からは吸収されないと、非常に低毒性物質であると、アミノ酸系の除草剤で人やペットにも安心であるというふうに書いてあります。

そこで、法令遵守の町長や説明員の方には、釈迦に説法で大変心苦しいのでありますけれども、わからない人も町民の中にいると思うので、適応法令も余り長くないですから短くしゃべりますけれども、農薬取締法、登録農薬、それから道路法にも該当しないし、消防法危険物指定可燃物も該当しない。それから毒物劇物取締法にも該当しない。それから農道安全衛生法、これは二つあるのですね、５７条と５７条の２と。一つ目は表示対象物質、それから二つ目は数値対象物質、いずれも該当しないと。それから化学物質排出把握管理促進法、これも該当なし。それから土壌汚染対策法、これも該当ないというように書いてあります。これは間違いないのではないですか。これは、森山裕農林水産大臣の登録票にもそういうふうに書いてあります。

それで、出された資料には、このようにも書いてあります。世界遺産や海外の国立公園など管理に使用されており、地域で最も使われている除草剤とあります。

以上のことから、安全だと、こういうことなのですから、会館だとか、それから墓地だとか、尾田中学校のグランドで毎年７月第３土曜日に運動会を行っているのです。そのときに業者にお願いしてグランド整備してもらうようなのですが、雑草、あそこに物置が二つ、三つあるのですが、その周りだとか、それから運動場はそういう懐疑的なところもあるというから、それを除いて、あの広い運動場ですから、奥のほうにバックネットがあるので、そちらのほうにそういうものを撒布したらいかがかなと思いますので、その点ひとつご答弁いただきたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

今回ご質問をいただいたということも踏まえて、担当のほうで少し調べたものがございますので、少し町の状況について私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

町が主に使っている除草剤ですが、アミノ酸系とフェノキシ酸系というのがあるようです。アミノ酸系は、いわゆる植物全体に作用するというような除草剤で、主に裸地に使っております。また、もう１個のフェノキシ酸系というのは、特定品種の雑草にだけ効果がある

ということで、これは特に稲科の雑草をとりたいということも含めて、これについては芝等で活用しているということです。

このフェノキシ酸系については、その管理を委託している委託業務の中で使用されているということであります。主にどういうところに使っているかというと、町道の縁石部分、または墓地の通路、東屋周辺部分、また、先ほど申し上げましたが、中央運動公園、生涯学習センターの委託業務をしております芝の部分で、稲科の雑草を処理したいために一部活用している部分があります。主にそういうところで、町有施設としては活用しているところでもあります。

議員のご質疑の中でもありますとおり、私の答弁の中でもありますが、特に小さなお子さんが立ち入る可能性があるところ、またはペット等を散歩させるところについては、もちろん除外する必要があるというふうに考えておりますので、今後も除草剤等の町有施設、町有施設周辺等の環境整備に伴う除草剤の活用については、そういうところも十分考慮しながら、除草剤を使う部分、または刈り取り、手で抜くような作業が必要なところも含めて、色々そういう条件を考慮しながら対応していきたいと思っております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

私、最初にお聞きした、そういうことを町民に周知しているのかということ、その辺はどうなのでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

町の方策として、そういう除草剤の使用等について周知しているということはありません。なので、今後それぞれ担当のほうとも検討しながら、必要な部分については町民の方にもお知らせするということも必要かなと思っております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

だから、例えば今私が言った尾田中学校の物置周辺の草刈りなんかも、鎌で刈るのが刈りづらいのですよ、石なんかがあって。ぽさぽさと生えてみたり、力のある草ならやれるのだけれども力のないような、そういうところに除草剤をかけたらどうかなと、余り人も行かないのだし。

私、お客様相談室に電話したところ、こう言っていました。私が聞いたのは、自治体等で問い合わせあるのかと。そうしたら、問い合わせはありますと。使っているか使っていないかはわからないけれども問い合わせはあるというふうに聞かされました。

そういうところを、地域の人が集まってやるのですよ。役場ではこういうのは案外認めな

いのだよなとかという話なのです。民地の場合にあっては、法律にもあったように、告知しなくてもいいとか、表示しなくてもいいとかというのだから、別に問題はないのだと思います。とがめられたこともないし。

だから、もしそういうところでやる場合は、告知しておきなさいと、念のために。そして、縄か何かで囲っておけと。１日とか２日したら、もう土に潜ったものは不活性化するし、葉からかけたものは吸収されるのだというようなことで、だから、まいた次の日に、農家の場合はすぐ畑起こししてもいいというぐらい、そういうホルモン剤なのでしょうかね、そういうことなのですよね。

その辺をはっきりと、それはやりますよなどとは言えないのでしょうけれども、そのぐらいは、私、許していただきたいなと思うわけ。会館の駐車場とか、そういうところにかけるぐらいは許していただきたいなと思います。

ギシギシ、シバムギ、セイヨウタンポポ、これは世界三大雑草と言うのだそうです。ほかにも厄介なのがあるのですよ。オオイタドリ、これも農地のへりに生えているのです。これを調べると２メーターから４メーター５０ぐらいになるというのですよね。それだけの背あるから、根っこもまたすごいのですよ。私も今年その仕事に四、五日携わったのだけれども、木みたいな格好している、本当に木かと思うぐらい、そういうごっつい根っこなのですよね。それから、コンフリー、スギナ、これもまた大変らしいのです。それからツユクサ、リードカナリーグラス、レッドトップ、キクイモ、昔、キクイモというのは栽培したのだそうですね。

ラウンドアップでさえも困難な雑草がたくさんあるのですよ。いずれの農作物も素手や鎌ではとても無理でないかと、処理するのに。やっぱりそういう除草剤をもって、この除草作業というのは重労働ですからね、重労働からやっぱり開放してやるというのも、私は大事なのではないかなというふうに思っております。

提案なのですけれども、尾田中学校のグランド、私も時々コミセンで何かあるとき、明るいときも行きますけれども、昨日も念のために見に行ったのです。そうすると、やっぱり雑草が生えているのだよね。運動会のときと違うのです。こういうところに、もう滅多に使わないのだし、保育所だって、認定こども園の人だって、普段あそこに行くのかな。行くか行かないかわからないけれども、そこを薬で処理して、それこそ告知もするべし、縄で囲いもするべし、そこに私はこう思うのです。

薬を撒布した後、コスモス、大樹町の花、町花コスモスの種、不耕起栽培でいいのです、その薬をかけた後。コスモスというのは、どんなところでも生えるのです。石原のこういうところでも生えますからね。うちでは植えたことないのです。みんなそういうので結構きれいに咲いているのですよ。それをぱらぱらとあちこちまいて、そうすると、それがまた次の年に種が落ちて広まるのですよ。

そうやって、児童館には芸術の先生もおられると。その裏が草ぼうぼうといったら、ちょっとさまにならないような気がするし、それから、やっぱり卒業生の一人として、それからまた地域住民の一人として、廃校の後の寂れた様子というのは忍びないですよね。これは廃校

になったことない人はわからないと思いますけれども、そういう気持ちなのですよ。そういうことをしてはいかがかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

公共施設における除草剤、除草のあり方については、除草剤を撒布する場合もありますし、安全性を考慮して刈り取る、または手で抜き取るというようなことを行っておりますので、今後もそういう対応についてはやはり必要かなというふうに思います。

やはり、安全性に非常に心配をされる町民の方もいらっしゃいますので、適材適所の雑草処理のやり方については、検討していければなと思います。何が何でも除草剤を使わないという方針ではないということはご理解をいただきたいなと思います。

尾田中学校のグランドの空き地対策といいましょうか、雑草対策でもご意見をいただきました。非常に景観的にもいいかなというふうに思っておりますが、年に数回、尾田の地域の運動会も含めて、グランドとして活用したい時期もありますので、そういう時期も含めてコスモスの種をまくということでの可能性については、今後、検討していきたいと思っております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

私も農業委員の端くれとして、ああいう姿を見ると何だか耕作放棄地みたいなような気がするものですから、一言提案させていただきました。

参考までにですけれども、大樹の変電所ですか、新通の北電の変電所があるでしょう。あれから町道３５号までのちょっと行ったところですかね、尾田のほうに向かって右側の歩道、これはどこの所管か私は知りませんけれども、道の所管なのでしょうか。ラウンドアップかけてあるのです。わかるのです、ラウンドアップか草を刈ったか、わかるのです、私見たら。それはかけてありました。

そして、尾田の市街近くになる１キロぐらいから人家があるのですが、そこから尾田の市街にかけてはやっていないのだよね。市街の人だから、やったりなんかはするのでしょうけれども、ご承知のとおり尾田の市街にも人影見ないときもたくさんありますから、人がいないのですから。

今度、尾田の豊頃線、私、昨日通ったからわかったのですよ。尾田豊頃線の尾田の拓北ぐらいまではわかるのですが、その上はわからないのですけれども、歩道だか何だかわからないぐらい草生えている。１軒だけ１００メーターぐらい自分の家のところだけ処理してきれいにしてあります。そこをベトナムの研修生四、五名で自転車に乗って、へりをすれすれ通っておりました。あれならペットだって歩かないと思いますよ、濡れるから、そういう姿を見ました。

そして、今度、尾田から２３６号線に出たところで、あそこは丁字ですから、それから上更別の市街をずっと両方、除草剤をかけてありました。ということを、私の参考としてお聞きください。

いずれにしても、何か私の空振りになったような気がするのですけれども、法的にはどうなのかな、もしかけたとしたら処分されるのかな、会館周辺の一部そういうところ、どうなのですか。

○議　　長

松木総務課長。

○松木総務課長

基本的にグリホサート系除草剤、それから一般的に使われている部分に関して毒物・劇物ではない普通物という取り扱いになっているものを使用してございます。それに関して、罰則というのは存在しないかと思います。

ただ、先ほど申しましたグリホサート系でいきますと、全ての植物、非選択型でございますので、かかったものは全ていってしまうと。例えば花壇のそばで雑草を除去するとか、そういうときには非常に危険性がございますし、お客様センターのほうにお問い合わせされたということなので、多分おわかりだと思いますけれども、安全使用上の注意点も書かれてございます。

少なくとも撒布したその日はそこに立ち入るな、ペットが例えばそこに入ってしまったら様子を見て、場合によっては獣医に連れていけと。全く無害ですよという、農林省も厚生労働省も発がん性とかそういったものの全く危険性はないよとは言っているのですけれども、一応は、例えば撒布したその日はその場所に立ち入らないようにしてくれとか、ペットに関してもきちんと様子を見る、目に入ったらきちんと洗って医者に見てもらうとか、そういった若干不安にさせるような安全上の注意もございます。

ですから、そういったところを全員が気にしなくなってくれればいいのですけれども、必ずしもそういう人ばかりではございませんので、先ほど町長も申し上げましたとおり、適材適所と申しますか、その場所に応じた適切な使い方が最も望ましいのだろうと思います。

ご指摘のとおり、これを使ったことによって罰則を受けるとか、そういったことはございませんし、うまく活用していくのが公共用地の適正管理に最も有効な手段かなとは考えるものでございます。

以上です。

○柚原千秋議員

わかりました。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議　　長

次に、２番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町道の整備について、よろしくお願いいたします。

町内における町道認定の道路は４１５路線前後と聞いております。特に農村部においては、農業経営の法人化や規模の拡大に伴い１５トンから２５トン級の３軸６輪走行という、そういう大型タンカーや、また牧草収穫時期の大型車両の搬入、また自走式大型農業機械等の導入が増えており、路面や路肩の損傷等が近年に目立つ状況になっております。

平成３０年度には、町道維持管理事業、町道維持補修業務などに予算を計上していますが、町道の損傷等の実態からは修繕が追いつかない状況だと思っております。

今後、計画的な町道維持管理事業が必要と考えまして、町道の今の現状と今後の維持補修業務、改良整備について、特に３点について町長にお聞きしたいと思います。

１点目ですけれども、町道の簡易舗装整備、特に上大樹地区、川南地区に集中していますが、平成初期に整備されまして、もう２０年以上経過している中、今の路面の破損状況と補修改修の状況についてお聞きしたいと思います。

２点目ですけれども、近年の大型農業機械、また大型車両の導入等の影響による町道の路肩損傷の状況の把握と今後の改修計画についてはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

３点目ですけれども、これは近年、宇宙の２法の成立により、大樹町を中心とした航空宇宙産業基地の形成に取り組んでいますが、民間宇宙関連企業への支援という観点からも多目的航空公園から現在活用している発射場までの道路、通称、作業道路と言うのでしょうか、そういった軌道衛星に向けた新たな射場までの改良整備の予定と考え方、また国や道への取り組みと要請についてお聞きしたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員ご質問の町道の計画的な維持管理事業の推進についてお答えをいたします。

初めに、本町における平成３０年度当初の町道は４１３路線、実延長は約５４３キロメートルであり、その維持管理を行っております。そのうち、舗装済み延長は約２１１キロメートル、舗装率は３８．９％となっております。

ご質問の１点目、町道の簡易舗装整備、上大樹地区、川南地区に集中していますが、２０年以上経過している中、路面の破損状況と補修改修の状況についてにつきましては、簡易舗装を実施した当時は、多くの行政区から町道整備の要望をいただいており、道路整備に関して補助事業の採択が大変厳しい状況でありましたので、行政区との打ち合わせの中で、交通量が多く防塵処理等が必要な路線を優先的に再生合材により簡易舗装をいたしましたが、近年では大型車両の増加に伴い、路面の損傷が目立つようになってきております。

上大樹地区につきましては、平成２６年度に上大樹地区道営農業農村整備事業の採択を受け、平成３１年度の完成を目指して改良舗装工事を行っている状況であります。

川南地区につきましては、日方、上中島行政区など交通量の多い路線では穴やわだちなどにより交通に支障を来している道路がありますので、細かな道路補修や舗装補修につきましては平時の道路パトロールなどにより状況を把握し、随時適切に対応をしております。

ご質問の２点目、近年の大型農業機械等の影響による町道の路肩損傷状況の把握と今後の改修計画につきましては、昭和４０年代から昭和５０年代にかけて整備された舗装道路も、舗装の老朽化や農業機械の大型化により、路肩の損傷及び路面のひび割れ等が発生し、一般の通行にも支障を来している道路があることは把握しております。

道路の維持補修は、安全な通行を確保するために必要不可欠なものと考えておりますが、補助事業の制度がないことから、町の単独事業で補修することとなりますので、小規模な損傷は当該年度で補修対応し、延長が長く費用のかかる補修に関しては調査し、年次計画を立てた上で計画的に補修を実施したいと考えております。

ご質問の３点目、多目的航空公園から現在活用している射場までの道路と新たな射場までの改良整備の予定と考え方につきましてお答えをいたします。

町内ロケットベンチャー「インターステラテクノロジズ」につきましては、高度１００キロメートルの宇宙空間到達を目指し、観測ロケットＭＯＭＯを昨年７月及び本年４月と６月、打ち上げに挑戦したところであります。結果は残念ながら成功には至らず、現在、不具合の原因究明はほぼ終了し、新たなロケットの製造準備に取りかかっているところと伺っております。

現在活用している射場までは、浜大樹から海岸線を通る当縁海岸線と国道３３６号から東７号、東７号支線を経由して、保安林内の作業道を通る道路があります。保安林内の作業道については、かつてジェットエンジンの実験を行っていた防衛省技術研究本部が保安林内行為の許可を得て拡幅し、砂利を敷設しました。

ここ５年ほどロケットエンジン燃焼実験やロケットの打ち上げ実験が行われるようになり、町がさらなる拡幅と修復を行い、現在では大型バスが通れるようになっております。

今後も、実験や視察による交通量の増加、機器等の運搬を考慮し、適切な維持に努めてまいりたいと考えております。

軌道打ち上げ用ロケットの射場は、現在の場所か他の場所か未定の段階であり、今後、確定したときにその射場までのしっかりとした道路整備をすることとし、同時に国や道に支援、協力を要望してまいりたいと考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大変ありがとうございます。

それで、これから再質問していくのですけれども、特に川南地区、南部地区の道路について再度お聞きしていきます。

１点目のまず上大樹地区については、道営の整備事業の採択を受け、平成３１年度完成を

目指して改良舗装工事が行われているということがわかりましたので、それを期待するしかないのですけれども、特に川南地区の簡易舗装の件ですけれども、当時作ったときはどのぐらいの総延長があって、今現在、交通に支障を来している簡易舗装はどれぐらいの距離があるのか、聞いている中では、ある程度は部材を撤去して砂利敷きの道路に変えたということですけれども、今現在どれぐらいの距離があるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

髙橋建設水道課長。

○髙橋建設水道課長

川南地区の簡易舗装ですが、当時、総延長ですが５路線を整備して約８，７００メーターで、再生合材による簡易舗装を実施しておりました。

また、今現在、通行に支障を来している延長はどのぐらいあるかということですが、延長といたしまして約４，８００メートル程度支障を来しているのかなと思っております。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、まだ４，８００メーターあるということなので、まだ簡易の補修が必要かと思うのですけれども、それで、「きめ細やかな道路補修や舗装補修につきましては平時の道路パトロールなどにより状況把握し、随時適切に対応してまいります」と町長から今答弁いただいたのですけれども、今４，８００メーターあるという数字が出ましたので、もう十分原課では把握していると思うのですよ。特に川南線で、町道７線の一部と町道１０号、町道１９号だったかな、そういうところは抜本的な例えば補修、砂利敷き道路に戻して、そうすると後から幾らでも補修はきくので、そういったことに変えていく必要があるのではないかと思うのですが、その辺の考えについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

髙橋建設水道課長。

○髙橋建設水道課長

川南地区ですけれども、町道南７線、１０号と１９号と簡易舗装で整備しておりますが、路面の損傷、再生合材は特に深く穴があくというような特徴があります。その場合、再生合材なものですから、グレーダーでならすこともできないため、その都度、今まではまた再生合材による穴埋めで補修を行っておりました。

基本的には抜本的な解決にはなっておりませんでしたが、議員、先ほど言うように、昨年、特に路面の損傷の激しい南７線の簡易舗装を一号線分というのですか、５００メーター程度再生合材を剥がすというか、撤去して砂利道に戻してみました。そうしましたら、深掘りやわだちができてもグレーダーで路面をならすことができて、逆に管理しやすくなったという面もございますので、今後は、特に損傷がひどいところから簡易舗装や何かを撤去して、穴

やわだち掘りの補修にはグレーダーでならして、また防塵対策もありますので、砂埃の立つところには塩カルをまいて対応するようにしたいと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明の中でも、やっぱり通常の砂利敷き道路というか、そのほうが管理しやすいのだという、この時点に来たら、もう穴があいている、くぼみがあるということで、あの辺には民家もあり、大型法人もあったり、また乗用ですと、特に軽自動車ですと結構引っかかる状態なのですよね。補修しても、その年はいいのですけれども、冬の凍結で浮いて春剥がれると、そうするとまた同じ繰り返しなのですね。抜本的な改善が必要でないかと思います。それもあわせて、また最後のほうに町長にお伺いするのですけれども。

２点目の町道の路肩の損傷ですが、舗装の老朽化や農業機械の大型により一般の通行にも支障を来している道路があることは把握していますということは、原課もそうですし、町長もそれは理解していると思うのですけれども、特に私、南部地区で一番気になるのは、浜大樹線、そこが結構大変だと思います。

あそこは、晩成温泉のバスも走ったりして、お客さんも結構揺れるという話も聞いていますし、荷を積む方も結構ローリングするという話も聞いていますけれども、その辺の路線について、今後の補修計画などは持たれているのでしょうか。それについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

髙橋建設水道課長。

○髙橋建設水道課長

町道の路肩の損傷ですけれども、浜大樹線につきましては、以前にも路肩の損傷がひどくなり、両側の路肩付近の舗装を補修した経緯がございます。また、近年、路肩の損傷が激しくなってきておりますので、今年度もほんの一部ですけれども、特にひどいところの路肩を補修した経緯があります。

今後の補修計画ですけれども、路肩の損傷のひどい、延長も浜大樹線のひどいところは４，５００メートルぐらいあると私も把握しておりますので、距離も長いことから、また舗装補修の費用も相当かかりますので、年度の計画を立てながら舗装の補修を行っていきたいと考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の浜大樹線の件でもう１点聞きたいのですけれども、今一部の路肩を補修しながらやっているのですが、これもやっぱり先ほどと同じことで、その年は上乗せかぶしても、冬の凍結で浮いてまた春剥がれてしまうということになるのですけれども、仮に浜大樹線の補修実

施に向けて、従来どおり路肩の一部を補修修繕４，５００メーターそのまま行ってしまうのか、今の説明の中でも計画的に全面上乗せ舗装というものもあると思うのですよね。上にかぶせることが考えられるのですけれども、実際やるとしたらどの方法が一番ベストだと思っているのでしょうか。それについて聞きたいと思います。

○議　　長

髙橋建設水道課長。

○髙橋建設水道課長

舗装の修繕の方法なのですが、浜大樹線、特に路肩の損傷が激しいのですけれども、舗装になってから４０年から５０年程度、舗装自体が経過しておりますので、また近年、道路の中心付近もひび割れ等の損傷も発生して、老朽化ですかね、劣化してきているということもありますので、路肩だけ補修するのではなくて、舗装全面の修繕、オーバーレイと言いますが、そういうものを今後行っていったほうがよいのではないかと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

以上の４点全部、原課のほうの説明をいただいたのですけれども、それで、これについて町長に聞きたいのですけれども、１点目の質問も簡易舗装の件、川南線も全面的に砂利敷き道路が一番ベストなのだと。浜大樹線もどっちかというとオーバーレイの舗装がいいのだという、そういう原課の声も聞いたのですけれども、そうすると、単年度の道路維持管理費の範囲内では絶対無理なのですよね。

そうしますと、「調査をし、年次計画を立てた上で計画的に補修を実施したいと考えております」と町長の先ほども答弁をいただいたのですけれども、それは今の答えの説明の中では十分説明されているし、理解はしているし、十分調査もできていますので、あとは、この延長が結構長いので、延長の維持を考えた場合には、年度的に平成３１年度以降の予算にきちんと計画的に道路維持管理費というものを、ある程度５００メータースパンとか７００メータースパンで計画的に何年で改修するのだという、そういった計画が今後必要でないかと私は思っているのですけれども、それについて町長はどうでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、町道の維持補修、破損の状況等も含めてご質疑をいただいているところでもあります。

私も、今年度、町道の１９号の簡易舗装の傷みがひどいということもあって、向こうのほうに出向いたときに実際に通ってみました。

先ほど、担当の課長から説明したとおり、簡易舗装、議員も先ほどおっしゃっていましたが、穴を修繕したところで、翌年、凍結でその穴がさらに広がって深くなってと年々繰り返

していますので、やはりどこかの段階で、簡易舗装については、簡易舗装を除去した上で通常の砂利道に戻していくという対応が必要かなと思っておりますので、そういう部分についても、適宜、全体の修繕計画の中で見直していければなと思っております。

また、浜大樹線につきましても、先月の８月２１日でしたか、大漁祈願祭等がありまして、秋季御例祭がありまして、私も役場の公用車で実際に走ってみました。ちょっと見ただけでも路肩の補修の跡があちこちに見受けられますし、一番気になったのは、道路全体に亀裂がかなり短い間隔で走っているということで、その衝撃が車に乗っていても体に感じるという状況は散見されるのかなと思っております。

一番方法でベストなのは、全面オーバーレイだというふうには思っております。ただ、延長がかなり全体でもありますので、計画をもって進めていかなければならないかなというふうには思っているところでもあります。毎年、それなりの金額を予算計上させていただいて、道路の補修、整備に予算を費やしているところでもあります。

新規で舗装の要望が出ている道路もありますので、全体の予算の中でどこにどういう配分をしていくかということがこれから求められると思いますし、予算を増やせる状況が可能であれば、予算を増やすということも必要ではありますが、限られた予算の中でやっていくということであれば、道路だけに予算を向けられる金額というのはおのずと決まってくるかなというふうに思っておりますので、今後も地域の皆様の要望等も踏まえた中で、今も計画をもって行っておりますが、修繕の部分もこれから重要な作業だというふうにも思いますので、修繕の部分も含めて予算をどういうふうに配分していくかは地域の皆様とも色々ご相談をしながら進めていければなというふうに思っております。

いまいま現在、来年度等の予算について増額しますというような明言ができることはないということは、お許しをいただきたいと思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、できればやっぱり、平成３１年度の予算から少しでもいいから、簡易舗装であれば民家もありますので、特にそこの部分だけでも改修してあげるというのも一つの方法かと思います。最初の始まりは、地域の要請から来ているので、簡単に変えるというのはまた厳しいと思うのですけれども、そういうことを踏まえながら計画的に進めていただきたいなと思っております。

次に３点目の射場までの改良整備についてですけれども、現在のところは作業道で適切な維持管理は町の単独事業で行っていると思います。

射場まで、今、民間企業は、ロケットの本体とか機材はほとんど精密機械で、精密機械は振動とかああいうものは大敵なので、そういうことを考えますと、理想は舗装の改修工事がベストだと思うのですけれども、仮に舗装の改良工事を行うと、距離的には２キロぐらいあ

ると思うのですけれども、どれぐらいの事業費がかかるのか積算しているのでしょうか。それについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ご質問の点でございますけれども、約２キロというところでございまして、町道の３６０メートルも含んでの２キロ程度の距離かなと思っております。

ここを、町道の５．５メートルではなくて４メートルの林道企画で十分かなと思って、一度積算を建設水道課のほうにお願いしまして、概算の経費を出していただいてございます。そのときには、調査設計で約２，０００万円、それから道路改良舗装で３億５，０００万円程度、これはマックスですけれども、かかるのではないかという試算をいただいています。改良ですので側溝の排水溝も含めてということでございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、設計で２，０００万円、改良工事で約３億５，０００万円ということは、当然、これを単独費用でやるというのは厳しい状況だと思うのですけれども。

それで、宇宙２法の成立だとか、民間企業の支援から、色々国も支援するようになりまして、多少の金額ですけれども。そういった中に、道路整備だとかライフラインだとかインフラ整備にかかわる事業、そういうものはないのか。その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

○議　　長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

宇宙基本法ができまして、民間の参入を促すと、国も支援するのだというようなことになってございまして、それに伴いまして、宇宙２法、宇宙活動法、リモセン法が整備されているところでございます。

国の支援、具体的な支援という部分では、ハードの整備に対する補助というような直接的なものではございませんで、ルールを明確化すると。要は、法律をきちんとつくって民間が参入してロケットを打ち上げれるようにしますよ、あるいはロケットの審査、飛行機と同じようにこれは国の許可が要るようになるのですけれども、その審査に関してはなるべく早くスムーズに透明性をもって審査しますよとか、あるいは民間が参入するに当たって、これからどのぐらい、例えば小型ロケットの打ち上げ需要はあるのかという予測が民間ではなかなか立てづらいところがありますので、国として調査をして、このぐらいの需要が見込まれますよ、だからぜひやってくださいというような、そういった側面的な支援については現在も行っているところでありまして、今、示されている支援というのは、そういった面であって、ハードの部分については、個々の問題になってくるのかなと思います。

それが、公共団体がやるのか、民間の企業がやるのかによって変わってくるかと思いますけれども、民間に対しては、研究開発費については別途に今もいただいている部分がありますけれども、公共インフラに対しての補助についての明確な制度というのはまだ示されていないという状況かと思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、最後に町長に聞きたいのですけれども、そういったことで、町内のロケットベンチャー企業をこれからも応援していかなければならないと思います。

インフラ整備も含めまして、なかなか今の段階では、ハード面では一切ないと。でも、国も応援している、十勝も応援している、全道挙げて応援しているという中で企業は取り組んでいますので、町長にはぜひ、道の先生方も含めて、国に対して要請活動を今後しっかりとやっていただきたいのですけれども、できれば、将来の射場を見込んでやっていただくことがベストだし、やっぱり今のベンチャー企業も、多分、道路整備を一番望んでいるのではないかと思いますので、その辺について、町長、最後にお願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

射場のインフラ整備で道路の整備の関係については、担当のほうから今説明をしたとおり、概算ではありますけれども、設計費も含めると４億円近いお金がかかるということであります。

ただ、今後、今のロケットから、さらに軌道の打ち上げ用ロケット、軌道に衛星を打ち上げていくようなロケットになると、本当に今の候補地、今打ち上げているところが、今後の打ち上げの射場として適正かどうかという判断も必要になってくるかなと、実は思っております。

例えば、保安距離だけを考えても、今現在は１．５キロで済んでいますが、大きなロケットになると保安距離が拡大されます。そうなると、例えば近隣にある酪農家のエリアは本当に大丈夫なのか、ＪＡＸＡの実験棟、格納庫等はその中に入ってしまわないのかというようなことが色々ありますので、そういうことも勘案した中で、射場の候補地が選定されていくのかなと思っております。

候補地が選定された段階で、それに伴うインフラ整備、道路整備等を、または電気、水道等も必要になるかなとも思いますので、そういう部分も含めて、国のほうには射場の整備、そして関連するインフラの整備も抱き合わせでご支援をいただけるような、そういう取り組みを今後していくことが必要だなというふうに思っておりますし、それについては、十勝、北海道挙げて要請要望は上げていきたいというふうに思っておりますし、そのときにはぜひ地元として議会のお力もお借りしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いい

たします。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後のまとめですけれども、１点目と２点目の町道の簡易舗装の補修、または路肩の補修、延長が長いことから、今後は計画的に、できれば平成３１年度から予算計上していただいて、荷の運搬、また一般の通行の支障のないように町道整備をお願いしたいと思います。

また、大樹町中心とした航空宇宙産業基地の形成からも、町内のロケットベンチャー企業の期待からも、町民一人一人のモチベーションアップも、今回は残念でしたけれども、それを落とさないためにもモチベーションを上げながら、町が今できること、支援できることをきちんと整理していただいて、将来の射場を見据えたことを同時に、今、町長おっしゃいましたように、議会も応援しますし、国や道に要請活動を引き続きお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議　　長

これにて、一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議　　長

お諮りします。

議事日程の都合により、あす１１日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、あす１１日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議　　長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会　午後　２時５０分

平成３０年第３回大樹町議会定例会会議録（第４号）

平成３０年９月１４日（金曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　行政報告
第　３　平成２９年度決算審査特別委員会報告
第　４　認定第　　１号　平成２９年度大樹町一般会計決算認定について
第　５　認定第　　２号　平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
第　６　認定第　　３号　平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第　７　認定第　　４号　平成２９年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第　８　認定第　　５号　平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第　９　認定第　　６号　平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第１０　認定第　　７号　平成２９度大樹町水道事業会計決算認定について
第１１　認定第　　８号　平成２９度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
第１２　議案第　６３号　工事請負契約の締結について
第１３　発委第　　２号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
第１４　議員の派遣について
第１５　委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（１２名）

１番　船　戸　健　二	２番　齊　藤　　徹	３番　杉　森　俊　行
４番　松　本　敏　光	５番　西　田　輝　樹	６番　菅　　敏　範
７番　髙　橋　英　昭	８番　安　田　清　之	９番　志　民　和　義
１０番　福　岡　孝　道	１１番　柚　原　千　秋	１２番　鈴　木　千　秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	布　目　幹　雄
総　務　課　長	松　木　義　行
総 務 課 参 事	林　　英　也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒　川　　豊
住　民　課　長	鈴　木　敏　明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	村　田　　修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬　尾　裕　信
建設水道課長兼下水終末処理場長	髙　橋　教　一
会計管理者兼出納課長	瀬　尾　さとみ
町立病院事務長	伊　勢　厳　則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見　由　香

＜教育委員会＞

教　育　長	板　谷　裕　康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和　田　　司
社会教育課長兼図書館長	井　上　博　樹

＜農業委員会＞

農業委員会会長	鈴　木　正　喜
農業委員会事務局長	水　津　孝　一

＜監査委員＞

代 表 監 査 委 員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	小　森　　力
主　　査	真　鍋　智　光

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

２番　齊　藤　　徹　君
３番　杉　森　俊　行　君
４番　松　本　敏　光　君

を指名いたします。

◎日程第２　行政報告

○議　　長

日程第２　行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、今議会開会日の９月４日以降に発生しました災害の被害状況などについて行政報告を申し上げます。

１番目の気象状況の悪化による被害状況ですが、９月４日から５日かけて接近した台風２１号は、心配されていた降雨量は４０ミリ程度でしたが、５日の午前２時から４時ごろまで強風が吹きました。この影響により、デントコーンの全倒伏が１カ所、４ヘクタール。旧尾田小学校の屋根の軒先の一部剥離、ガラスの破損が確認されております。

２番目ですが、９月６日午前３時７分に発生した北海道胆振東部地震による停電に伴う対応と被害について、ご報告を申し上げます。

本町では、地震発生後の３時４５分に災害対策本部を設置し、町内全域での復旧が確認され避難所を閉鎖した９月８日午前７時に、本部を解散しております。

避難所につきましては、町内６カ所に設置し、避難者の総数は延べ２１６人、避難所に泊まられた方は４人でした。また、携帯電話の充電のため、公共施設３カ所を開放しております。

次に、被害の状況ですが、最初に農業関係被害では、停電に伴う生乳の廃棄が２農協合わせて８０経営体分の６０７トン、金額で６，０７０万円と見込まれます。また、ＪＡ大樹町では、受け入れた大根２２トンも廃棄をしております。

商工業関係ですが、商工会で行った聞き取り調査の結果では、商品廃棄物の被害が４００万円と見られております。なお、この額には休業等による減収分は含んでおりません。

公共施設関係では、晩成温泉の臨時休館による影響額が２５万円程度、学校給食センターの廃棄食材については購入額ベースで約１２万円であります。

次に、被災地への支援関係ですが、被害の大きかった厚真町、安平町、むかわ町から北海道を通じて十勝管内市町村に対し業務支援のための職員の派遣の要請があり、本町からは安平町に３名を派遣いたします。また、北海道社会福祉士会から本町職員に対する派遣要請もあり、派遣を承認しております。

なお、参考として、停電に伴う行政事務等の臨時的措置の内容についての資料も添付させていただきました。

現在、電力需給の逼迫を背景に、全道規模での節電の取り組みが進められていますが、役場関係施設につきましても、公共施設の開館時間の短縮や照明の抑制、行事等の日程変更などに取り組んでおりますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、万一計画停電が実施される場合は、防災行政無線等を通じて住民の皆様への周知に努めてまいりたいと思っております。

被害状況や対応、被災地支援などの内容につきましては、今後も議会などでご報告をさせていただきます。

なお、今回の災害対応に当たり、執行いたしました発電機の借り上げ料や燃料費、職員の時間外手当など想定外の経費につきましては、必要に応じて予算の補正をお願いしたいと考えておりますので、この点についてもご理解をお願いいたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

派遣ということが出て、派遣する人数も出ているわけでございますけれども、福祉協議会からの要請ということで、うちの福祉協議会からは１人も派遣というか、出ていかないのかどうか、お聞かせをいただきたい。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

社会福祉協議会につきましては、道の社会福祉協議会のほうから通じて要請があると聞いております。２０日から職員１名、むかわ町のほうに行くということで聞いております。

以上でございます。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之議員

職員が行くということですが、しっかり勉強してきていただくようにお願いいたします。窓口になるのは、町であったり、福祉協議会だろうというふうに思いますので、災害のときにどういう状態が起きて、どうなのかと。この検証もしっかりしてきていただくようお願いをしておきます。

行って、お役に立つのだろうと思っていますし、うちの役場にも現実的にはきちっとメリットがあるのだろうというふうに思いますので、職員の方は大変だと思いますけれども、帰ってきて時間ができてからで結構ですから、うちの町としてはこういうことも必要だというようなレポートというか、そのものもお願いができるかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議　　長

布目副町長。

○布目副町長

今、派遣の職員を出すわけですけれども、そこで得た経験、知識等貴重な勉強になるかなと思いますので、それについては、職員で共有すると同時に、広報紙などを通じて、また住民の方にもお知らせをしたいなというふうに思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

先ほどの被害状況ですけれども、農業関係、商工業関係、また公共施設ということで出ています。これに対する補塡というのは、何かあるのでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒森町長

今回の地震による停電の影響での被害状況については、先ほど報告をさせていただきました。今のところ具体的に、例えばＪＡ、商工会からそういう要請があるという動きはありません。今のところ、私どもとしても具体的にそれについて何らかのというところも正直考えてはいないところです。ただ、今後、災害対応の部分で何か組織として対応していくようなことがあれば、ご相談があれば、そういうところについても検討はしたいなというふうに思ってはおりますが、今のところ具体的に、この被害に補塡をするなり助成をするなりということについては、そういう考えは今のところありません。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

髙橋英昭君。

○髙橋英昭議員

議長、報告にはちょっとなかったのですけれども、町も関与している重要な事案なので、もし差し支えなければお聞かせ願いたいと思います。透析業務の関係です。よろしいですか。

○議　　長

はい。

○髙橋英昭議員

今回の停電による透析業務で支障があったのかどうか。もし支障があったとすれば、患者さんをどう対応されたか、お聞きになっているか、お聞かせ願います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

人工透析への対応でございます。

まず、停電になりまして、森クリニックのほうとどういうふうな対応がとれるのかということで連絡をとりました。

当初、発電機があればということでお問い合わせがありましたので、関係町村も含めて発電機が借りられるかどうかということだったのですが、容量的に大分大きいもので、その対応ができないということでした。それとあわせまして、森クリニックのほうから帯広市にあります透析協会、透析している関係病院が全て入っているところなのですけれども、そういったところに人工透析の受け入れが可能かどうかということを問い合わせしていただいておりました。

人工透析につきましては、金曜日にやる予定だったのですけれども、最悪土曜日でもいいということで調整をしておりましたところ、清水の日赤のほうから半分ずつ受け入れが可能だということで連絡がありまして、森クリニックのほうで３０名ほど予定をしておりました金曜日の方なのですけれども、１５名ずつ運ぶということで対応いたしました。実際、最終的に行ったかどうかの部分の確認はしていないのですけれども、森クリニックのほうの停電が復旧したのが金曜日の遅くでしたので、金曜日の１５名については、清水の日赤のほうに運んだというふうに思っておりますが、土曜日の分につきましては、停電が復旧したので特に問題なかったというふうに思っております。

以上でございます。

○髙橋英昭議員

ありがとうございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第３　平成２９年度決算審査特別委員会報告

○議　　長

日程第３　平成２９年度決算審査特別委員会報告を行います。

去る９月５日の本会議において、決算審査特別委員会に付託いたしました、認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての８件の審査が終了しておりますので、報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、福岡孝道君。

○福岡決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成３０年第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第７６条の規定により報告します。

１、委員会開催日、平成３０年９月１２日から１３日まで。

２、事件及び審査の結果。

事件の番号は、認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで８件であります。この８件の審査結果につきましては、本特別委員会において８件全て認定といたしました。

以上、別紙のとおり、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議　　長

報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第４　認定第１号

○議　　長

日程第４　認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております平成２９年度大樹町一般会計決算認定に反対の討論を行います。

総務費、町税費、賦課徴収費の十勝圏複合事務組合滞納整理機構への支出です。日ごろから滞納整理に町職員が力を合わせ、高い収納率を上げていると考えています。私は、町民の問題は、町職員で解決していくのが重要だと考えています。現在の職員の皆様に、そういう能力を備えていると認識していることから、整理機構に回すことなく職員で徴収すべきだと考え、本決算認定に反対をいたします。

○議　　長

次に、賛成討論の発言を許します。

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

平成２９年度大樹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

歳入の状況を見ますと、調定額に対する収入割合は、前年度と同じ９９．６％となっており、主要財源である町税の収入割合は９８．２％と引き続き高い数字を維持しています。決算額は法人町民税の減などの影響で２０６５万円、２．３％減の８億７，１１６万円となりました。

歳出の執行率は９３．１％で、前年度に比べ１．３ポイントマイナス、翌年度繰越額を除いた不用額は前年度と同じ１．９％となり、効率的に予算執行されているものと判断いたします。

この結果、実質収支は約２億４，４４６万円の黒字となり、歳入の確保や歳出の削減に対する努力は十分評価できるものと考えます。また、地方債の現在高は、交付税措置のない起債借り入れを一般財源に振り替えたことなどから２億４，８０３万円の減となりました。

基金残高については、普通交付税が前年度と比較し大幅に減少したことにより、財源確保として財政調整基金を繰り入れしたため、２．０％減の３４億４，９１６万円となりました。報告のあった健全化判断比率においては、普通交付税の減額の影響で前年度より多少の増加が見られますが、引き続き健全な財政状況となっております。

予算執行の内容及び成果についても、決算審査意見書のとおり、効率的かつ適正に執行されておりますので、平成２９年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

○議　　長

次に、反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第１号平成２９年度大樹町一般会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議　　長

よろしいです。

起立１０人。起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり認定されました。

◎日程第５　認定第２号

○議　　長

日程第５　認定第２号平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第２号平成２９年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第６　認定第３号

○議　　長

日程第６　認定第３号平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君

○志民和義議員

ただいま提案されております平成２９年度後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の討論を行います。

この制度は、発足当初から高齢者を区別することになると批判が多く、かつての老人保険制度でよかったと考えて、本決算認定に反対をいたします。

○議　　長

次に、賛成討論の発言を許します。

船戸健二君。

○船戸健二議員

ただいま議題となっております認定第３号平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築された制度です。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、制度発足後１０年が経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収や対象者の加入、離脱の届け出、また、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところであります。

本会計においては、事業運営が円滑に進められており、事務処理においても適切に処理されていたことから、本会計の決算に賛成いたします。

○議　　長

次に、反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

次に、賛成討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第３号平成２９年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議　　長

よろしいです。

起立１０人。起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり認定されました。

◎日程第７　認定第４号

○議　　長

日程第７　認定第４号平成２９年度大樹町介護保険特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第４号平成２９年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第８　認定第５号

○議　　長

日程第８　認定第５号平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第５号平成２９年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第９　認定第６号

○議　　長

日程第９　認定第６号平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第６号平成２９年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第１０　認定第７号

○議　　長

日程第１０　認定第７号平成２９年度大樹町水道事業会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第７号平成２９年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第１１　認定第８号

○議　　長

日程第１１　認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、討論を行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

認定第８号平成２９年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第１２　議案第６３号

○議　　長

日程第１２　議案第６３号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第６３号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

契約の内容ですが、工事名は大樹町情報通信基盤整備工事。

工事の施工場所は、大樹町内一円。

契約方法は、指名競争入札。

契約の金額は、２億６，４６０万円。

契約の相手先は、札幌市白石区菊水２条１丁目８番２１号、北海電気工事株式会社取締役社長、吉本浩昌。

工事内容ですが、高速ブロードバンド用基地局を１カ所、中継局を６５カ所。

工期は、契約の翌日から平成３１年２月２８日までで、次のページに図面を添付させていただきました。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

この設置に向けまして、昨年度、地域の説明会等行っていると思うのですけれども、今日まで説明会を通して、どのぐらいの方が設置を希望されているのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議　　長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

これまでにアンケートをとっておりまして、直ちに利用したいという方と、将来的に利用したいという方、これを含めまして約１５０名でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

１５０名という説明を受けたのですけれども、これは全員ではないと思うのですけれども、残りの方もいると思うのです。せっかく高速ブロードバンドですから、これからまだ期間があるのですけれども、未設置者というか、その人方に対してはあくまでも個人の判

断にお任せしてしまうのか、町としてもある程度推奨していくのか、その辺について最後に聞きたいのですけれども。

○議　　長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

アンケートも回収率が低くございまして、まだまだ使うであろうと思われる方もたくさんおられますし、事業所からも、この事業所は来るだろうというところもございますので、つぶさに。また工事が進んでいく中で、実際、説明会をやりますと一回見てみたいという方がおりますので、工事が２月２８日に終わりまして、供用開始してその後１カ月ぐらいまでは当初のキャンペーン期間ということの設置を考えておりますので、そこに向けてまずＰＲしますけれども、そこでは実際先駆的につけたところが見られますので、あるいは業者で見せることができますので、このぐらいですよというようなことの具体的なお示しができると思いますので、そこを強化して全町に、キャンペーン中につけますとかなりの特典がございますので、その間にたくさんつけていただくというような努力をしていきたいと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６３号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　発委第２号

○議　　長

日程第１３　発委第２号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

経済常任委員長松本敏光君。

○松本敏光経済常任委員長

ただいま議題になりました発委第２号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、北海道町村議会議長会から要請された意見書案で、９月４日委員会を開催し、協議を行った結果、全会一致で本意見書案を提出することとしたものであり、地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１３条第３項の規定により、議案を提出するものであります。

それでは、意見書の読み上げにより提案理由の説明とさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約４分の１を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林の資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成３１年の通常国会で創設が予定されている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

１、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

２、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てであります。

以上、本意見書の趣旨をご理解の上よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議　　長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第２号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議員の派遣について

○議　　長

日程第１４　議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第１５　委員会の閉会中の継続調査について

○議　　長

日程第１５　委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第７４条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議　　長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、平成３０年第３回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前１０時４８分